

関東食料

・農業・農村

をめぐる事情



提供：群馬県



群馬県



令和6年度版
関東農政局

【はじめに・・・】

近年、気候変動や国際情勢の変化、人口減少など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、食料の安定供給を確保し、持続可能な農業・農村を築くことは、私たちの暮らしと地域社会の未来に直結する重要な課題です。

本資料では、関東地域の農業・農村が直面する現状と課題を整理するとともに、食料の安定供給や持続可能な農業・農村づくりに向けた取組や方向性を紹介します。

地域の特性や最新の動向を踏まえ、皆様の理解を深め、今後の施策や活動の検討に役立つ情報を提供することを目的としています。

関東地域の農業・農村の理解を深め、関係者の皆様が今後の取組を考える一助となれば幸いです。



* [関東食料・農業・農村をめぐる事情](#)

【表紙の写真】

関東農政局管内（10都県）の代表的な農産物を掲載しています。表紙の写真をクリックすると、各農産物等の関連ページをご覧ください。

* [関東農業マップ](#)

* [画像出典先一覧](#)

【利用上の注意点】

「関東」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県です。

本編

第1章 関東管内の農業の特徴

1-1 関東管内の概観（総面積・耕地面積・地域特性 ほか） …… p.1

図表1-1-1 農業産出額・都県別の全国上位品目 …… p.1

1-2 関東管内の農業に係る指標 …… p.2

図表1-2-1 関東管内の農業に係る指標／図表1-2-2 都県別基幹的農業従事者数の推移 …… p.2

1-3 国内最大の食料消費地としての特徴（人口・インバウンド） …… p.3

図表1-3-1 都県別人口／図表1-3-2 訪日外国人客数 …… p.3

1-4 気候等の自然条件（気温・日照） …… p.4

図表1-4-1～1-4-3 …… p.4

1-5 主要農畜産物の生産等の状況（産出額・植物工場など） …… p.5-6

図表1-5-1～1-5-4 …… p.5-6

1-6 食品の販売環境・物流等の状況 …… p.7-8

図表1-6-1～1-6-5 …… p.7-8

1-7 農業経営体の状況（認定農業者） …… p.9

図表1-7-1～1-7-3 …… p.9

1-8 農地・耕作面積・地域類型 …… p.10

図表1-8-1～1-8-3 …… p.10

第2章 主要課題に係る関東管内の取組

第1節 農地の確保と有効利用 …… p.12-13

図表2-1-1 担い手への農地集積率・伸び率の推移／地域計画の策定状況 …… p.12-13

第2節 担い手の育成確保と多様な農業者による農業生産活動 …… p.14-16

第3節 消費者需要に即した農業生産の推進と経営の安定 …… p.17-33

（野菜・果樹・茶、麦・大豆、GAP、米政策、経営安定対策 ほか）

主要図表：2-3-1（指定産地）／2-3-2（果樹面積）／2-3-3（茶の経営体数・面積）／2-3-4（緑茶輸出）／2-3-5（麦作付推移） ほか …… p.19-24

第4節 農業生産資材の安定確保と国産化の推進 …… p.34-35

図表4-1-1 肥料価格・国内資源活用策 概要 …… p.34-35

第5節 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした経営の展開 …… p.36-38

図表5-1-1～5-1-2（認定農業者数の推移・法人化等）／事例紹介 …… p.36-38

第6節 女性が活躍できる環境整備 …… p.39-40

図表6-1-1～6-1-2（参画拡大の数値目標・登用割合） …… p.39-40

第7節 成長産業化・国土強靱化に資する生産基盤整備と保全 …… p.41-44

情報通信環境整備、流域治水（農業用ダム・ため池等） 事例 …… p.41-44

第8節 スマート農林技術の活用の推進 …… p.45-46

図表8-1-1 実証プロジェクト採択地区一覧／フォーラム実施 …… p.45-46

第9節 伝染性疾病等の発生予防（家畜防疫・植物防疫） …… p.47-51

HPAI・豚熱の発生状況、総合防除（IPM）、緊急防除等 …… p.47-51

第10節 農産物輸出の概況 …… p.52-53

第11節 食料安全保障の確保のための持続的な食料システム …… p.53-58

LFP、物流効率化、食品ロス対策 等 …… p.53-58

第12節 食料消費の動向と食農のつながり …… p.56-58

第13節 みどりの食料システム戦略の推進 …… p.59-68

認定・特定区域・交付金の状況 等 …… p.59-68

- 第14節 気候変動・生物多様性への対応（有機・環境保全・高温障害等） …… p.69-80**
 図表14-1-1～14-3-3 等 …… p.69-74
- 第15節 多面的機能の発揮 …… p.81-82**
- 第16節 バイオマス・再生可能エネルギーの利活用 …… p.83-84**
- 第17節 農泊の推進 …… p.85-86**
 図表17-1-1 高付加価値化の課題 …… p.86
- 第18節 中山間地域等の振興 …… p.87-88**
 図表18-1-1 直払制度の実施状況 …… p.87
- 第19節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進 …… p.89-90**
 図表19-1-1 被害額の推移、ジビエ利用量の推移 …… p.89-90
- 第20節 都市と農村の交流・関係人口の創出と移住の促進（棚田・都市農業） …… p.91-95**
 図表20-2-1～20-2-2（都市農地・事業実施状況） …… p.93-94
- 第21節 防災・減災、国土強靱化等 …… p.96-98**
 ため池・水利施設の防災工事等 …… p.96-98

巻末参考

1. 令和6（2024）年度表彰・受賞（関東管内）

- 全国優良経営体表彰（日本農業賞／農林水産祭 天皇杯・内閣総理大臣賞 ほか） … p.99-101
- 食育活動表彰（農林水産大臣賞／消費・安全局長賞 ほか） … p.99-100
- 未来につながる持続可能な農業推進コンクール … p.99
- 飼料用米多収日本一 関東農政局長表彰 … p.100
- 農山漁村女性活躍表彰（農林水産大臣賞／経営局長賞 ほか） … p.100
- 輸出に取り組む優良事業者表彰（農林水産大臣賞／輸出・国際局長賞） … p.100
- 食品産業もったいない大賞（大臣官房長賞／審査委員長賞） … p.101
- 豊かなむらづくり全国表彰事業（日本農林漁業振興会会長賞／農林水産大臣賞／関東農政局長賞） … p.101
- 関東農政局 多面的機能発揮促進事業 局長表彰（最優秀賞・優秀賞） … p.102
- ディスカバー農山漁村（むら）の宝（第11回選定・関東農政局優良事例） … p.102
- みどり戦略学生チャレンジ（全国大会・関東ブロック） … p.103

2. 農業遺産（関東管内）

- 世界農業遺産（GIAHS） 認定地域 … p.103
- 日本農業遺産 認定地域 … p.104

3. 世界かんがい施設遺産（関東管内）

- 登録施設一覧（県・市町村・施設名・登録年） … p.104

4. SAVOR JAPAN（農泊・食文化海外発信地域）認定

- 認定地域（地域・食／認定年） … p.105

5. 地理的表示（GI）保護制度 登録（関東管内）

- 登録番号・名称・生産地・登録日 … p.105

6. 指定棚田地域／指定棚田地域振興活動計画（関東管内）

- 指定状況（県・市町村・指定地域数・協議会数） … p.106

7. 「つなぐ棚田資産～ふるさとの誇りを未来へ～」（関東管内）

- 認定棚田資産（県・市町村・棚田名・認定団体） … p.106

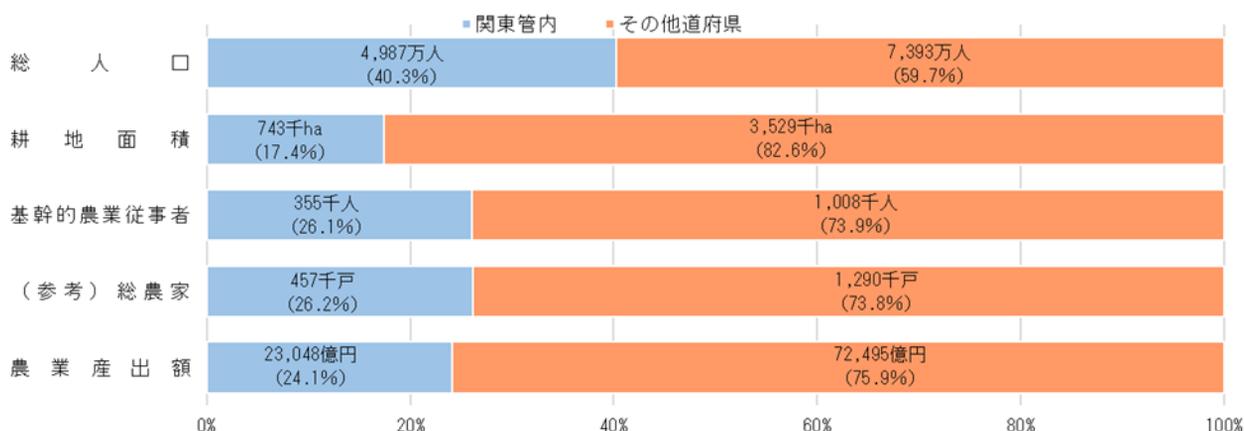
第1章

関東管内の食料・農業・農村の現状

2 関東管内の農業に係る指標

- 総人口：4,987万人 日本全体の総人口（12,380万人）の **40.3%**
- 耕地面積：743千ha 日本全体の耕地面積（4,272千ha）の **17.4%**
- 基幹的農業従事者数：355千人 日本全体の基幹的農業従事者（1,363千人）の **26.1%**
- （参考）総農家数：457千戸 日本全体の総農家数（1,747千戸）の **26.2%**
- 農業産出額：23,048億円 日本全体の農業産出額（95,543億円）の **24.1%**

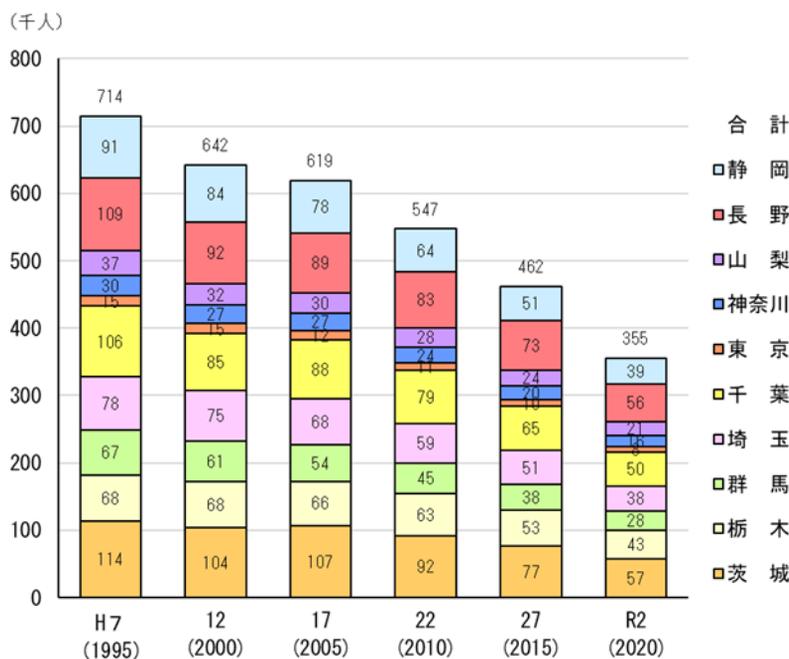
【図表1-2-1】 関東管内の農業に係る指標



資料：総務省「令和6年（2024）年人口推計」、農林水産省「令和6年（2024）年耕地及び作付面積統計」、[「2020年農林業センサス」](#)、[「令和5年生産農業所得統計」](#)

注：「耕地面積」は、田と畑の合計。

【図表1-2-2】 都県別基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「[農林業センサス](#)」

記載上の注意点

- 1：「関東管内」とは、関東農政局が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県を総称で、「その他道府県」とは関東管内を除いた37道府県を指す。
- 2：「生産農業所得統計」の農業産出額について、
 - 1) 全国及び関東管内の産出額は都道府県値を積み上げたものである。
 - 2) 統計数値については、表示未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 3) グラフの（ ）内の値は構成比である。
 - 4) 構成比については、表示未満の数値で算出しているため、表示上の数値で算出した構成比と一致しない場合がある。

3 国内最大の食料消費地

関東管内は、日本の人口の4割を占める国内最大の食料消費地。訪日外国人の約半数は成田空港や羽田空港から関東へ入国。この動向も管内の食料消費に影響。

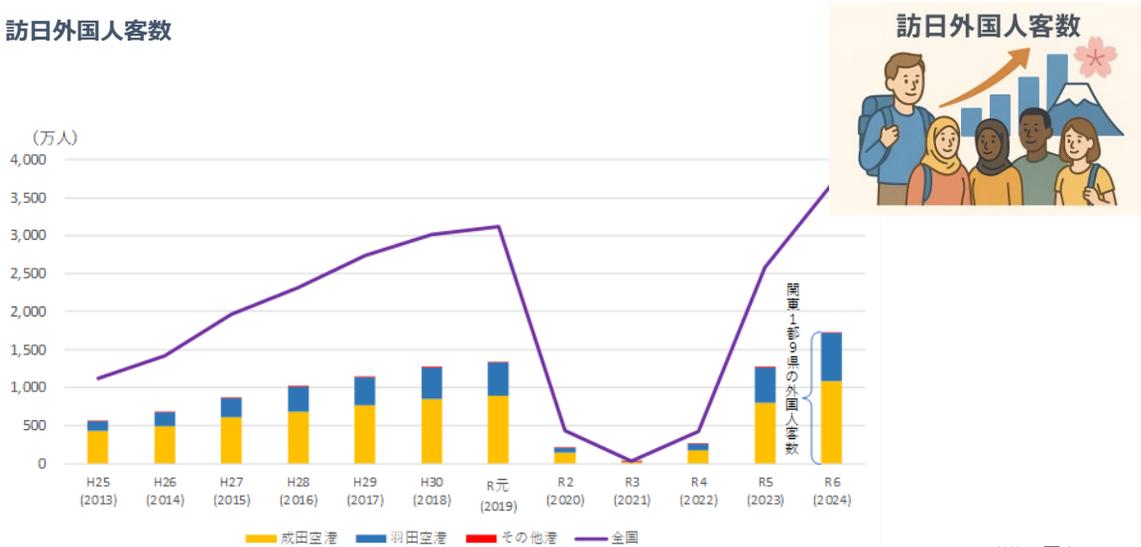
【図表1-3-1】 都県別人口

単位：万人

	総人口（10月1日現在）			
	H22 (2010)	27 (2015)	R2 (2020)	5 (2023)
茨城	297	292	287	283
栃木	201	197	193	190
群馬	201	197	194	190
埼玉	720	727	735	733
千葉	622	622	628	626
東京	1,316	1,352	1,405	1,409
神奈川	905	913	924	923
山梨	86	84	81	80
長野	215	210	205	200
静岡	377	370	363	356
関東 (割合)	4,938 (38.6%)	4,963 (39.0%)	5,014 (39.8%)	4,988 (40.1%)
全国	12,806	12,710	12,615	12,435

資料：総務省「国勢調査10月1日現在 総人口」

【図表1-3-2】 訪日外国人客数



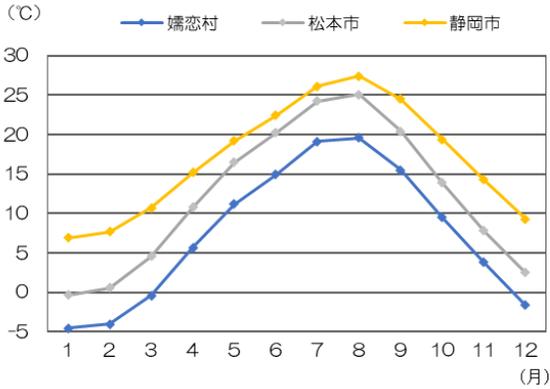
年	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
全 国 ①	1,126	1,415	1,969	2,322	2,743	3,010	3,119	431	35	420	2,583	3,678
関東1都9県 ②	559	673	867	1,016	1,144	1,272	1,336	210	30	257	1,274	1,725
成田空港	426	493	612	682	764	856	898	146	21	175	804	1,089
羽田空港	129	175	249	326	375	408	429	63	8	82	466	626
関東シェア②/①	50	48	44	44	42	42	43	49	84	61	49	47

資料：法務省「出入国管理統計」

4 気候等の自然条件

関東管内の気候は、地形的条件や海洋の影響などが相まって、多様性に富んだものとなっている。年間を通じて温暖な地域、夏季でも冷涼な地域、気温の日較差・年較差が大きく、日照時間が長い地域など、地域ごとに多様な気候条件を有している。

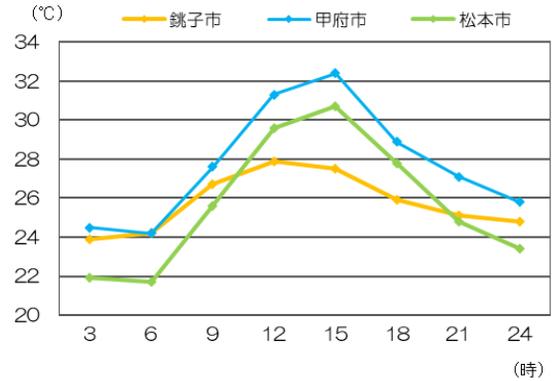
【図表1-4-1】 平年の月平均気温の推移



	嬭恋村	松本市	静岡市
平均気温	7.4°C	12.2°C	16.9°C
(標高)	1,230m	610m	14m

資料：気象庁「アメダス」

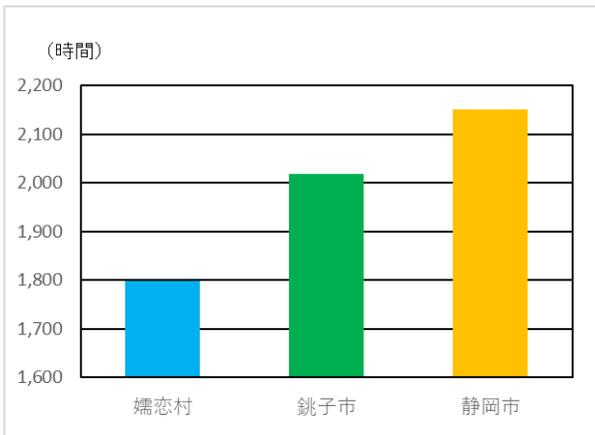
【図表1-4-2】 平年の8月10日の気温の推移



	銚子市	甲府市	松本市
日較差	4.0°C	8.2°C	9.0°C
(標高)	20m	273m	610m

資料：気象庁「アメダス」

【図表1-4-3】 平年の年間日照時間（時間）



	嬭恋村	銚子市	静岡市
年間日照時間	1,798時間	2,018時間	2,152時間
(標高)	1,230m	20m	14m

資料：気象庁「アメダス」

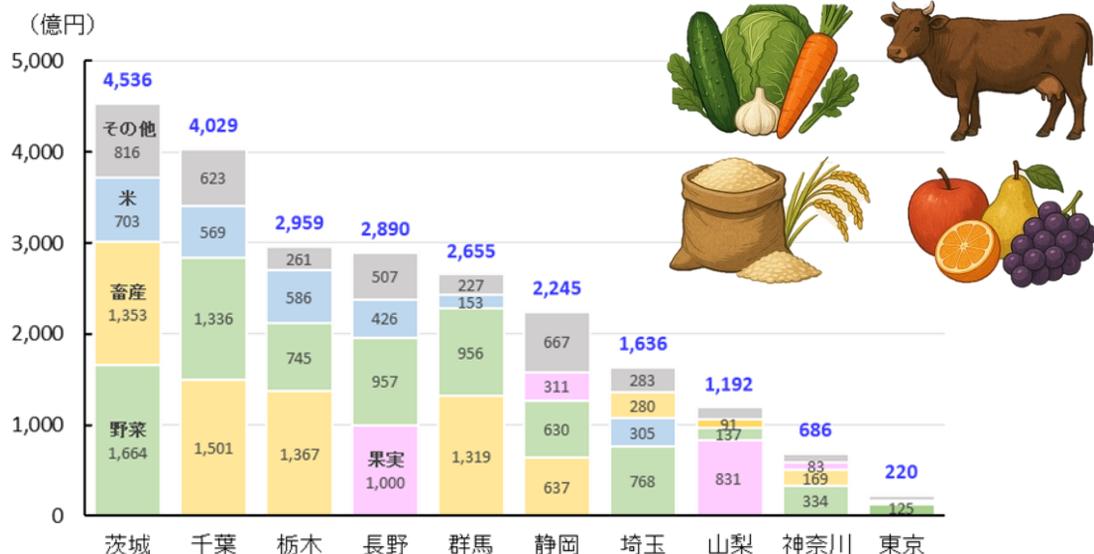
注：「平年値」は、平成3年（1991年）から令和2年（2020年）の30年間の平均値。
3つの地点について、最上位・最下位・平均の地点を取っている。



5 主要農畜産物の生産等の状況

関東管内の農業産出額（令和5年（2023年））は2兆3,048億円であり、全国の約4分の1を占めている。関東管内は、多様な気候や生育条件のもと、野菜、畜産、米、果実など、それぞれが全国的に主要な生産地となっており、多様な農業が営まれている。一方で、天候に左右されずに新鮮な野菜等を安定的に供給できる施設として、植物工場（人工光型、太陽光型、併用型）が整備されており、その約4分の1が関東管内に設置されている。

【図表1-5-1】 農業産出額（令和5年）



資料：農林水産省「令和5年（2023年）生産農業所得統計」

【図表1-5-2】 関東各都県の農業産出額の全国順位（令和5年）

		農業産出額	米	麦類	野菜	果実	花き	工芸農作物	生乳	豚	鶏卵	
構成比	全国	100	16.0	0.7	24.3	10.0	3.7	1.5	8.7	7.6	7.9	
	関東	100	13.1	x	33.2	11.7	4.8	0.8	6.3	8.3	9.3	
関東の全国シェア		24.1	19.8	x	32.9	28.1	31.6	13.2	17.6	26.5	28.6	
全国順位	1	北海道	新潟	北海道	北海道	青森	愛知	知	北海道	北海道	鹿児島	千葉
	2	鹿児島	北海道	栃木	茨城	長	野	千	鹿児島	栃木	北海道	茨城
	3	茨城	秋田	福岡	岡山	熊本	山梨	福岡	岡山	沖縄	熊本	宮崎
	4	千葉	山形	佐賀	千	和歌山	静	岡	静	岡	岩手	千葉
	5	熊本	宮城	群馬	馬	愛知	山形	茨城	熊本	千	群馬	馬
	6	宮崎	茨城	茨城	愛	長	野	愛	群馬	本	群馬	馬
	7	青森	福岡	島	埼玉	群馬	馬	熊本	埼玉	東京都	茨城	岩手
	8	愛知	栃木	三重	埼玉	玉	福岡	島	鹿児島	三重	愛知	青森
	9	岩手	千葉	茨城	栃	木	静	岡	熊本	宮	岡山	山
	10	栃	木	岩	手	岡	山	北	海道	長	崎	宮

資料：農林水産省「令和5年（2023年）生産農業所得統計」

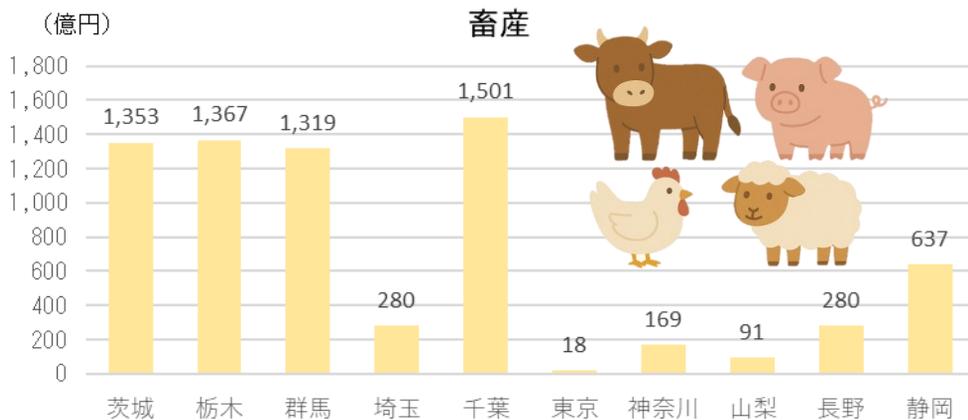
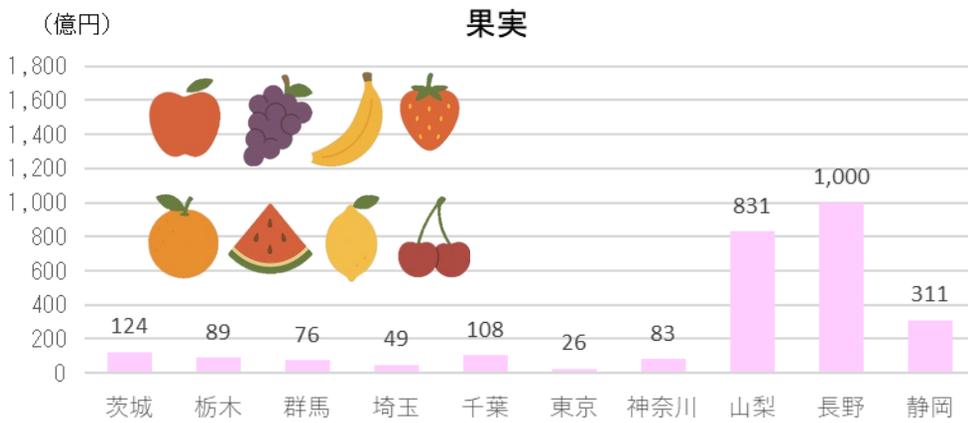
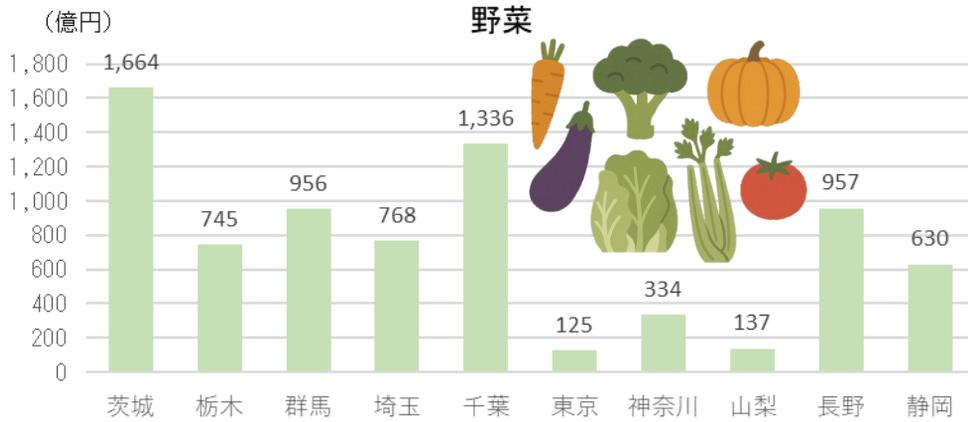
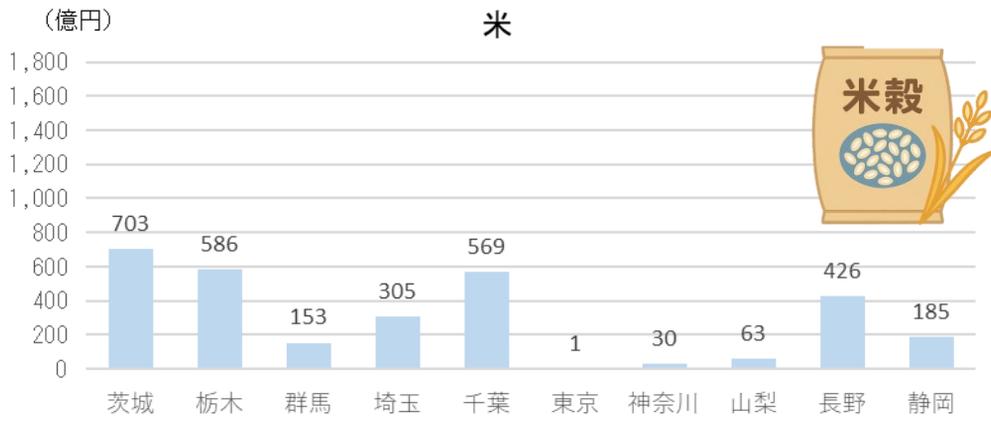
【図表1-5-3】 関東管内植物工場数

年	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	関東局	全国
2021	16	8	6	8	18	12	11	10	11	14	114	390
2022	17	7	6	7	18	14	9	8	11	13	110	404
2023	20	8	5	12	20	11	9	7	10	19	121	424
2024	20	10	4	9	22	16	10	7	9	22	129	432

資料：一般社団法人日本施設園芸協会「大規模施設園芸・植物工場実態調査」

太陽光型植物工場（概ね1ha以上の養液栽培施設）、太陽光・人工光併用型植物施設、人工光型施設のリスト掲載数

【図表1-5-4】 令和5年（2023年）年農業産出額



資料：農林水産省「令和4年（2022年）生産農業所得統計」

6 食料の販売環境、物流等の状況

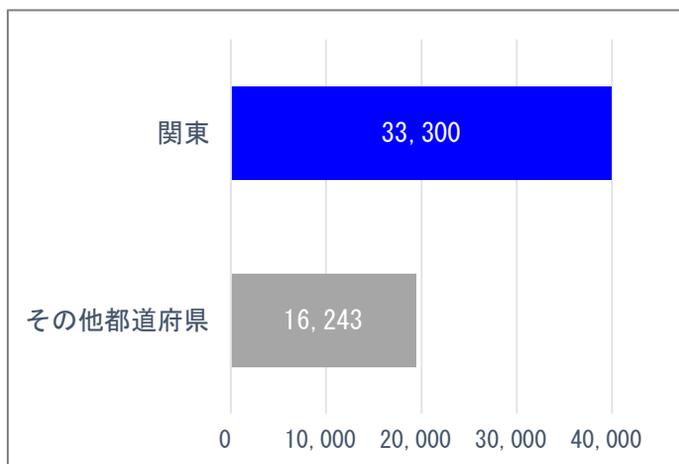
■ 主要都市の大多数は、大消費地である東京から200km圏内に集中

関東管内は、鉄道網や道路網が発達しているとともに、大規模な空港や港湾が整備されており、物流面において他地域よりも有利な条件を有しています。

また、東京を中心に複数の中央卸売市場が立地しており、全国から集まる農産物の流通拠点として重要な役割を果たしています。一方で、都市部と農村地域を結ぶ経路上には、多数の農産物直売所や観光農園が存在しています。

さらに、大消費地を中心に多数の食料品関連事業所や教育機関が立地しており、産地と連携した食育等の取組も盛んに行われています。

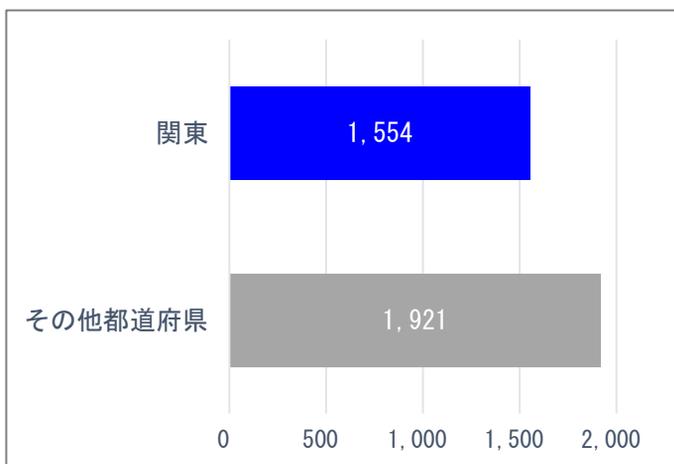
【図表1-6-1】 食料品関連事業所数（各都道府県平均）



資料：総務省「令和3年（2021年）経済センサス基礎調査結果」

注：「食料品関連事業所」とは、「経済センサス」の産業分類における、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業を営む事業所を指す。

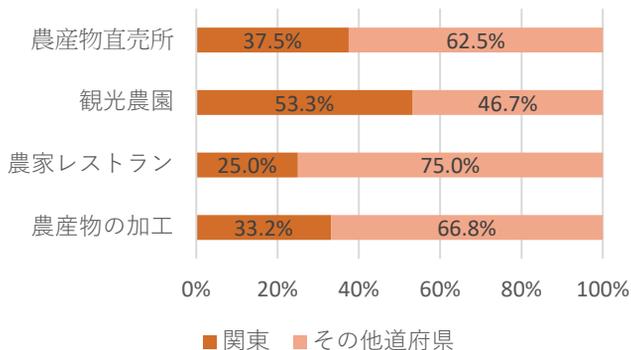
【図表1-6-2】 食育活動の推進に係るネットワーク会員数



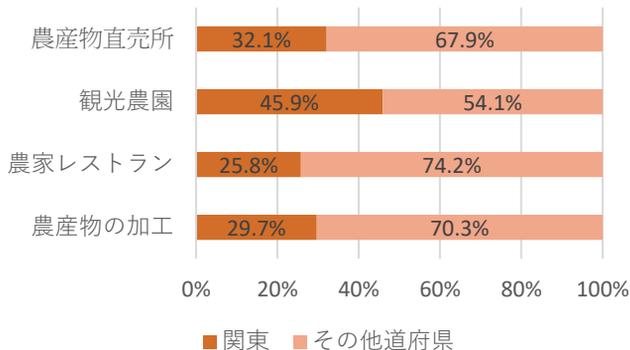
資料：関東農政局作成

注：関東は、平成31年（2019年）4月現在、その他は、平成28年度現在

【図表1-6-3】 全国に占める関東の農産物直売所等の状況（全国=100%）事業所の割合



【図表1-6-4】 全国に占める関東の農産物直売所等の状況（全国=100%）販売金額の割合



資料：農林水産省、「令和5年度6次産業化総合調査報告」



■ 物流等の状況

物流の2024年問題の影響

令和6年（2024年）4月から、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、対策を講じなければ物流が停滞しかねない「物流の2024年問題」の影響が懸念されていた。

しかし、令和5年（2023年）6月に関係閣僚会議で決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく官民の取組の成果により、令和6年度時点では深刻な物流の停滞は回避されている。関東管内の農林水産物・食品の物流においても、大きな状況の変化は見られていない。

一方で、遠隔地への出荷においては、運送費の値上がりや運送拒否といった問題が生じている。このため、運送コストの削減やドライバーの作業負担軽減を目的として、集荷場の集約、積込・積降時間の見直し、混載による積載率の向上、パレットや梱包箱のサイズ統一などの取組が進められている。

さらに、運送費の上昇を含めた合理的なコストを踏まえ、適正な価格設定を進めることが重要である。

● 物流等の状況

* 物流の2024年問題の影響



【図表1-6-5】 「2030年度に向けた政府の中長期計画」の進捗状況と今後の対応

【中長期計画を踏まえた施策による輸送力への効果】

	2024年度			2030年度
	試算	現時点の実績	施策による効果等の考え方	試算
必要輸送力	100	100		100
施策なしケース	▲14	▲14		▲34
施策による効果等	+14.5	+13.6		+34.6
うち荷待ち・荷役の削減	+4.5	+0.0	2020年から2024年にかけて、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間は約3時間のまま横ばい。	+7.5
積載効率向上	+6.3	+8.6	2024年4月から11月までの輸送トン/能力トンとを合計した積載効率（輸送トン/能力トン）41.3%を反映。	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+1.3	2022年度の鉄道の輸送量（165億トン）と内航海運の貨物輸送量（388億トン）の合計値（553億トン）を反映。	+6.4
再配達削減	+3.0	+0.9	2024年10月時点の再配達率10.2%を反映。	+3.0
その他の取組 （トラック輸送力拡大等）		+1.4	2024年度の試算に織り込んでいなかった高速道路のトラック速度規制の引上げによる効果を反映。	+2.0
貨物輸送量の変化等		+1.4	2019年から2023年にかけての営業用トラックの貨物輸送量の変化（2019年：28.4億トン、2023年：25.1億トン）等を反映。	

資料：第6回 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（令和7年3月14日）（内閣官房）

7 農業経営体の状況

■ 関東管内における認定農業者の動向と今後の課題

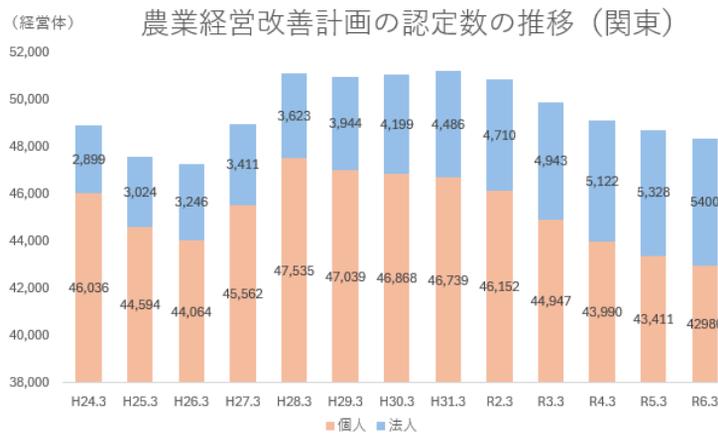
関東管内の認定農業者数は48,380人であり、全国（216,784人）の約22%を占めている。新規認定者数は2,098人で、全国（7,747人）の約27%を占めており、関東地域では新規参入の動きが活発であることがうかがえる。

一方、法人化の件数は全国で29,128件に対し、関東管内は5,400件で約18%にとどまっており、今後の法人化の推進が課題である。共同申請*は関東管内で4,490件、全国の約30%を占めており、地域内での連携による経営体制の構築が進んでいることが示されている。

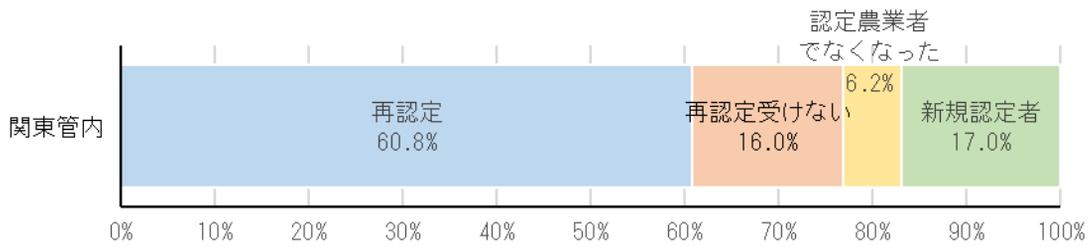
以上から、関東地域は新規認定者数や共同申請の面で全国を上回る割合を示しており、活発な農業経営の動きが見られる一方、法人化の促進が今後の重要な取組課題であるといえる。

*共同申請：複数の農業者が協力し、共通の経営改善計画を策定して認定農業者の申請を行う仕組み。

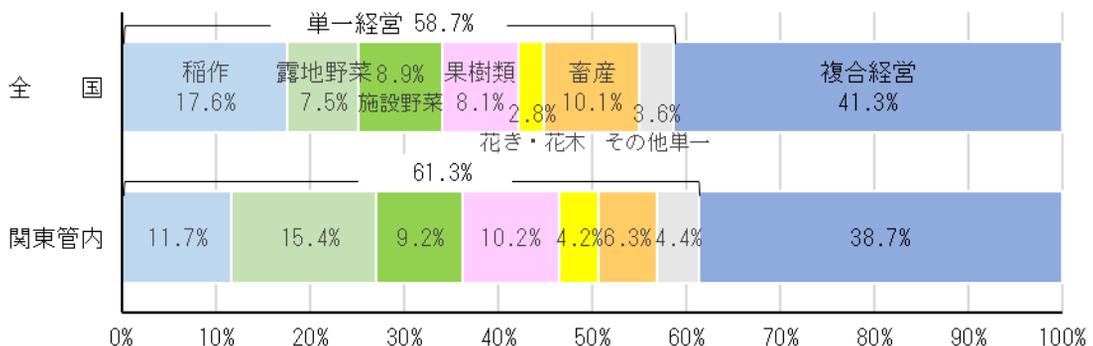
【図表1-7-1】 認定農業者数の推移



【図表1-7-2】 認定農業者の増減理由（令和6年（2024年）3月末現在：関東管内）



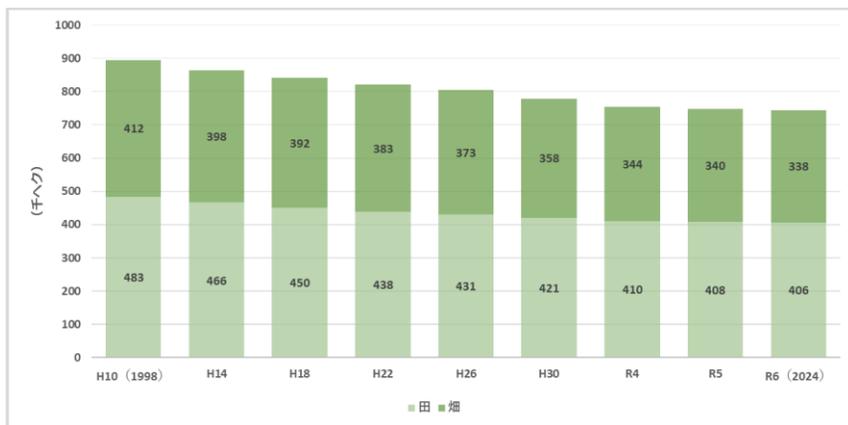
【図表1-7-3】 営農類型別認定状況（令和6年（2024年）3月末現在：関東管内）



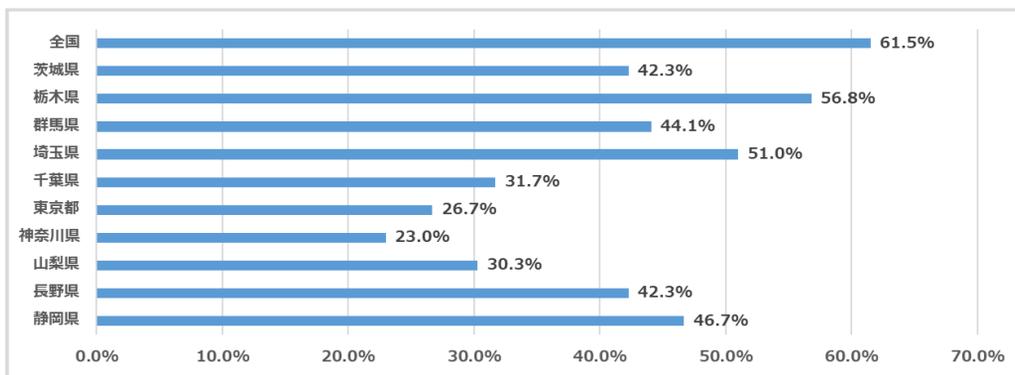
8 農地の状況

関東管内の経営耕地総面積は、平地農業地域が54%を占めており、農業生産の中心である。都市的地域は26%で、宅地化や農地の分散が進んでいる。中山間地域は16%、山間農業地域は4%であり、地形的制約や高齢化により農業条件が厳しい地域も含まれる。

【図表1-8-1】 関東管内の耕作面積の推移



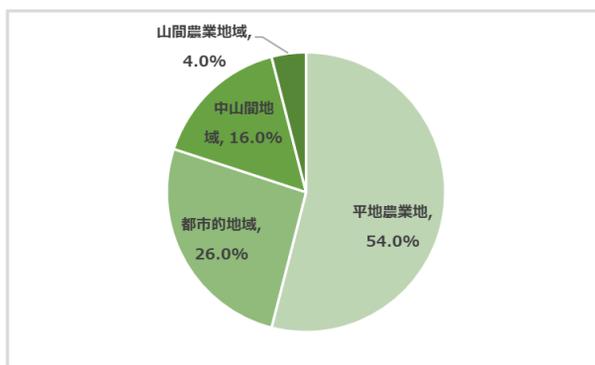
【図表1-8-2】 担い手への農地集積の状況 (令和6年(2024年)3月末時点集積率)



【図表1-8-3】 農業地域類型区分

関東管内 経営耕地総面積の地域区分 (令和6年度)

地域区分	割合 (%)	備考
平地農業地	54.0%	主に茨城・栃木・群馬などの平坦地
都市的地域	26.0%	東京・神奈川・埼玉・千葉など都市近郊
中山間地域	16.0%	山梨・長野・静岡の一部など
山間農業地域	4.0%	山梨・長野の山間部など



用語の解説

農業地域類型区分は、農林水産省が地域の土地利用特性に基づいて分類したもので、農政の推進や統計分析の基礎資料として活用されている。

第2章

主要課題に係る関東管内の取組

(1) 農地の集積・集約化の推進

■ 現状の課題と政策の方向

我が国では、高齢化と人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。

このような状況において、食料安全保障の強化や農業の成長産業化を進めるためには、生産基盤である農地を持続的に最大限活用する取組が必要である。

このため、関東農政局は、農地バンク（農地中間管理機構）や市町村、農業委員会と連携し、農地の集積・集約化を推進している。また、土地改良区等と協力して基盤整備を進め、地域計画に基づく農地の持続的利用を確保している。

この地域計画は令和7年（2025年）3月末までに策定されており、策定された文書に基づき、各地域での取組が展開されている。

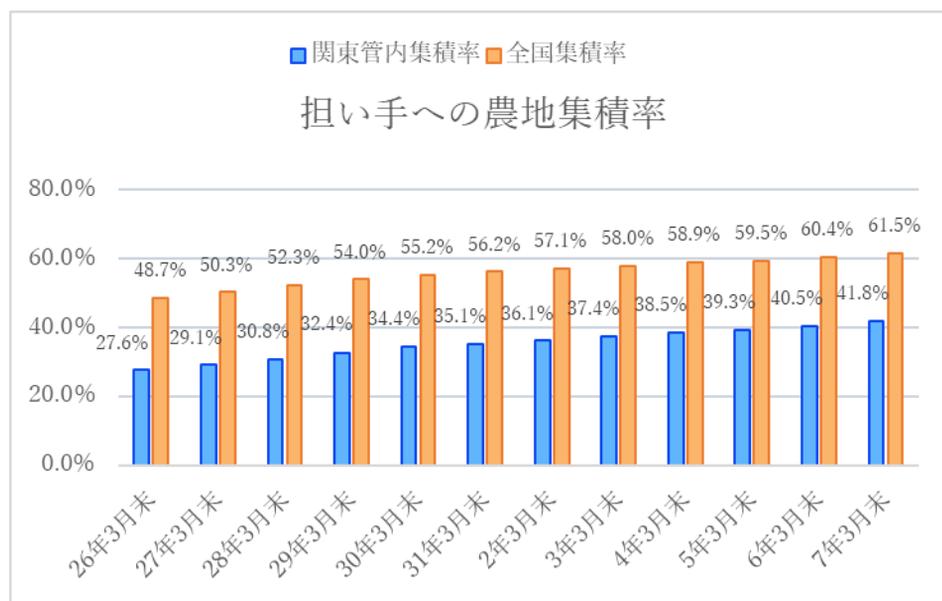
■ 関東管内の取組状況

（担い手への農地の集積・集約化の支援）

関東管内の令和7年（2025年）3月末時点の担い手への農地集積率は41.8%であり、全国の農地集積率（61.5%）に比べ約20ポイント低くなっている。その一方で、農地バンクの取組がスタートした平成25年度からの農地集積率の伸びをみると、全国の約1.3倍に対して、関東管内は約1.5倍に増加している。

関東農政局では、令和6年度の担い手への農地集積・集約化を推進するため、令和5年（2023年）4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、都県及び農地バンク等との意見交換を行い、制度周知のほか、担い手等の経営意向（規模拡大・縮小、リタイア）を踏まえた早期の利用調整の実施や機構集積協力金の活用、農地整備事業と連携した農地集積・集約化の推進について、都県・農地バンクとの連携を密にしながら、市町村・地域段階での取組みを支援した。

【図表2-1-1】担い手への農地集積率、伸び率の推移（平成25年度～令和6年度）



注：集積率は、管内の耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。
資料：農林水産省、関東農政局調べ

(2) 地域計画の策定の推進

■ 現状の課題と政策の方向

関東管内における地域農業の持続的な発展に向けては、地域が抱える課題を的確に把握し、関係者間で共有しながら、地域計画の策定・見直しを進めていくことが重要である。地域計画は令和7年（2025年）3月末までに策定されており、現在は策定された計画に基づき、地域の実情に応じた見直しや話し合いの継続が求められている。

しかし、関係者の参画や意見交換が十分に行われていないケースも見受けられる。こうした課題に対応するため、今後は以下の方向で支援を強化する。

地域農業の課題を明確にするため、毎年の見直しを通じて市町村や関係機関、農業者との話し合いを継続的に実施する。

- ・ 地域計画変更マニュアル等の周知を図り、制度の理解促進を支援する。
- ・ 多様な関係者の参画によって話し合いが活性化した事例を横展開し、他地域への波及効果を高める。
- ・ 都県や関係機関と連携し、市町村等の取組が円滑に進むよう、現場との意見交換を支援する体制を強化する。

■ 関東管内の取組状況

関東管内では、市町村、農業委員会、都県、農地バンク等の協力のもと、令和7年（2025年）4月末までに394市町村・3,050地区において地域計画が策定された。

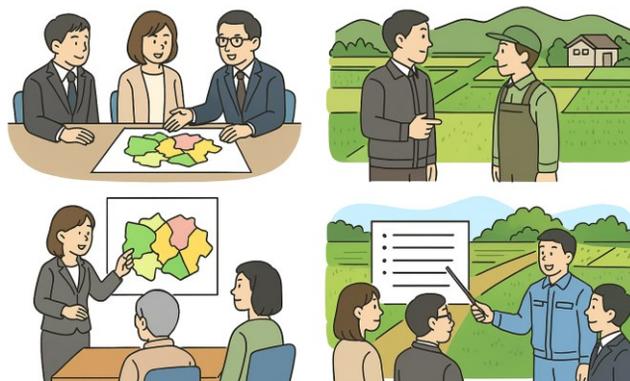
関東農政局では、令和7年（2025年）3月末の策定期限に向けて、各都県を対象としたヒアリングを実施し、個別市町村ごとの進捗状況を確認した。策定の遅れが懸念される市町村については、「重点サポート市町村」として位置づけ、現地に出向いて地域の課題解決に向けた打ち合わせを行うなど、きめ細かな支援を実施している。

【図表2-1-1】 地域計画策定数及び計画数

	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	関東管内
地域計画策定市町村	44	25	35	61	48	14	29	27	77	34	394
地域計画数	372	492	260	394	529	22	100	195	444	242	3,050

令和7年4月末現在

地域計画の策定の推進



(1) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等

■ 現状の課題と政策の方向

(新規就農の促進)

高齢化等により農業の担い手が減少する中、我が国の農業を支える人材を確保するためには、農業外から新規就農者を呼び込み、早期に経営基盤を確立し、地域に定着してもらうことが重要である。

そのため、就農相談会の開催、就農準備段階や就農直後の経営確立を支援する資金、都道府県や農業団体などの関係機関による新規就農者への総合的なサポート体制の構築、経営発展に必要な農業機械などへの初期投資支援を実施している。

■ 関東管内の取組状況

関東農政局では、新規就農者育成総合対策などの施策情報の提供や事業の実施に加え、新規就農に関する情報提供の強化を図るため、管内で新規就農者の確保・定着に効果を上げている自治体の取組事例や、自治体による独自の支援策などの情報を収集し、関東農政局ホームページで公表・周知した。

【事例】 関東農政局管内の新規就農者の定着等に効果を上げている自治体

埼玉県上尾市による新規就農者の育成・定着に向けた取組事例

○ 地域の課題と取組の背景

上尾市では東京に近いという立地条件を活かして、野菜や果樹などの露地物を生産し、市内や首都圏の消費地に出荷・販売。農業者の高齢化、後継者不足によって農業者が減少しており、これにより荒廃農地の増加、産地規模の縮小が課題となっている。

市では新たな担い手の確保に向けて、様々な新規就農に関する独自支援策を実施。支援により市内の新規就農者も徐々に増えつつあり、新規就農者の意欲も高まっている。

○ 上尾市の就農支援策の概要

上尾市では、国の農業施設・機械等の導入支援や資金交付の支援を受けられない50歳以上の者も支援できるように60歳未満の新規就農者を助成対象とした①及び②の支援策を独自に創設しているほか、③による新規就農者のネットワーク化、④の新規就農者等の販路開拓等の独自施策も実施。

取組内容	取組効果・反響
①アグリサポーター育成事業 (H31年～)	令和6年12月1日時点で40人のサポーター、20件の農家が登録。これまで研修中の者も含め、2名の新規就農者を増やした。
②上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金 (R3～)	経営基盤が弱い新規就農者が営農に必要なハウス等の施設やトラクター等の農業機械、栽培環境機器等の農業用資材の導入を補助率2分の1、最大100万円(中引は50万円)まで助成。
③上尾市新規就農者経営支援補助金 (R3～)	営農に必要な種苗や資材、虫具や資材の購入費用や農業用施設、農機具等の利用料について、ひと月当たり5万円(最大12か月60万円)を助成。

※ ①及び②の助成対象者は市内在住の認定新規就農者や北見立北郡明日の農業担い手育成塾の研修生で国の支援を受けられない等の条件がある。

取組内容	取組効果・反響
④上尾市ニューノカース (R5～)	5名それぞれが互いに切磋琢磨する組織となっており、ニューノカース以外の新規就農者も刺激を受けて、経営への意欲が高まっている。
⑤農産物自動販売機 (R6～)	自動販売機の販売からファンが生まれ、出品農家それぞれが色んな販売店や農家サイトでの購入に繋がるとの効果が期待されている。
⑥上尾市農業経営相談 (R5～)	地域外の農業経営等幅広い視点のある有識者により現状の課題を明確にし、具体的な改善策について助言が得られ、集約活性化や販路拡大等課題の改善に繋がっている。
⑦就農予定者サポート事業 (R6)	現在、無料の相談実施中。

上尾市の新規就農支援策の特色、今後の取組方針

上尾市では、国の新規就農施策の支援範囲を補完する形で、営農開始段階の機械や資材等の導入を支援しているほか、新規就農者の定着に資する仲間づくり、販売拡大など様々な施策を独自に実施し効果も上げている。

今後、市は策定した地域計画の充実に向けて、目標地域への新規就農者の位置づけを推進するほか、独自の新規就農支援策を引き続き実施し、新規就農者の確保を進めていくこととしている。

新規・転入の農家

サポート

支援の少ない農家のサポート、技術指導も実施!

サポートから相談(研修)を学んでほしい。就農もサポートは継続

新規就農者ネットワーク

交流の場を設けて仲間づくりを支援

販路開拓

販路開拓のサポート

販路開拓のサポート

経営サポート

経営への助言ももらえる

地域の活性化

就農者が地域に定着し、地域活性化に貢献

(注) 取組事例は埼玉県上尾市の担当官からの取組内容の聞き取りをもとに農業政策局作成(令和7年3月時点)。

* [「埼玉県上尾市による新規就農者の育成・定着に向けた取組事例」](#)

* [～新規就農を考えている方へ～](#)

■ 現状の課題と政策の方向

(農業教育の高度化)

若い世代を農業に呼び込むためには、農業経営の担い手を育成する農業高校や農業大学校などにおける教育内容の高度化を図ることが重要である。

農林水産省においては、地域の先進的な農業経営者などによる出前授業を通じて、職業としての農業の魅力を伝えるとともに、農業教育の高度化を推進し、将来的に農業を職業として選択する者が増加するよう、GAP（農業生産工程管理）やスマート農業、有機農業などの教育カリキュラムの充実、研修用農業機械・設備の導入を支援している。

■ 関東管内の取組状況

関東農政局では、新規就農者育成総合対策などの施策情報の提供や事業の実施に加え、新規就農に関する情報提供の強化を図るため、管内において新規就農者の確保・定着に効果を上げている自治体の取組事例や、自治体による独自の支援策などの情報を収集し、関東農政局ホームページにおいて公表・周知した。



【事例】 群馬県立農林大学校

群馬県立農林大学校では、土づくり、病虫害防除、有機JAS認証制度等の講義や、有機専用ほ場における実習、有機農家での研修を内容とする有機農業を志す社会人向けのコース（「農業経営学科 社会人コース 有機農業専攻」）を令和6年度に新設。

定員：5名（令和6年度）

期間：1年間



(2) 農福連携の推進

■ 現状の課題と政策の方向

障害者等の農林水産業への受入れを推進するため、農山漁村振興交付金（農福連携型）を活用し、農林水産物生産施設及び加工販売施設の整備、トイレ・休憩所等の附帯施設の整備、農産物等の生産・加工技術の習得、作業工程のマニュアル化等を支援している。

令和6年（2024年）6月には、首相官邸に「農福連携等推進会議」が設置され、「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」が決定された。同ビジョンにおいては、令和12（2030）年度末までに農福連携に取り組む主体を新たに12,000以上創出し、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標としている。

■ 関東管内の取組状況

関東管内においては、平成29年度から令和6年度までの8年間に、農山漁村振興交付金（農福連携型）により31地区を採択し、障害者等の農林水産業に関する技術習得、雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設の整備、安全・衛生面に係る附帯施設の整備等を支援し、障害者等の受入体制の整備を推進している。

また、平成23年（2011年）7月には、行政、福祉、農業等の関係者で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会（令和6年（2024年）1月18日に『関東ブロック農福連携推進協議会』へ名称変更）」を全国に先駆けて設立した。同協議会では、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信を通じて、農業分野における障害者の就労促進を図っている。

なお、令和6年（2024年）10月末時点における会員数は128名であり、事務局は関東農政局が担っている。

この他、農福連携等に取り組んでいる団体相互の情報交換の促進やネットワークの強化により農福連携等の取組を更に推進するため、先進的な取組事例の紹介や会員相互の意見交換を行う場として、関東ブロック農福連携推進セミナーを令和7年（2025年）2月28日に開催し、支援制度等の施策紹介、取組事例の紹介、参加者との意見交換を実施（会場参加者数37名、オンライン参加者数112名）した。

用語の解説

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であるとともに、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる取組である。

近年、農業者による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、様々な取組が見られるものの、障害者等の受入体制の整備や農福連携の認知度向上が課題である。



* [農福連携の推進](#)

* [農山漁村振興交付金](#)（農林水産省）

(1) 需要に応じた生産の推進と流通・加工の合理化

■ 現状の課題と政策の方向

我が国の農業生産においては、消費者ニーズや海外市場、加工・業務用などの新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得していくため、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の構築を図ることが重要である。

また、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けては、収入保険や金融面での支援などを通じて、自然災害など様々なりスクに対応していくことが必要である。

■ 関東管内の取組状況

ア 品目ごとの需要に応じた生産を推進

食品の外部化・簡便化が進展し、農畜産物の加工・業務用向けの比率が高まっている一方で、生産サイドではその需要に十分に対応できていない。

食料安全保障の観点から、輸入依存度の高い小麦や大豆等の本作化、加工・業務用野菜といった需要のある作物の生産基盤強化を一層進めることが重要である。

このため、国産農産物に対する消費者ニーズが堅調であることも踏まえ、輸入品から国産への転換が求められる小麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料作物等について、生産性向上のための技術導入への支援など、総合的な推進を通じて国内生産の増大を図っている。

なお、主食用米の需要は、コロナ禍以降、インバウンド需要の回復や物価上昇の中で比較的安価な米の内食需要が強まったことから、直近では増加に転じている。この状況を踏まえ、需要に応じた米の生産を進めることが重要である。

イ 共同利用施設の再編・合理化を推進

農畜産物の調製・保管や加工・流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年であるが、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化・旧式化に伴う施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生している。このため、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編・合理化を進めていくことが必要である。

このような中、農林水産省では、産地の実態を踏まえた既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や、修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編・合理化を促進することとしている。

(2) 畜産・酪農の経営安定を通じた生産基盤の強化

■ 現状の課題と政策の方向

関東管内をはじめとする消費地への畜産物の安定供給や、拡大する輸出市場への対応を図るため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進等により、生産や流通の基盤を強化している。

■ 関東管内の取組状況

関東管内は、全国の畜産の産出額のおおむね2割を占めており、良質なタンパク源である畜産物の管内の大消費地への安定供給が求められるとともに、拡大する輸出市場への対応を万全なものとするため、既存の輸出産地への支援のほか、新たな輸出産地の創出による供給力の維持・拡大を図っていく必要がある。このような背景のもと、持続的かつ安定的な生産・流通の確保が重要である。

このため、補助事業等各種支援策を活用した取組の推進、先行事例に係る情報の発信等を通じて、以下のような取組を進めている。

① 家畜・家さんの飼養頭羽数の維持・拡大

経営規模の拡大を通じた収益性の向上、繁殖肥育一貫化や多角化による経営の安定、スマート農業技術を活用した飼養管理の効率化や労働時間の短縮、家畜排せつ物の適正管理・有効活用、温室効果ガスの排出削減による環境負荷の軽減を図っている。（畜産クラスター事業のうち施設整備事業による支援取組主体数：10主体〔令和6年度〕）

* 畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上など生産基盤の維持・強化に必要な機械導入や施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援している。

② 国産飼料基盤に立脚した畜産物生産への転換

飼料生産基盤の整備等による収穫量の増加、コントラクター等飼料生産組織の育成・強化、関東地域飼料増産行動会議の取組を通じた情報の横展開を図っている。（畜産公共事業による支援地区数：5地区〔同上〕、飼料生産組織の育成・強化による支援地区数：9地区〔同上〕）

* 畜産公共事業：飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を支援している。

* 飼料生産組織の育成・強化：飼料の生産・販売や作業受託の拡大を行うために必要な機械等を導入し、売上高の向上等、組織運営の強化を図る取組を支援している。

③ 畜産物の円滑な流通

食肉処理施設の再編等を通じた流通合理化や、衛生水準の向上等の条件整備による輸出拡大を図っている。（食肉処理施設整備事業による支援箇所数：2箇所〔同上〕）

* 食肉処理施設整備事業：畜産物の輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等を支援している。

(3) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

■ 現状の課題と政策の方向

野菜、果樹、茶等の園芸作物の持続的な生産基盤強化に向けて、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化の取組、産地全体の発展を図る取組を支援している。

■ 関東管内の取組状況

ア 野菜

関東管内の野菜指定産地数は245産地（令和7年5月現在）であり、全国（851産地）の約3割を占めていることから、関東は野菜の一大産地である。指定野菜14品目のうち、関東管内の都県で産出額（令和5年産）が全国順位1位となっている品目は、キャベツ（群馬県）、ほうれんそう（群馬県）、レタス（長野県）、はくさい（長野県）、ねぎ（茨城県）、ピーマン（茨城県）、だいこん（茨城県）、さといも（埼玉県）の計8品目である。

【図表2-3-1】管内の野菜指定産地の状況等

都道府県	産地数	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	出荷数量 (t)
全国	851	149,390	6,542,121	5,999,766
関東	245	38,505	1,812,828	1,666,861
茨城	29	6,161	285,088	265,464
栃木	28	1,194	57,844	53,737
群馬	47	8,615	444,144	392,007
埼玉	18	1,803	70,969	61,495
千葉	44	7,061	326,514	307,929
神奈川	10	1,951	119,488	110,393
山梨	8	218	10,875	9,778
長野	43	9,552	428,937	401,545
静岡	18	1,950	68,969	64,513

* 指定野菜とは、野菜生産出荷安定法に基づき政令で定められた、だいこん、にんじん、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、レタス、きゅうり、なす、トマト、ピーマン、さといも、ばれいしょ、たまねぎの14品目をいう。

* 野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき、指定野菜の集団産地として育成していく必要があると認められる産地を農林水産大臣が都道府県知事の申出を受けて指定する。

* 資料：関東農政局調べ（産地数は令和7年5月、他は令和5年産実績）

指定野菜以外でも、全国のいちごの県別収穫量上位10県以内に栃木県（全国1位）、静岡県、茨城県及び千葉県が入っており、この4県で全国シェアの約3割を占めている。メロンについては、収穫量全国上位10県以内に茨城県（全国1位）、千葉県及び静岡県が入っており、この3県で全国シェアの約3割以上を占めている。

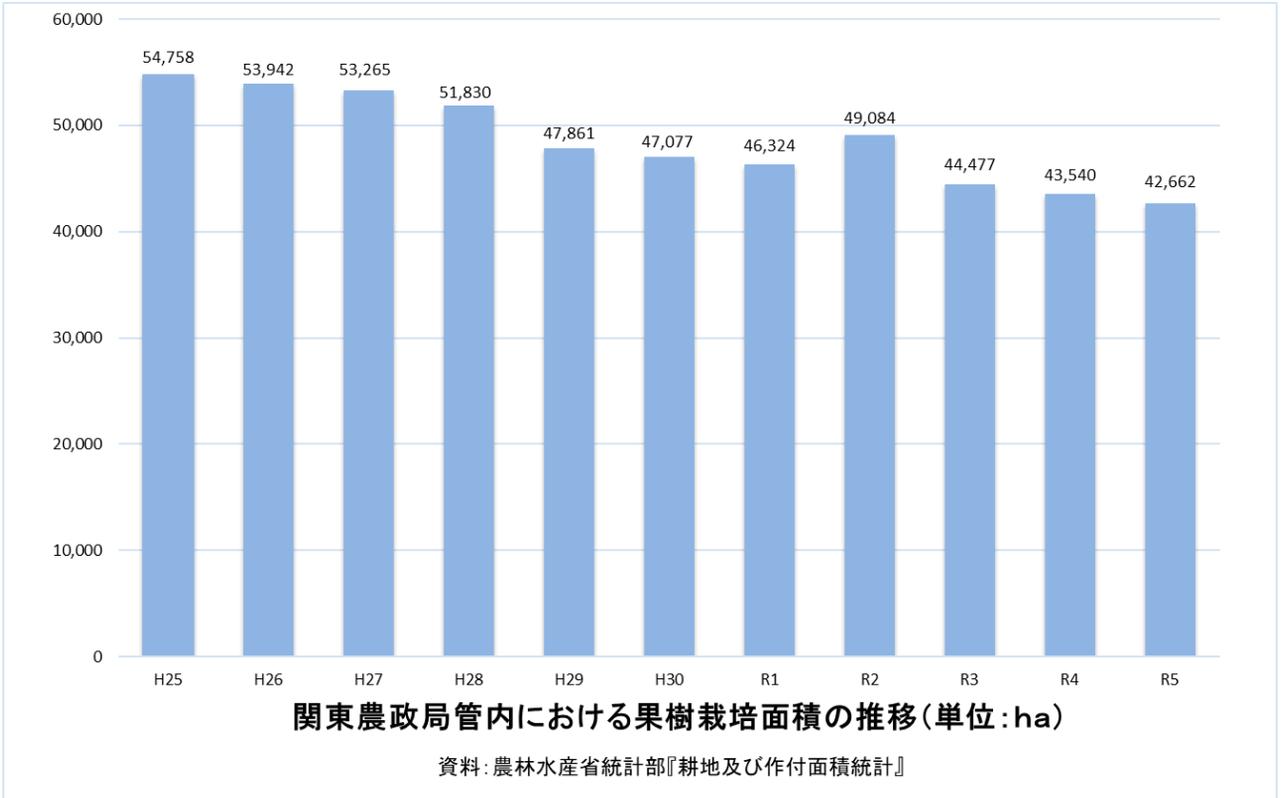
一方、野菜の用途別仕向け量の推移を見ると、食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の過半を占めている。また、家計消費用はほぼ全量が国産であるが、加工・業務用は、大口ロットで定時・定量・定価格の供給に対応可能な輸入野菜が増加したことにより、現在の国産割合は7割程度で推移している。

こうした状況の下、関東管内においても、加工・業務用野菜の増産や輸入シェア奪還に向けた国産野菜への切替え推進、冷凍野菜の安定供給に向けた施設の整備等に係る取組を支援している。

イ 果樹

関東管内における令和5年産の果樹の主要品目の結果樹面積は42,662haで、平成25年産より10年間で22.1%減少している。その原因として、① 収穫等作業が短期間に集中する労働集約的な構造であることに加え、整枝・せん定等の高度な技術を要するため、機械化が進まず、労力や時間のかかる手作業が中心であり、園地の集積・集約化・規模拡大が進展していないこと、② 担い手の減少や高齢化、後継者不足等により生産基盤がぜい弱化していることが挙げられる。栽培面積、生産量ともに減少傾向の結果、需要に対し国内生産が応えきれていない状況にある。

【図表2-3-2】 関東管内果樹栽培面積の推移



このため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植を支援するほか、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入、新たな担い手の確保・定着に資する取組等を支援した。また、火傷病発生防止対策として、なし及びりんごの生産に使用する国産花粉確保に向けた技術指導の徹底を図った。

ウ 茶

販売目的の茶の生産は全国的に減少傾向にあり、関東管内でも経営体数が過去10年間で15,995経営体（平成22年（2010年））から6,843経営体（令和2年（2020年））へと57.2%減少している。また、栽培面積についても21,469ha（平成22年（2010）年）か17,088ha（令和2年（2020年））へと20.4%減少しており、それぞれ全国よりも減少率が2.5ポイント、4.0ポイント高い状況である。

加えて、関東管内の茶については、傾斜地での栽培が多くを占めることから、今後、高齢化や繁忙期の労働不足等による茶生産のさらなる減少や、消費者ニーズへの対応の遅れによる消費の伸び悩みに対応していくことが重要である。

一方で、緑茶の輸出額は過去10年において78億円（平成26年（2014年））から364億円（令和6年（2024年））へと4倍以上に増加しており、抹茶や有機栽培茶に対する需要が拡大し、過去最高となっている。海外需要に対応していくことは引き続き重要な課題である。

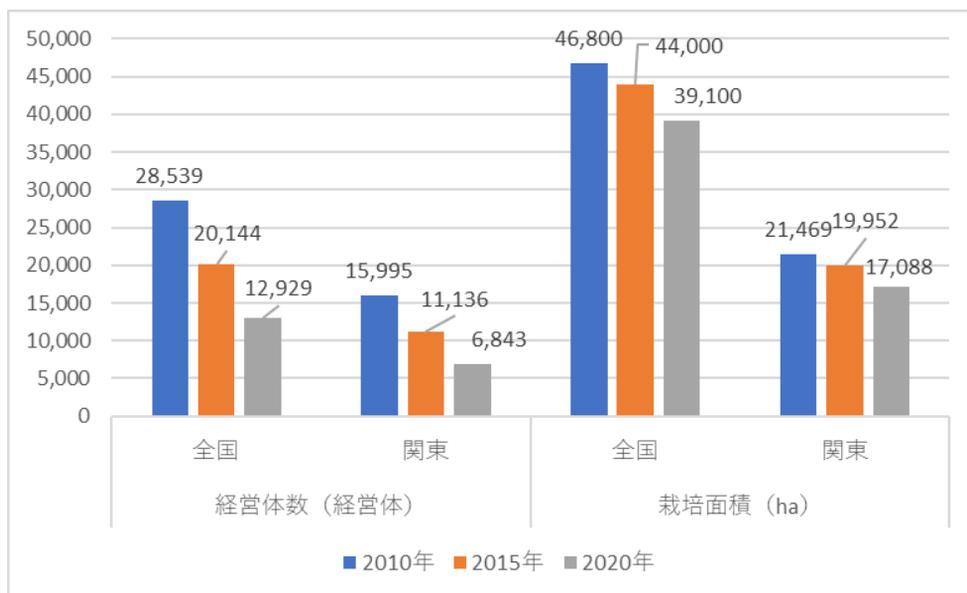
各県の茶業が抱える生産・加工分野の担い手の減少、高齢化といった課題をスマート農業技術で解決するため、静岡県拠点の呼び掛けにより、令和7年（2025年）1月に関東及び東海農政局管内の主産県の担当者（行政、普及、研究）、農研機構の研究者が一堂に会した「スマート農業技術による未来会議」を開催した。

会議では、関東農政局から令和6年（2024年）10月に施行された「スマート農業技術活用促進法」等の説明をはじめ、農研機構からスマート農業の社会実装を図るための実証プロジェクトの検証結果の説明があった。

意見交換では、防霜ファンが設置されている茶園でのドローンによる薬剤散布の可能性、需要が高い抹茶用のてん茶生産のシートの被覆の自動化、有機栽培で労働時間が課題となる自動草刈機の改善、経営面積拡大に伴うほ場ごとの収穫適期診断技術の確立、スマートフォンによる収集・蓄積データの分析・活用などについて議論された。

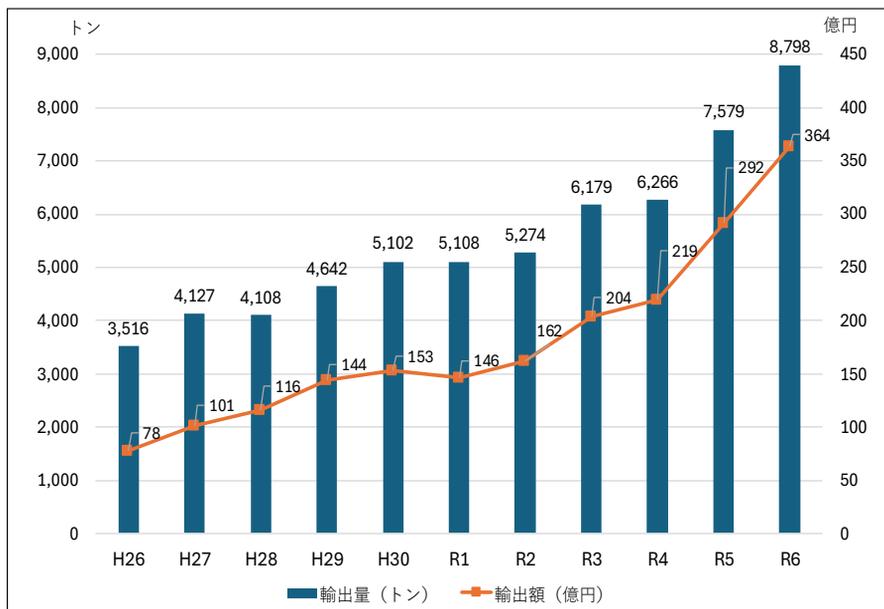
県を超えてオール茶業で議論し、課題解決に生かすことが重要であると認識された。

【図表2-3-3】茶の経営体数と栽培面積の推移



資料：経営体数…「[農林業センサス](#)」、栽培面積…「[耕地及び作付面積統計](#)」

【図表2-3-4】 緑茶の輸出実績



資料：財務省貿易統計

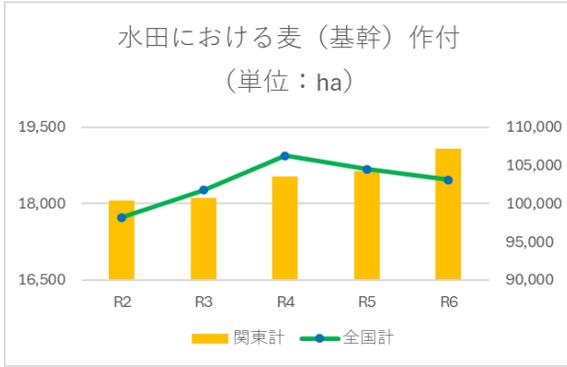


(4) 米政策改革の着実な推進

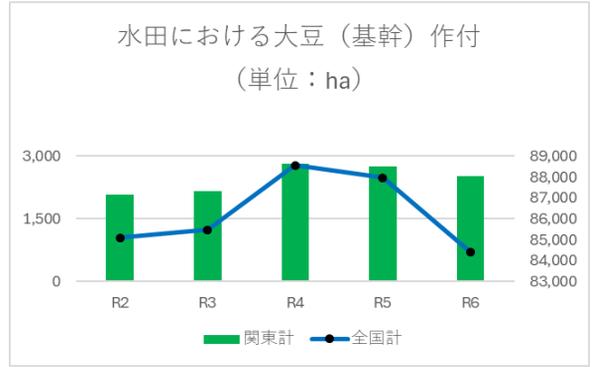
■ 現状の課題と政策の方向

水田においては、主に水稻、麦、大豆等の土地利用型作物が生産されており、小麦については麺用、パン用として、大豆についても食品用として需要が高まっている状況の中で、関東管内での作付けにおいて麦は増加している。

【図表2-3-5】 麦（基幹）の作付の推移



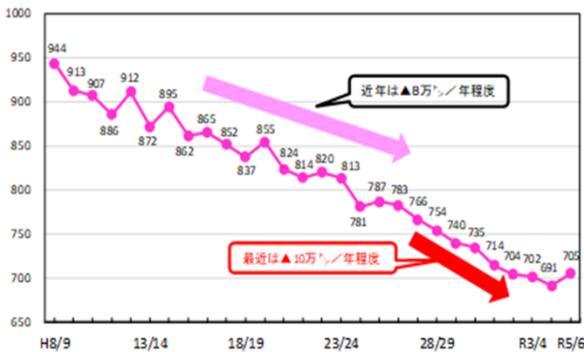
【図表2-3-6】 大豆（基幹）の作付の推移



主食用米の全国ベースの需要量は、最近の人口減少、食生活の多様化等を背景に、年10万吨程度の減少幅で一貫して減少傾向にあったが、コロナ禍を経て、インバウンド需要の回復、物価上昇の中で比較的安価であった米の内食需要の強まりなどにより増加に転じている。

米の販売価格は長期的に低下傾向で推移していたが、生産資材費の上昇、南海トラフ地震臨時情報やその後の地震・台風による一時的な買い込み需要等に各流通段階からの供給が追いつかない状況などの品薄感から、令和6年産では大幅に上昇した。

【図表2-3-7】 主食用米の需要量の推移



【図表2-3-8】 米の販売価格の推移

【相対取引価格と民間在庫の推移】



注：相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（令和6年産は7年6月の速報値）の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

(5) 麦・大豆の需要に応じた生産の更なる拡大

■ 現状の課題と政策の方向

ア 麦

令和6年（2024年）の関東管内における麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積は3万8,792ha（全国シェア13%）、収穫量は13万4,023t（全国シェア11.0%）

【図表2-3-9】管内各都県における麦の作付面積及び収穫量

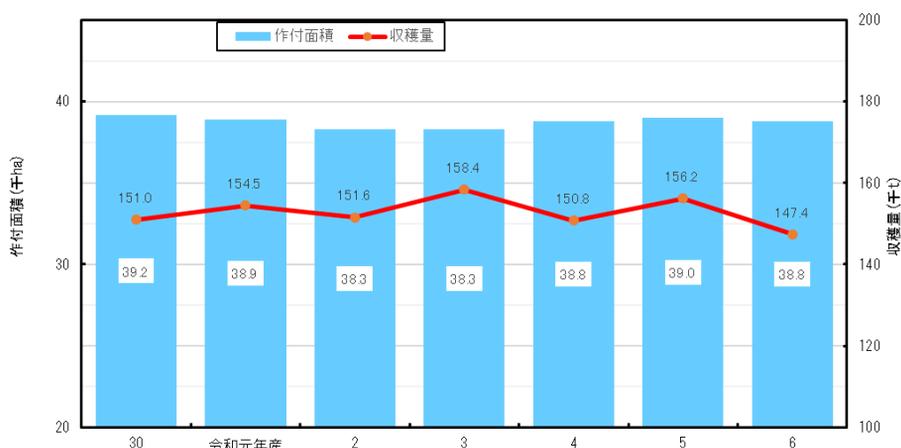
	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	静岡	管内計	全国	
小麦	作付面積	4,770	2,610	5,300	5,550	807	10	38	88	2,270	624	22,100	231,800
	収穫量	15,200	9,030	23,300	21,900	2,660	21	88	253	7,600	1,260	81,300	1,029,000
二条大麦	作付面積	940	8,470	1,680	727	x	1	-	x	17	25	11,900	40,100
	収穫量	1,840	31,300	5,640	2,680	x	2	-	x	40	39	41,500	119,100
六条大麦	作付面積	1,360	1,670	490	156	43	-	-	40	689	x	4,450	19,500
	収穫量	2,420	3,490	1,460	466	117	-	-	69	2,280	x	10,300	54,100
はだか麦	作付面積	223	22	1	95	x	-	x	-	-	x	342	5,430
	収穫量	569	47	4	300	x	-	x	-	-	x	923	12,400
4麦計	作付面積	7,293	12,772	7,471	6,528	850	11	38	128	2,976	649	38,792	296,830
	収穫量	20,029	43,867	30,404	25,346	2,777	23	88	322	9,920	1,299	134,023	1,214,600

出典：政府統計「令和6年産作物統計」を基に作成

他の転作作物との兼ね合いや生産者の高齢化等の影響により、平成30年（2018年）産以降、作付面積は減少傾向で推移していたが、令和3年（2021年）以降は増加傾向となっている。主産地は、栃木県（12,772ha、管内シェア32.9%）、群馬県（7,471ha、同19.3%）、茨城県（7,293ha、同18.8%）であり、水田において米の転換作物として麦の生産に取り組んでいる地域や、米・麦・大豆のブロックローテーションや米麦の2毛作が確立されている地域が多い。

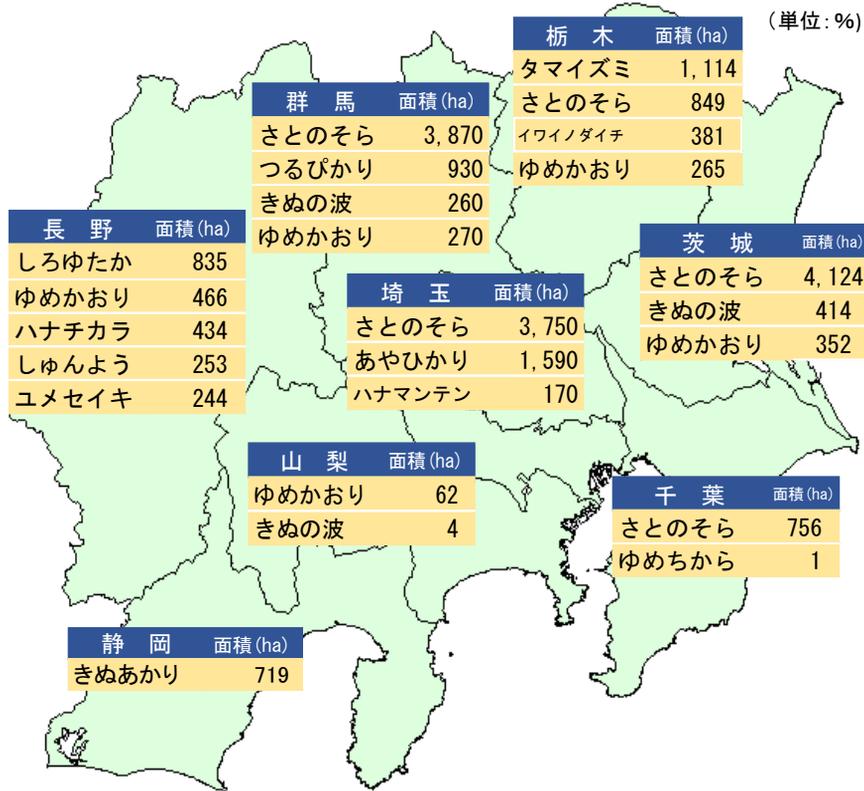
こうした中、実需者が求める量・品質を確保するため品種の転換が進んでいる。例えば、小麦の場合、関東管内では、以前は日本めん用の「農林61号」が多く、多くの県で作付けされていたが、近年、その後継品種である「さとのそら」への転換が進んでいる。また、日本めん用以外の用途の品種が育成され、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県では、パン用品種の「ゆめかおり（長野県育成）」の作付けがみられる。

【図表2-3-10】管内における麦の作付面積と収穫量の推移



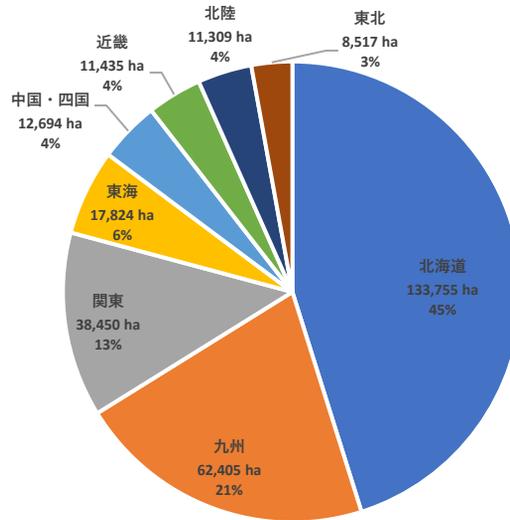
資料：農林水産省「作物統計」

【図表2-3-11】 各県で作付けされている小麦の主要品種（令和5年）



出典：農林水産省「[国産麦の需要に応じた生産の推進に向けた取組状況調査](#)」を基に作成

【図表2-3-11】 各県で作付けされている小麦の主要品種（令和5年（2023年））



出典：政府統計「[令和6年産作物統計](#)」を基に作成



■ 現状の課題と政策の方向

イ 大豆

令和6年（2024年）の関東管内における大豆の作付面積は1万300ha（全国シェア：6.7%）、収穫量は1万2,500t（全国シェア5.0%）である。近年、管内における作付面積はほぼ横ばいで推移している中、主産地は茨城県（3,300ha、管内シェア32.0%）、栃木県（2,630ha、同25.5%）、長野県（2,220ha、同21.6%）である。特に、栃木県、長野県などでは、水稻、麦、大豆の2年3作体系に取り組んでいる地域が多く、麦同様に多くが水田で作付けされている。

【図表2-3-12】大豆の作付面積と収穫量の推移



出典：政府統計「令和6年産作物統計」を基に作成

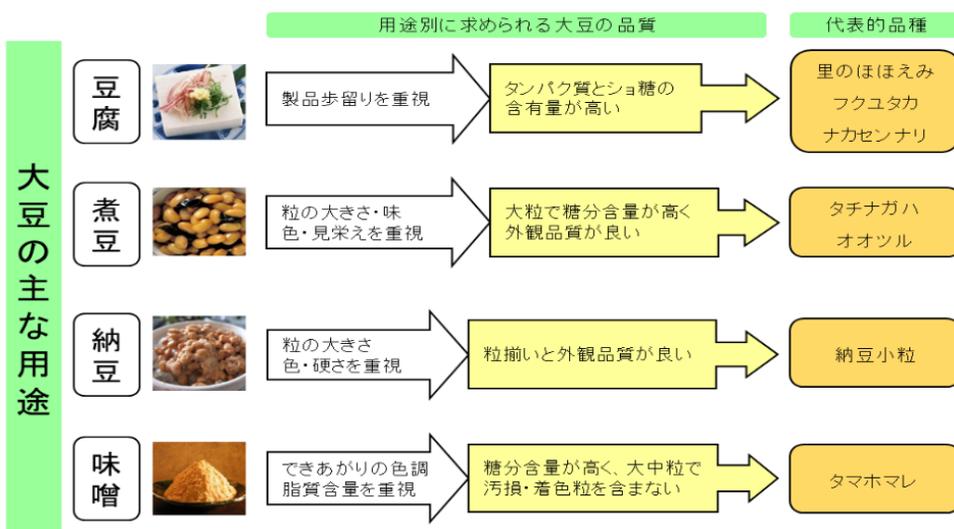
【図表2-3-13】大豆の作付面積及び収穫量

都県名	作付面積 (ha)	作付面積 管内での割合 (%)	収穫量 (t)	収穫量 管内での割合 (%)
茨城	3,300	32.0	3,730	29.8
栃木	2,630	25.5	3,310	26.5
群馬	273	2.7	235	1.9
埼玉	667	6.5	547	4.4
千葉	821	8.0	1,180	9.4
東京	4	0.0	5	0.0
神奈川	37	0.4	37	0.3
山梨	203	2.0	199	1.6
長野	2,220	21.6	3,150	25.2
静岡	184	1.8	85	0.7
管内	10,300	100.0	12,500	100.0
全国に占める 管内の割合	6.7%	-	5.0%	-
全国	153,900		252,400	

出典：政府統計「令和6年産作物統計」を基に作成

大豆は豆腐、味噌、納豆等の原料として用いられるが、それぞれの特性を踏まえ、求められる品質が異なるため、これを踏まえた品種を選択する必要がある。関東地域では豆腐用に「里のほほえみ」、「フクユタカ」、「ナカセンナリ」、味噌用に「タマホマレ」、納豆用に「納豆小粒」の作付けが進んでいる。

【図表2-3-14】大豆の用途別に求められる品質と代表的品



出典：一般社団法人全国農業改良普及支援協会「国産大豆の品種特性」を基に作成

■ 関東管内の取組状況

このように国産麦・大豆については、求められる製品の特性に応じた品種が使用されているなど、実需者ニーズを踏まえた生産が進められている。一方で、作柄が天候による影響を受けやすく供給量や品質が安定していないことから、需要の大部分を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢等を始めとする国際情勢の不安定さから、原料の調達先を外国から国内に見直す動きもみられるところである。

こうした状況を踏まえ、国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定的な供給体制の構築に資するよう、麦・大豆生産技術向上事業等を活用して生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援している。

関東農政局の取組として、麦については、生産の維持・拡大を図るため、令和6年に実需者が求める地場産小麦の品種・品質や安定的な生産を行う生産者の取組等を内容とする麦勉強会を開催した。また、大豆については、関東管内の先進的な大豆生産者が行っている生産性向上の取組紹介や実需者が求める大豆に関する情報を提供するとともに、大豆の生産拡大及び生産者の経営改善に資するセミナーを毎年開催するなど、需要に応じた生産に取り組むことができるよう支援しているところである。

【図表2-3-15】 麦勉強会チラシ・大豆セミナーチラシ

令和6年度
関東農政局
麦勉強会

特色のある
地場産小麦の
ニーズを学ぼう!

参加費
無料

要
事前申込

関東の実需者が求める小麦として「つるびかり」や「ゆめかおり」等の地場産小麦があげられますが、高価格で取引される一方で、タンパク値や収量を安定させるのが難しいとの課題があります。そこで、改めて実需者の求める小麦の品種や品質を知るとともに、地場産小麦のタンパク値や収量を安定させた農家の取組手法から栽培技術を学びます。

日時等

- ✓ 令和6年12月12日(木) 13:30~15:30
- ✓ 開催方法: オンラインによる生配信

申込

- ✓ 令和6年11月27日(水) 申込締切
- ✓ <https://forms.office.com/r/RmRD7bm7cB>

※ 参加希望の方は上記URLもしくは右の二次元コードよりお申込みください。

内容

1. 実需者が求める小麦と地場産小麦を使った商品について
星野物産株式会社 製造課 課長 伊藤 健司 氏
2. 茨城パン小麦栽培研究会「ゆめかおり」の栽培について
茨城県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター 主任 松井 匠 氏
3. 地場産小麦のニーズを考える
講演者によるクロストーク

ヒット商品に
“地場産小麦”は
欠かせない!

“タンパク値の安定”や
“収量の増加”を実現!

地場産小麦を生産する
“メリット”とは?!

令和6年度
関東農政局

大豆セミナー

参加費
無料

要
事前申込

近年需要が高まっている国産大豆の安定供給に向け、今後普及が期待される極多収品種について、試験研究機関から紹介するとともに、関東から近畿を栽培適地とする極多収品種「そらみずき」の栽培状況について生産者から、極多収品種に対する実需者の評価について全農から紹介します。また、ニーズに応じた生産が重要であるため、実需者の求める大豆に関する情報提供を行います。

日時等

- ✓ 令和7年2月25日(火) 13:30~15:20
- ✓ 開催方法: オンライン(YouTubeによる生配信)

申込

- ✓ 令和7年2月20日(木) 申込締切
- ✓ <https://forms.office.com/r/W4TqKEiNXr>

※ 参加をご希望の方は上記URLもしくは右の二次元コードよりお申込みください。

内容

1. 極多収品種の紹介と管内生産者における「そらみずき」の栽培状況について
 - 農研機構 作物研究部門 畑作物先端育種研究領域 畑作物先端育種グループ 主任研究員 平田 香里 氏
 - 生産者 柳AOKI FARM 代表取締役 青木 良彰 氏
2. 極多収品種の実需者の評価と売り先について
 - JA全農 麦類農産部 東日本麦類農産事業所 所長代理 平 恒太 氏
3. 実需者が国産大豆に求めるもの
 - ① 豆腐・油揚げ、豆乳、味噌等のトレンドについて
 - JA全農 麦類農産部 東日本麦類農産事業所 所長代理 平 恒太 氏
 - ② 納豆のトレンドについて
 - あづま食品株式会社 購買本部 調達部 部長 角野 政祐 氏
 - ③ 豆腐業界の現状と新たな取組
 - 株式会社アサヒコ 生産本部 生産企画部購買課 課長 山本 武 氏

連絡先等

関東農政局 生産部 生産振興課
担当者: 前田・中村・上杉

主催 農林水産省関東農政局、(一社)全国農業改良普及支援協会

048-740-1011

※ 複数お申込みの場合は、お手数ですが、お一人ずつ記載事項の記入をお願いします。

※ 登録されたメールアドレスにセミナー参加用URLを送付します。

※ 参加用URLの使用は本人限りとし、転送・公開しないでください。

※ 録音・録画はご遠慮いたします。

※ お申込みいただいた個人情報につきましては適切に管理し、本イベント以外には使用いたしません。

※ 報道関係の方で取材を希望される方は、取材を希望する旨をその他の欄に記述の上、お申込みください。

農林水産省

(6) GAP (農業生産工程管理) の推進

■ 現状の課題と政策の方向

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という）における食材の調達基準としてGAP認証等が採用され、全国でGAPの取組が拡大した。農業経営体の持続的な発展のため、取組の高度化及び更なる取組経営体数の拡大を図るため、農林水産省において推進方策を策定している。

関東管内におけるGAPの民間認証取得経営体数についてみると、令和7年（2025年）3月末時点のASIAGAPは127経営体（全国の7.2%）、JGAPは756経営体（全国の15.3%）である（GLOBALG.A.P.の認証取得経営体数は非公表）。

【図表2-3-15】 ASIAGAP、JGAP認証取得経営体数

	全国	関東管内
ASIAGAPの認証取得経営体数	1,761	7.2 (%)
JGAP認証取得経営体数	4,932	15.3 (%)

資料：日本GAP協会

農林水産省では、令和3年（2021年）にGAPに係る農業者、有識者等からなる「国際水準GAP推進検討会」を開催し、令和4年に「我が国における国際水準GAPの推進方策」及び「国際水準GAPガイドライン（以下、「国際水準ガイドライン」という）」を策定した。

この推進方策の中で「令和12年（2030年）までにほぼ全ての産地で国際水準GAPを実施」することを目指すこととしている。

現在、都県で策定している都県GAPの取組内容については、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年（2010年）策定）に準拠したものとなっていることから、今後も存続させる場合は、その取組内容を国際水準ガイドラインに則して国際水準に順次引き上げるよう調整を進めている。

令和6年度までに国際水準ガイドラインに準拠して改訂されたものは、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県の5県である。

用語の解説

「GAP」とは、Good Agricultural Practices の略で、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価をおこなうことによる持続的な改善活動のことで、日本では、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類が普及している。このうち、食品安全、環境改善、労働安全の3分野の取組に、国際的にも一般的なとなっている人権保護及び農場経営管理の分野の取組を加えたGAPを国際水準GAPといい、GLOBALG.A.P.、ASIAGAPがこれに該当する。

Good Agricultural Practices



GAP部門

農林水産大臣賞

長野八ヶ岳農業協同組合

所在地	長野県南佐久郡南牧村大字野辺山106番地1
認証	GLOBALG.A.P.
応募区分	団体の部
面積	267ha(認証面積)
構成員	41名
栽培品目	結球レタス、非結球レタス(サニーレタス、グリーンリーフ)

取組の紹介

GAPに取り組んだきっかけ

- 持続可能な産地を目指す上では全ての生産者がGAPに取り組むことが必要と考え、長野県GAPの取組推進を図る中、2020東京オリパラへの供給による産地のアピール等に繋がる等の理由から一部構成員でJGAP認証を取得。その後、大手取引先への供給に対し必須条件となったGLOBALG.A.P.認証に移行。

生産工程管理の改善に向けた取組

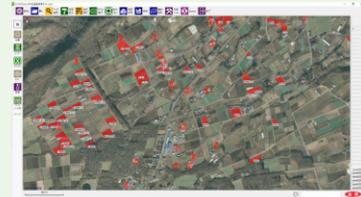
- 内部監査員によって検査内容に差が出ないよう、事前に確認事項等について目合わせを行うとともに、GAPに関わる職員の増加を図り、一部の職員に負担がかからないようJA全体でサポートを行う体制を確立。

生産効率性の向上に向けた取組とその効果

- JAが独自で作成した「GLOBALG.A.P.日誌」とGLOBALG.A.P.用にカスタマイズされた営農支援プラットフォーム『あい作』により、各構成員が自ら営農記録を行う仕組みを構築。記録・確認の効率化により、構成員・事務局ともに事務作業の負担が軽減。
- GISシステムの導入によりほ場管理履歴をデータで一元管理することでほ場確認・情報共有等が簡素化。



「あい作」による記録方法(農業散布)



GISシステムの画面の様子

経営の改善に向けた取組とその効果

- 構成員の意向確認を行い慎重にGLOBALG.A.P.へ移行するなど、JAと生産者の着実な信頼関係の構築により、構成員数は2年間で29名(R4)→41名(R6)と1.4倍に増加。また、認証品の安定出荷・品質面が評価され、取引先からの生産者MVPを受賞するとともに、販路を拡大し合計の取引数量5,319t(R5)→6,812t(R6)と28%増加。



取引先からの表彰

地域への波及効果

- 「長野県GAPフォーラム」において、県内の農業者、市町村、JA担当者等に向け取組事例を発表。構成員自ら記録を行う仕組みづくりや日誌の作成、JAとしての体制づくりについて紹介。
- コスト削減の為、地域内他団体と内部監査を相互で実施するとともに、日誌を提供。お互い課題を共有しながら「効率化」と「コスト削減」を両立できないか模索。



長野県GAPフォーラムでの事例報告の様子

【プレスリリース】

[令和6年度「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」受賞者の決定及び表彰式の開催について](#)

(7) 効果的な農作業安全対策の展開

■ 現状の課題と政策の方向

農作業安全対策は、令和6年度から「農作業安全対策の推進方針」に基づき推進し、農作業安全に関する研修の実施を強化している。農閑期（12月～2月）に農作業安全研修実施強化期間、初夏（5～7月）に熱中症対策研修実施強化期間を設定している。*令和5年度までの農作業安全対策は「春の農作業安全確認運動」、「秋の農作業安全確認運動」として実施している。

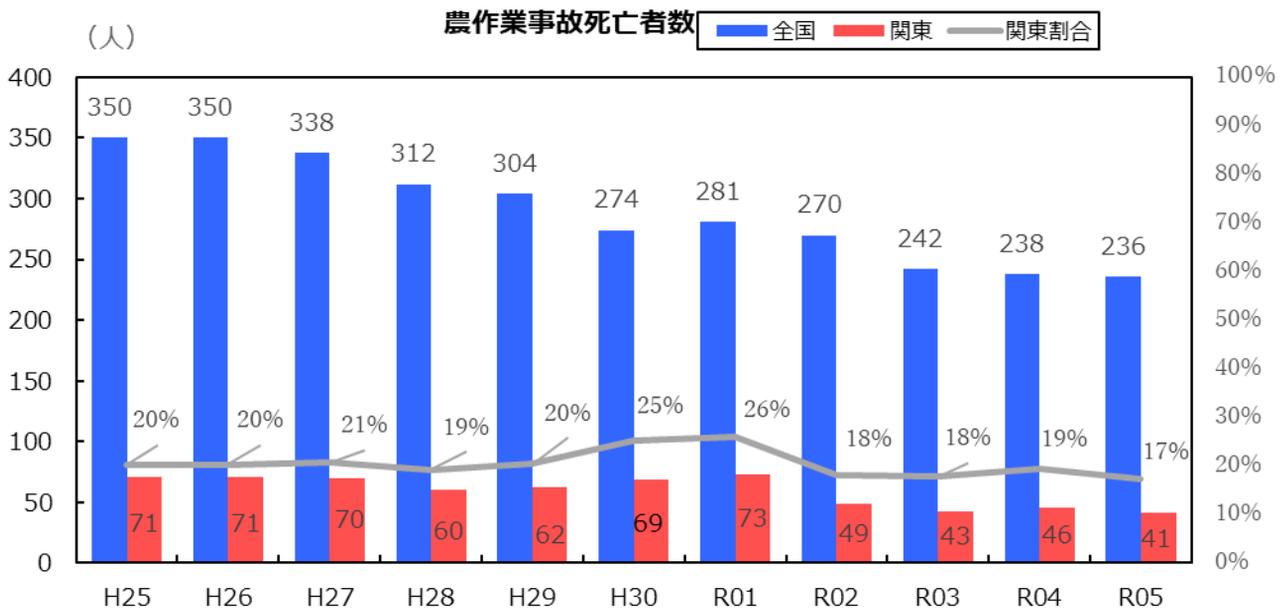
■ 関東管内の取組状況

ア 農作業環境の安全対策

農作業死亡事故は、近年減少傾向にあるものの、全国で年間240人前後と他産業に比べて高い状態が継続しており、うち関東管内でも毎年40人以上の死亡事故が発生している。農業就業人口の減少が続く中で、国民への安定的な食料供給を担う農業の現場における農作業安全対策の徹底は喫緊の課題である。

このような中、農林水産省では、研修の実施強化が重要であると考え、「令和6年度の農作業安全対策の推進方針」において、県段階、地域段階で「農作業安全に関する指導者」が中心となって農業機械作業の安全対策と熱中症の予防策の講習を行うことを重点的に推進することとし、農閑期（12月～2月）に農作業安全研修実施強化期間を設定するとともに、熱中症による死亡者の割合が増加していることを踏まえ、初夏（5～7月）に熱中症対策研修実施強化期間を設定した。

【図表2-3-16】農作業事故死亡者数の推移



① 農作業安全の取組

農林水産研修所つくば館における育成研修を通じて「農作業安全に関する指導者」の育成を図るとともに、当該指導者を活用した研修を実施した。令和6年度に、全国に約7,000名の「農作業安全に関する指導者」が育成された結果、農業機械作業研修の実施回数は4,059回と前年度と比較して2.3倍に拡大し、受講人数は約157,000人と前年度（約5万人）の約3倍に拡大した。

従来からの取組である、農業者の安全意識を向上させるための農業指導等の対面での注意喚起（声かけ）や、チラシや広報誌、SNS、ラジオ放送、有線放送等の媒体を活用した非対面での注意喚起を実施した。また、農作業安全ポスターを作成し、全国に配布したほか、Webページにて啓発資料を公表した。

関東管内でも、都県と連携して研修の実施や啓発を行った。

【図表2-3-17】 農作業安全啓発ポスターとステッカー



② 熱中症対策の取組

農業機械以外の作業では、農作業中の熱中症が死亡事故要因として最も多くなっている。我が国の夏季の気温が上昇傾向にあることから、近年増加傾向で推移しており、令和6年度の夏季（5～9月）において、田畑等で農作業中に熱中症によって救急搬送された人数は全国で2,322人と直近5年で最多となった。このため、研修の強化を図り、熱中症対策研修は2,805回と前年と比較して3.6倍に拡大した。

また、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用等を啓発したパンフレット、事例集等を用いた行政SNSによる情報発信や、熱中症対策ステッカー（全国で23万枚配布）等を用いた注意喚起を実施した。関東管内でも、都県と連携して研修の実施や注意喚起を行った。

【図表2-3-18】 熱中症対策ポスター及び熱中症対策ステッカー



イ 農林水産省ホームページにおける情報発信

農林水産省ホームページにおいて、農作業安全対策に関する情報を随時発信している。また、農作業安全研修や熱中症対策研修に活用できるコンテンツの充実を図り、研修資料や動画等の提供を行っている。関東管内でも、都県を通じて上記情報の提供を行っている。

- * [農作業安全対策](#) (農林水産省)
- * [農作業安全の啓発資料](#) (農林水産省)



(8) 経営所得安定対策の着実な実施

■ 現状の課題と政策の方向

近年の少子高齢化等により、米の需要は毎年約10万tの減少傾向に推移している。また、農業従事者の高齢化により法人化等の大規模化が図られている状況において、需要に応じた米等生産を推進するうえでも経営支援策である経営所得安定対策等への加入推進が重要である。

そのため、経営所得安定対策では、担い手農業者の農業経営の安定に資するため、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ対策」という。）や、農業経営のセーフティネットとして農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（以下「ナラシ対策」という。）及び麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置している。

■ 関東管内の取組状況

令和6年度の関東管内の支払金額は、ゲタ対策が136億円、特にナラシ対策補填額においては、主食用米価格の上昇等から大規模な発動がなく0.3億円（農業者拠出金含む）、水田活用の直接支払交付金が486億円である。

【図表2-3-19】支払実績（令和6年度）

対策別	全国	関東管内	管内シェア
ゲタ対策支払金額	1,923.0	136.0	7.1%
ナラシ対策補てん総額	9.2	0.3	3.3%
水田活用の直接支払交付金支払金額	2,747.0	486.0	17.7%

(注) ナラシ対策補てん総額は、国費と農業者拠出の合計
(関東管内は、補てん総額0.3億円、交付金0.2億円)

[経営所得安定対策等について](#)（関東農政局）

令和7年度
経営所得安定対策等の概要
農業者の皆様へ

農林水産省

経営所得安定対策等の概要
関東農政局
令和7年度

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年度の収入が減少した場合には、その減少分を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や、水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

米・麦・大豆などを生産する農業者は、あらかじめ以下のとおり、これらの対策を十分に活用いただき、農業に専らした生産・販売に積極的に取り組むことにより、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしくお祈りします。

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象農業者 対象農作物

【令和6～7年度の平均交付率】

対象農作物	国庫補助率の交付率	農業者拠出率の交付率
小麦	5,900円/10kg	6,340円/10kg
玉米	5,800円/10kg	6,160円/10kg
大豆	4,800円/10kg	5,150円/10kg
雑穀	6,600円/10kg	9,100円/10kg
大麦	9,430円/10kg	9,840円/10kg
小麦	5,070円/1t	5,300円/1t
玉米	14,280円/1t	15,180円/1t
大豆	15,720円/45kg	17,250円/45kg
雑穀	7,710円/10kg	8,130円/10kg

2 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

交付対象農業者 対象農作物

【令和6～7年度の平均交付率】

対象農作物	国庫補助率の交付率	農業者拠出率の交付率
小麦	5,900円/10kg	6,340円/10kg
玉米	5,800円/10kg	6,160円/10kg
大豆	4,800円/10kg	5,150円/10kg
雑穀	6,600円/10kg	9,100円/10kg
大麦	9,430円/10kg	9,840円/10kg
小麦	5,070円/1t	5,300円/1t
玉米	14,280円/1t	15,180円/1t
大豆	15,720円/45kg	17,250円/45kg
雑穀	7,710円/10kg	8,130円/10kg

3 水田活用の直接支払交付金

交付対象農業者 対象農作物

【令和6～7年度の平均交付率】

対象農作物	国庫補助率の交付率	農業者拠出率の交付率
小麦	5,900円/10kg	6,340円/10kg
玉米	5,800円/10kg	6,160円/10kg
大豆	4,800円/10kg	5,150円/10kg
雑穀	6,600円/10kg	9,100円/10kg
大麦	9,430円/10kg	9,840円/10kg
小麦	5,070円/1t	5,300円/1t
玉米	14,280円/1t	15,180円/1t
大豆	15,720円/45kg	17,250円/45kg
雑穀	7,710円/10kg	8,130円/10kg

収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入申請される皆様へ

1. 交付対象となる農業者は、・・・

2. 加入申請となる農業者は、・・・

3. 加入申請（収入減少影響緩和交付金）を申請するには、・・・

4. 補てん金の対象（生産実績等）となるものは、・・・

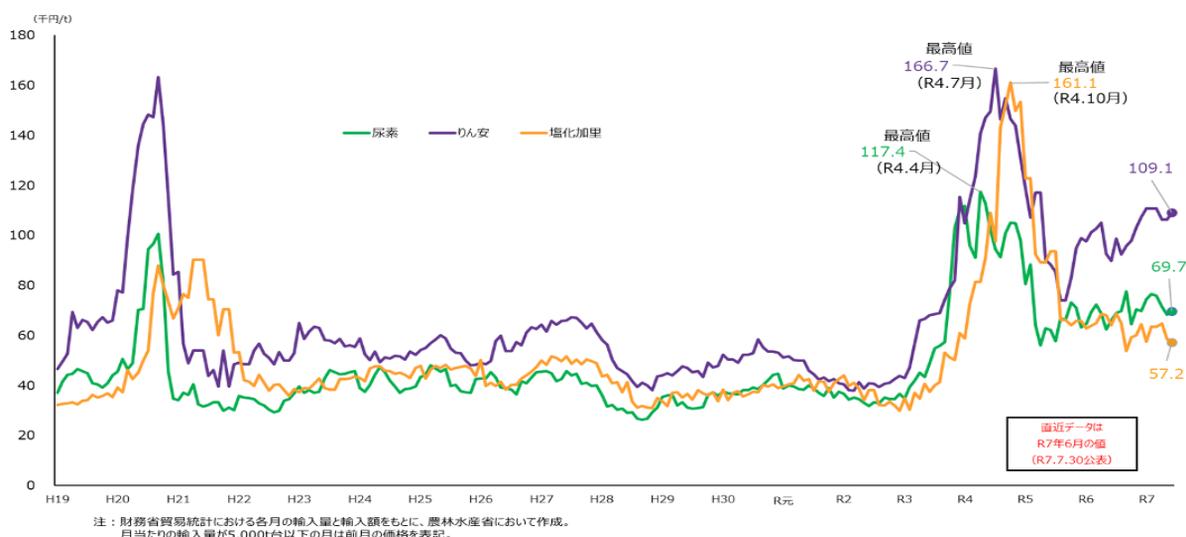
■ 現状の課題と政策の方向

世界的な穀物需要の増加、エネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢等を背景として、肥料や飼料の国際価格が高騰している。このような状況を踏まえ、海外原料に依存している化学肥料の使用を低減し、国内資源を活用した肥料への転換を進めることにより、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続的な農業生産の実現が重要である。

関東管内においては、茨城県の採卵鶏（飼養頭羽数：令和5年2月1日現在、全国第1位）、栃木県の肉用牛（同第7位）・乳用牛（同第2位）、群馬県の豚（同第4位）など、飼養頭羽数が多い地域が存在する。このため、耕畜連携の取組等により、家畜ふん尿由来堆肥の有効活用を図ることが地域の課題である。

また、国内の汚泥については、有用な資源であるにもかかわらず農業利用が進んでいないため、その活用を促進することが重要な課題となっている。

【図表4-1-1】肥料価格の推移



資料：農林水産省調べ

■ 関東管内の取組状況

(1) 国内肥料資源の活用拡大

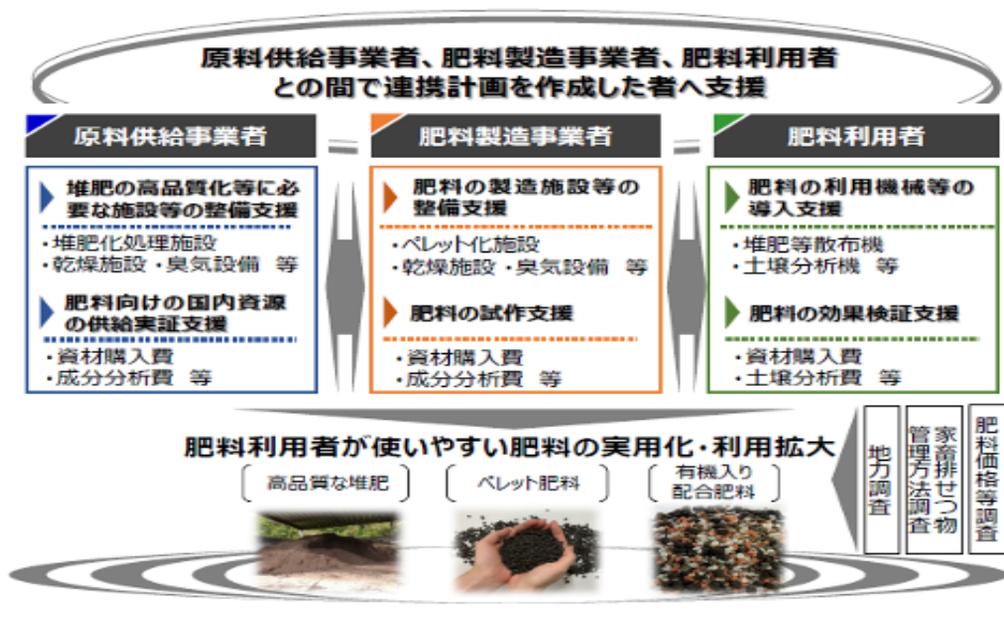
肥料の低減や国内資源を活用した肥料への転換を進めるため、国内肥料資源利用拡大対策事業により、国内資源の活用拡大を支援する。

ア 国内肥料資源利用拡大対策事業

国内資源を活用した肥料への転換を進めるためには、原料供給事業者（畜産事業者、下水事業者等）、肥料製造事業者、耕種農家等が連携し、三者ともにメリットのある取組を目指し、「農家が使いやすく、使いたくなる肥料」を作ることが重要である。

そのため、肥料製造事業者が行う取組や散布機の導入など、これまで支援が行き届かなかった活用拡大の鍵となる部分に対して支援を拡充した。令和6年度（1次・2次・3次・4次）募集において、関東管内では、国内肥料資源を利用した新たな肥料による栽培実証等を行うソフト事業6地区・26事業者、肥料製造施設等の整備を行うハード事業14地区・14事業者を採択した。

【図表4-1-1】国内肥料資源利用拡大対策事業の概要



イ 関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワークの開設

国内資源の肥料利用の拡大に向け、関東管内の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者、行政関係者などを対象に、令和5年（2023年）2月に開設した「関東地域国内肥料資源利用拡大ネットワーク」には、令和7年（2025年）8月末現在、約330名が登録しており、補助金を含めた関連施策やイベント情報、取組事例の紹介、関係者の交流機会の提供などを行っている。

○「国内肥料資源の利用拡大に向けたマッチングフォーラムin東京」における情報交流
 令和7年（2025年）1月31日（金）、大田区産業プラザで開催した同フォーラムにおいて、補助金を含めた関連情報を提供し、情報交流を行った（350名が参加）。

（参考）[関東農政局管内の品質管理に取り組む汚泥肥料生産業者マップについて](#)



⑤		
企業名	株式会社ピラミッド	
住所	栃木県那須郡那珂川町芳井4-35	
電話番号	0287-96-4550	
肥料の名称	エココンポスト 商品名（還元くん）	
肥料登録番号	生類80556号	
肥料成分	窒素全量 (%)	3.43
	りん酸全量 (%)	5.39
	加里全量 (%)	0.36
	含水率 (%)	24.96
有害成分	ひ素 (%)	0.00062
	カドミウム (%)	0.00008
	水銀 (%)	0.00002
	ニッケル (%)	0.0032
	クロム (%)	0.0041
新結果	鉛 (%)	0.0019
分析日	2022/8/2	
原料	下水汚泥、工業汚泥、茶がら、米ぬか	
画像		
		
性状	粗粒品 (8m/アンダー)・5m/mペレット	
自社HP	https://www.pyramid.co.jp/sco	
価格	個別相談致します。お電話ください。	
お客様向けサービス	個別対応致します。	

認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

(法人の認定農業者数は一貫して増加)

■ 現状の課題と政策の方向

認定農業者制度は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めるために作成した農業経営改善計画を、市町村等が認定する制度である。農林水産省では、認定農業者が同計画を達成できるよう、融資金利の優遇措置、税制面の優遇及び経営所得安定対策等の支援を行っている。

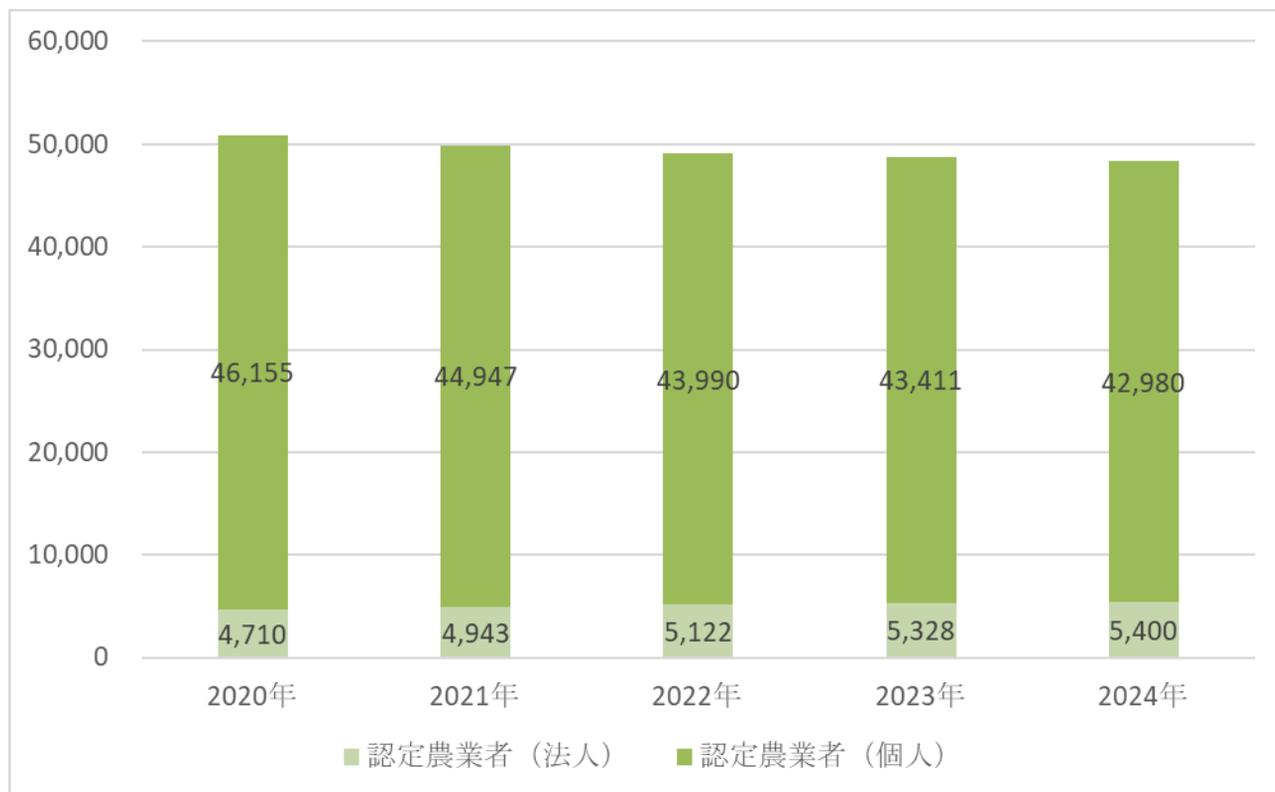
■ 関東管内の取組状況

令和6年（2024年）3月末現在、関東管内の同計画の認定数（認定農業者数）は48,380経営体で、全国の2割強を占めているが、その数は過去5年間、毎年微減となっている。

一方、法人経営体の認定数は一貫して増加しており、令和6年（2024年）3月末現在で5,400経営体となっている。

また、近年は経営規模の拡大に伴い、都道府県域を超えて営農を展開する認定農業者も年々増加しており、関東管内では令和6年（2024年）3月末で131経営体（うち法人59経営体）となっている。

【図表5-1-1】 認定農業者数の推移（関東）



資料：農林水産省調べ

(法人化や経営の高度化に向けた課題に対応する必要)

■ 現状の課題と政策の方向

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の利点がある。人口減少・高齢化により減少する農地等は、農業法人が重要な引き受け手となっており、今後ともその傾向は続く見込まれる。

また、持続的な経営の発展や経営基盤の強化の観点から、原価管理を含めた経営管理能力の向上をはじめ、農業経営の高度化に向けた取組の強化が必要となっている。

農林水産省では、法人化や農業経営の高度化を進めるため、都県が整備している農業経営・就農支援センターによる経営相談や、専門家による助言等を通じた支援を行っている。

■ 関東管内の取組状況

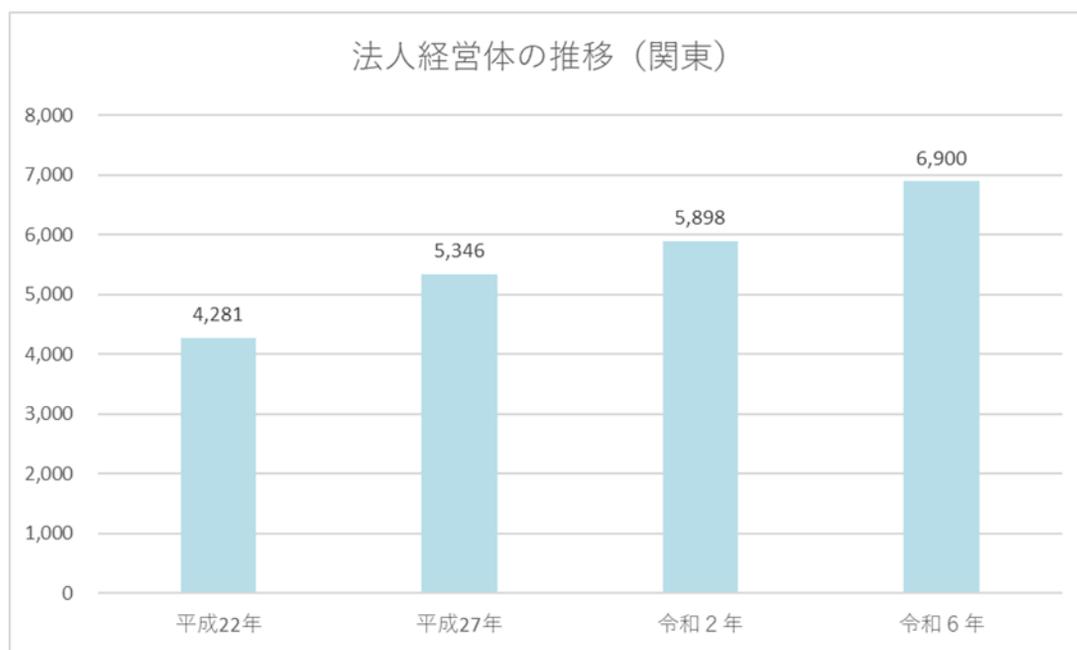
令和6年度の法人経営体数は、令和2年度から17%増加し6,900経営体となった。

農業生産に占める法人経営体等のシェアは拡大しており、令和2年度の法人等の経営体数は全体の3%である一方、経営耕地面積では14%を占めている。

集落営農組織についても法人化が年々進んでおり、令和6年度には令和2年度に比べて16組織増加し、1,042組織のうち法人が390組織（37%）となった。

このような状況を踏まえ、関東管内の各都県の農業経営・就農支援センターでは、法人化や農業経営の高度化を図るため、令和6年度に490件の伴走支援を行っている。

【図表5-1-2】 法人経営体の推移（関東）



資料：農林水産省「[農林業センサス](#)」、「[農業構造動態調査](#)」

<地域の担い手の経営安定化、所得向上>

鈴木 秀史（茨城県下妻市）

- ・ 経営規模：水稲28ha、小麦7ha、
作業受託（小麦等）85ha



鈴木氏は令和2年（2020年）に就農した若手の認定農業者である。営農を行う地域は水田地帯であり、高齢化による担い手不足が懸念されるなか、鈴木氏はスマート農機の導入など先進的な取組を進めており、地域の中核的な担い手となることが期待されている。

今後、規模拡大や家族の高齢化に鑑み、従業員の雇用や法人化を検討していたところ、普及指導員の紹介により、茨城県農業経営・就農支援センターに相談した。

この相談を受け、センターは中小企業診断士や社会保険労務士、税理士、司法書士を派遣し、法人化や従業員の雇用契約、労務管理、税務に関する基礎知識について助言した。

その結果、鈴木氏は令和7年（2025年）1月に従業員の雇用を開始した。法人化についても3年後の実現を目標に、経営の安定化、所得向上を目指している。

<法人化を契機とした就業規則の策定>

喜知里農園株式会社（静岡県御前崎市）

- ・ 経営規模：野菜（イチゴ等）：0.6ha



代表の後藤氏は、静岡県の研修事業を活用し、令和元年（2019年）にいちごで新規就農した。就農後、いちごの経営規模を拡大したほか、新たに露地野菜の栽培や加工品の販売にも取り組んでいる。

令和5年（2023年）には農業経営・就農支援センターの専門家派遣を活用し、法人化のスケジュールや手続きについて助言を受け、「喜知里農園株式会社」を設立した。

雇用者・被雇用者ともに安心できる職場づくりのため、就業規則の策定が必要であると考え、普及指導員からの提案を受けて令和6年（2024年）に再度、農業経営・就農支援センターに相談した。

センターでは、社会保険労務士と普及指導員による支援チームを編成し、後藤氏からヒアリングを行いながら就業規則の素案の作成を行った。

その結果、同社では就業規則が策定され、従業員と働きやすい職場環境の実現に向けて話し合うきっかけとなった。パート従業員のうち1名を社員として登用する予定のほか、今後はいちごの生産規模の拡大と売上増加に向けて集中して取り組む予定である。

■ 現状の課題と政策の方向

農業経営や農村地域において、女性の参画は依然として限定的であり、意思決定の場への参加や経営への関与が十分に進んでいない状況である。

このため、政府では男女共同参画社会の実現に向けて、農林水産分野においても女性の参画拡大を推進している。具体的には、認定農業者に占める女性の割合、農業委員、農業協同組合の役員、土地改良区の理事に占める女性の割合などの数値目標を設定し、女性の参画を促す制度的な枠組みの整備を進めている。

農林水産省では、地方公共団体や農業団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりが進むよう働きかけを行っており、女性が農業分野で活躍できる環境の整備を図っている。

■ 関東管内の取組状況

関東管内においては、女性農業者のネットワークづくりや、女性の視点を活かした地域農業の活性化に向けた取組が進められている。

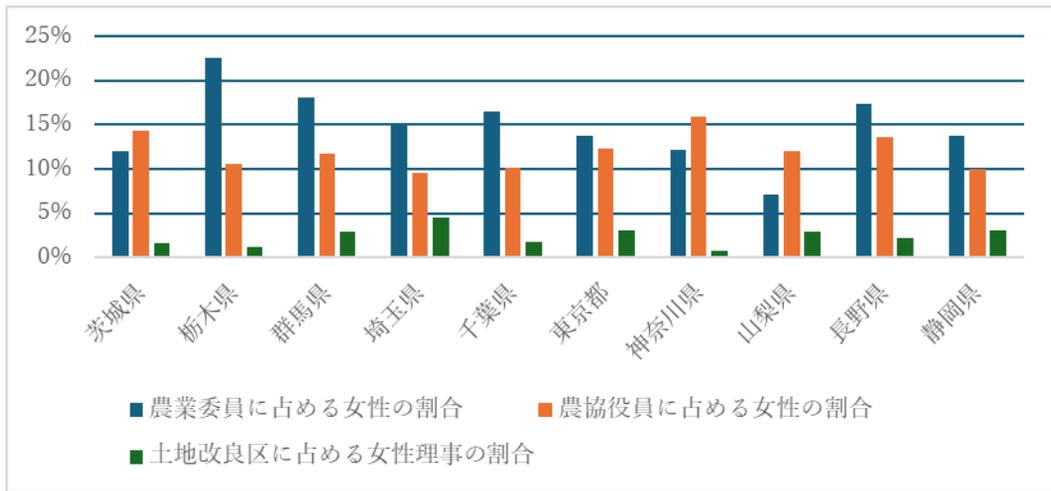
例えば、女性農業者によるグループ活動や勉強会の開催、地域農業の課題解決に向けたワークショップの実施などを通じて、女性の意見が地域の農業政策に反映される機会が増えている。

また、自治体や農業団体が主催する研修やセミナーでは、女性の農業経営参画を支援する内容が盛り込まれており、経営スキルの向上や情報共有の場として活用されている。関東農政局では、こうした地域の取組を支援するとともに、優良事例の収集・発信を通じて、女性の活躍をさらに広げる環境づくりを推進している。

【図表6-1-1】 第5次男女共同参画基本計画（令和2年（2020年）12月閣議決定）

項目	成果目標 (令和7(2025)年度)	策定時
農業委員に占める女性の割合	20%（早期）、 更に30%を目指す	12.1% (令和元(2019)年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	10%（早期）、 更に15%を目指す	8.0% (平成30(2018)年度)
土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合	10%	0.6% (平成28(2016)年度)
認定農業者に占める女性の割合	5.50%	5.3% (令和4(2022)年度)

【図表6-1-2】 農業委員会、農業協同組合及び土地改良区の女性登用の割合



資料：「[農業委員に占める女性の割合、農業委員会における女性登用に関する目標及び計画の設定状況](#)」
 (農林水産省経営局調べ) 令和7年(2025年)3月31日現在
 「[土地改良団体における女性理事登用状況](#)」(農林水産省農村振興局調べ) 令和7年(2025年)3月31日
 現在から



■ 現状の課題と政策の方向

我が国の農業を成長産業にするとともに、食料安全保障の確立を図るためには、令和3年（2021）年に閣議決定した土地改良長期計画を踏まえ、農地を大区画化するなど、農業生産基盤を整備し、良好な営農条件を整えるとともに、大規模災害時にも機能不全に陥ることのないよう、国土強靱化の観点から農業水利施設の長寿命化や農業用ため池の適正な管理・保全・改廃を含む防災・減災対策を効果的に行うことが重要である。

■ 関東管内の取組状況

（1）農村地域の情報通信環境整備とスマート農業推進の取組

人口減少や高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラ管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援することとして、令和3年度に「農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）」を新たに創設し、地方自治体や土地改良区、JA等の農業者団体による計画策定や施設整備の支援を進めている。

また、農林水産省が設置した官民連携の「農業農村情報通信環境整備推進体制準備会」によるサポート（地域課題を踏まえた技術提案、事例紹介、構想づくり支援等）も併せて行っており、ICTに不慣れな地方自治体や農業者団体に対し、普及・啓発や事業実施に向けた準備段階の支援を行っている。

関東管内では、令和4年度に3地区（静岡県松崎町、しずおか棚田ネットワーク、長野県中野市）、令和5年度に新たに3地区（安房中央土地改良区、広瀬桃木両用水土地改良区、長野県飯田市）において、農政局職員が現地調査に参加するなど官民一体となった構想づくり等の支援を実施しているところである。静岡県松崎町においては、同支援の結果、令和6年度から農山漁村振興交付金を活用した計画策定事業が実施されている。



注）朱書きは施設・設備及び利用用途、青書きは無線基地局を設置している施設を表している。

* [農業農村における情報通信環境整備の推進について](#)

農林水産省が事務局となり、農業農村による分野、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者や先進自治体と連携し、地方自治体・農業者団体等を事業化に向けて準備段階から実施段階まで支援している。

○ 経緯

少子高齢化や人口減少の進行により、農業農村インフラの維持管理体制が脆弱化し、農業生産活動における労働力不足などの課題が深刻化している。こうした課題を解決し、安心して住み続けられる農村生活環境を確保するためには、情報通信環境の整備が不可欠である。その推進にあたっては、情報通信環境の必要性に関する普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、行政、土地改良区、農業協同組合、民間企業等の関係者が連携して行うことが重要である。このため、農業農村において情報通信環境の整備構想を策定し、それを実現するための準備を関係者で連携して行う組織として、農林水産省は令和3年（2021年）に「農業農村情報通信環境整備準備会」を発足させた。

○ 活動

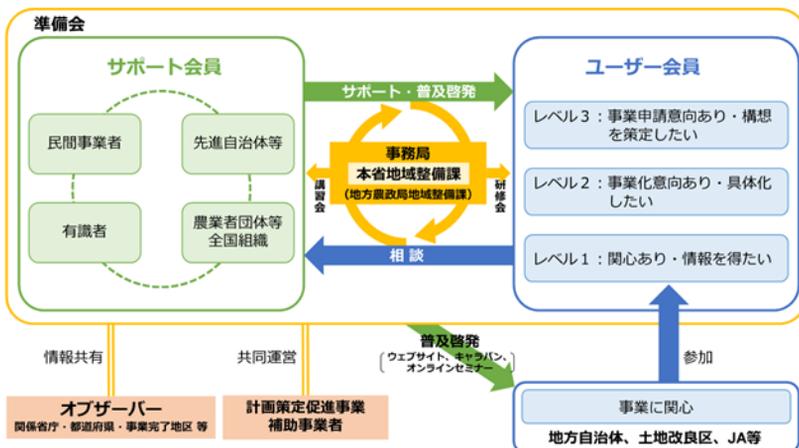
本準備会では、農林水産省が事務局となり、農業農村分野や情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者や先進自治体と連携し、地方自治体や農業者団体等を事業化に向けて準備段階から実施段階まで支援している。支援を希望する地区には、準備会が個別にヒアリングや現地調査を行い、事業化に向けたサポートを実施している。令和6年度には、長野市豊野町（長野県農業共済組合北信支所）、群馬県前橋市（群馬用土地改良区）、千葉県館山市（安房中央土地改良区）において、情報通信分野の知見・実績を有する民間事業者（サポート会員）とともに農政局職員も現地調査に参加し、将来の事業化に向けた意見交換を行った。

○ 現場の声

地域で農業を営む者として、高齢化や担い手不足により、将来の農業水利施設の維持管理に不安を感じていた。しかし、ICTの活用方法について専門家や農政局職員から直接話を聞いて、非常に参考になった。

○ 事業の今後

本対策については、新たな食料・農業・農村基本計画や「骨太の方針2025」などの政府計画の下で、新たに事業化が検討されている。



準備会のサポート体制



現地調査の様子 (群馬県前橋市)

(2) 農業水利施設と農地の機能を活かした流域治水の推進

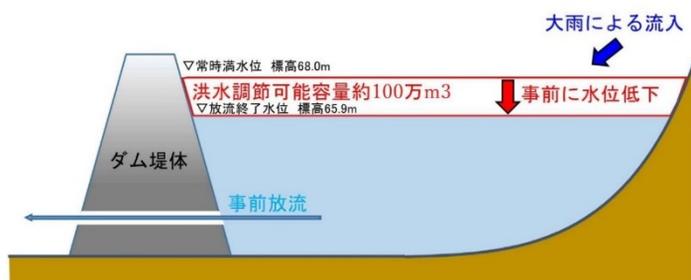
気候変動による水災害リスクの増大に備え、国や地方自治体、農業者、企業などの流域関係者が連携し、これまで河川管理者が中心となってきた治水対策から、氾濫域を含む流域全体で取り組む「流域治水」へと転換している。都市・市街地の近傍や上流域には水田が広がり、多くの農業用ダムやため池が存在している。

これらの農地・農業水利施設の多面的機能を生かし、農林水産省や農政局、地方自治体、土地改良区、農業者などが協力して流域治水を推進している。

関東管内では、農業用ダムの活用（事前放流）、排水施設等の活用、水田の活用（田んぼダム）、ため池の活用（低水位管理）などを実施している。

ア 農業用ダムの活用（事前放流）

大雨が予想される際に、ダムの貯水位を下げることなどによって、ダムにより多くの降雨を貯留させることができるため、洪水調節機能が発揮され、下流域の洪水被害リスクを低減させる。全国の414ダム（一級水系267、二級水系147）のうち、関東管内では国営那珂川沿岸地区の御前山ダムを含め20のダムで治水協定を締結している。なお、令和6年度までに事前放流の実績はない。



イ 排水施設等の活用

老朽化した農業用の用排水路や排水機場・樋門等を整備し、排水能力の向上や自動制御機能の追加などの機能強化を行ったり、大雨が予想される際にあらかじめ用排水路の貯水位を下げるなどによって、市街地や集落、農地などの浸水を防止・軽減する。

関東管内では、国営栃木南部地区、国営印旛沼二期地区、国営手賀沼地区において、排水機場のポンプ能力強化や遠隔操作システムの導入、用排水路の拡幅・補強などを実施している。

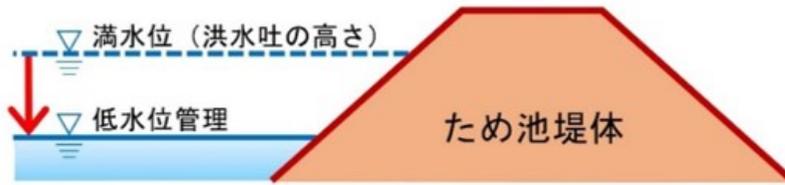


長野県では、流域治水の取組の一環として、農業用ため池を活用した雨水貯留を推進

「長野県流域治水推進計画」に基づき、農業用ため池の低水位管理に取り組むことで、流域全体で水害を軽減する「流域治水」に貢献している。

長野県では、市町村や農業用ため池管理者を対象に研修会を開催し、取組方法を記載したリーフレットを配布するなど、取組を支援している。農業用ため池管理者や耕作者の協力を得て、令和5（2023）年には、農業用ため池の水を利用しない時期に低水位管理を県内4,208箇所を実施し、合計約670万m³の空き容量を確保した。

今後、農業用ため池管理者の理解を深めながら、取組箇所数をさらに増やしていく予定である。



排水機場等を活用した機能強化の取組【国営栃木南部農業水利事業】

排水システムの再編*を行うとともに、排水機場の改修・統廃合や用排水路の拡幅・改修により、排水機能を強化し、流域全体で水害の軽減に貢献している。

- ＜主要工事＞ ・排水機場（新設・統合）：2箇所
- ・用排水路（改修）：約9km

*排水システムの再編とは、既存の排水路や排水機場などの施設の配置や流れの仕組みを見直し、より効率的に排水できるようにすることを指します。



思川へ排水する既設の新荒川排水機場（写真左）、新設した荒川排水機場（写真右）

水田の貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組【栃木県小山市】

小山市では、平成27年（2015年）関東東北豪雨による被害を受け、流域治水の取組の一環として、市独自の支援や多面的機能支払交付金を活用し、田んぼダムの取組を推進している。田んぼダムは、令和5年度末までに延べ 2,594 ha（落水柵 9,505 箇所）で実施している。



落水柵の設置研修



田んぼダム落水柵



水位調整版



流出量調整板

■ 現状の課題と政策の方向

農業者の減少（関東管内の基幹的農業従事者数＊平成12年（2000年）64.2万人→令和6年（2024年）30.3万人）や高齢化（関東管内の基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合＊平成12年（2000年）51.4%→令和6年（2024年）72.2%）の進行等に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。

※[農業構造動態調査](#)（農林水産省統計部）より

■ 関東管内の取組状況

（1）スマート農業技術の活用の推進

近年、ロボットやAI、IoT等の情報通信技術を活用した「スマート農業技術」により、農作業の効率化や農作業における身体の負担軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性向上の効果が期待される。農林水産省では、令和元年度から令和6年度にかけて、スマート農業技術を実際の生産現場に導入して、技術の導入による経営改善の効果を明らかにする「スマート農業実証プロジェクト」を実施した。

また、令和6年（2024年）6月に施行された改正食料・農業・農村基本法において、基本的施策のうち「先端的な技術等を活用した生産性の向上」として、「国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入の促進に必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

さらに、令和6年（2024年）10月には、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（以下「スマート農業技術活用促進法」という。）」が施行され、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（以下「生産方式革新実施計画」という。）」等の認定制度等を措置した。



* [スマート農業実証プロジェクト](#)

(取組の概要)

関東管内では、39地区でスマート農業実証プロジェクトに取り組んでおり、関東農政局ホームページのスマート農業サイトにおいて、その取組概要や成果について都県別・営農類型別に整理し紹介しているところである。

また、令和6年(2024)年12月3日に、「スマート農業推進フォーラム2024 in 関東～園芸分野におけるスマート農業技術の社会実装に向けて～」をさいたま新都心合同庁舎2号館とオンラインの併用により開催したところである。このフォーラムの第1部では、園芸分野におけるスマート農業技術実証プロジェクトで得られた成果や課題、今後実用化が期待される開発中のスマート農業技術を紹介した。第2部では、「みどり技術ネットワーク会議」として、みどりの食料システム戦略に貢献する「技術カタログ」の中から、園芸分野において汎用性があり導入しやすく、持続性と生産性の向上に貢献するスマート農業技術に焦点を当て、開発した研究機関、普及組織、実際に導入した農業者等によるパネルディスカッションを開催した。当日は、民間企業や農業者、試験研究機関、都県・市町村行政機関等から約350名の参加があり、参加者からは「園芸品目での事例紹介は少ないので参考になった。」等の意見が寄せられた。併せて、同日に「明日の農業を支えるスマート農業技術展示会」を開催し、民間企業によるスマート農業技術の紹介と、民間企業と参加者とのマッチングの機会を設け、スマート農業技術の紹介等を行った。スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画については、農事組合法人百目木営農組合(千葉県)、有限会社ソメノグリーンファーム(茨城県)、アーデルファーム株式会社(栃木県)の計3件が認定された。

また、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策(令和5年度補正予算)等により、計17の農業支援サービス事業者に対して食味収量センサー付きコンバインや直進アシスト付きトラクター、農業用ドローン等の導入を支援し、農業現場へのスマート農業技術の活用の促進を行ったところである。

【図表8-1-1】 関東管内のスマート農業実証プロジェクト採択地区 (令和6年(2024年)3月)



(凡例)

■	: 水田作
■	: 畑作
■	: 露地野菜
■	: 施設園芸
■	: 果樹
■	: 茶
■	: 畜産
■	: 5G
■	: 輸出
■	: 新サービス
■	: スマート商流
■	: リモート化
■	: 強靱な地域農業

採択数一覧

実証テーマ	R元	R2	R2補正	R3	R4	R5	計
: 水田作	4	1					5
: 畑作	1	1			1		2
: 露地野菜	2	2	4			1	9
: 施設園芸	2	2					4
: 果樹	2	1	1				4
: 茶	1						1
: 畜産	1	1					2
: 5G		1		1			2
: 輸出				1			1
: 新サービス				2			2
: スマート商流				3			3
: リモート化				3			3
: 強靱な地域農業				1			1
計	12	9	5	11	1	1	39

* [スマート農業推進フォーラム2024 in 関東](#)について

* [生産方式革新実施計画の認定状況](#)について

■ 現状の課題と政策の方向

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、国内の農場や生産現場において、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病や植物の病害虫に対し、侵入やまん延を防止するための対策を実施している。

また、近年、近隣のアジア諸国・地域で継続的に発生している越境性動物疾病の侵入を防ぐためには、関係者が一丸となって取組を強化することが重要である。

一方、近年の温暖化による気候変動により、病害虫の発生地域が拡大し、発生量も増加している。さらに、化学農薬に過度に依存した防除によって病害虫の薬剤抵抗性が発達し、農薬依存の防除には限界がある状況となっている。

このため、改正植物防疫法に基づき総合防除を推進し、化学農薬のみに依存しない、発生の予防・予察を中心とした仕組みを構築し、病害虫防除体制の充実・強化を図る取組を進めている。

■ 関東管内の取組状況

(1) 家畜防疫の推進

関東管内においては、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備えた体制を整備している。

これらの伝染病が発生した場合には、対策本部を設置し、まん延防止のために必要な防疫活動等の支援を行うとともに、関係畜産物の生産、流通及び消費に係る混乱防止のための対応を迅速かつ的確に実施する。

(高病原性鳥インフルエンザの発生状況)

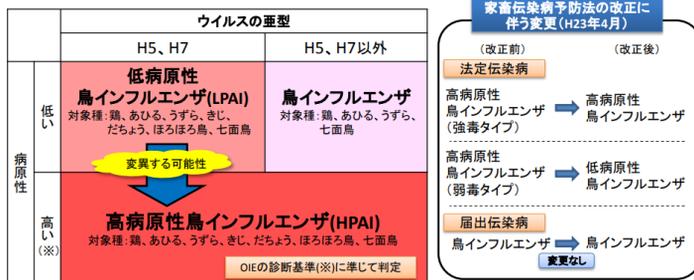
高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かすだけでなく、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止するなどの影響が生じることから、引き続き発生予防とまん延防止を図る必要がある。

令和6年（2024年）シーズンにおいては、令和7年（2025年）6月末時点で、14道県51事例が確認されており、約932万羽が殺処分の対象となった。このうち関東管内では、3県18事例の発生が確認されており、約444万羽が殺処分の対象となった。

我が国における鳥インフルエンザの分類

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。我が国の家畜伝染病予防法では、病原性の程度及び変異の可能性によって、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)及び鳥インフルエンザの三つに分類されています。

平成23年4月の同法改正前は、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)と鳥インフルエンザに分類されていましたが、法改正を機に国際獣疫事務局(OIE)が定めている国際的な基準に合わせるため、現在の分類に変更されました。



※次に示すOIEの診断基準(高病原性鳥インフルエンザ)のいずれかを満たした場合に、病原性が高いと判定
 ①6週齢鶏の静脈内接種試験で病原性指標(NPI)が1.2以上又は4～8週齢鶏の静脈内接種試験で75%以上の致死率を示す。
 ②H5又はH7亜型のウイルスで、特定部位のアミノ酸配列が既知のHPAIウイルスと類似している。

* [令和6年度鳥インフルエンザに関する情報について](#)

(豚熱の発生状況)

豚熱は、その強い伝播力と高い致死性により、地域の養豚業に甚大な影響を及ぼすだけでなく、国民への豚肉の安定供給を脅かし、さらに発生地域からの豚肉輸出ができなくなるなどの影響が生じることから、引き続き清浄化を目指す必要がある。

我が国では、平成30年（2018年）に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以来、令和7年（2025年）5月末時点で24都県において計99事例が発生し、約43万頭が殺処分された。令和6年（2024年）には7県で7事例が確認され、約5万3千頭が殺処分された。

このうち関東管内では4県で4事例が発生し、約3万5千頭が殺処分の対象となった。なお、これまで九州地域では野生イノシシでの豚熱感染は確認されていなかったが、令和6年（2024年）6月に佐賀県、令和7年（2025年）2月に長崎県で感染が確認されたことから、経口ワクチンの散布が開始されている。

* [国内における豚熱の発生状況について](#)

(発生都県が実施するまん延防止のための防疫措置等への支援)

関東農政局では、関係者の非常連絡網を作成するとともに、防疫活動を支援するために派遣する職員の事前登録リストを整備し、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備えた体制を構築している。

令和6（2024）年シーズンにおいては、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際、局長を本部長とする対策本部を設置し、関係機関との連絡調整、情報収集、疫学調査チームの活動支援等を実施した。また、茨城県及び千葉県で発生した高病原性鳥インフルエンザ事例では、両県の要請を受け、関東農政局職員を防疫作業従事者として派遣した。

豚熱清浄化ロードマップのイメージ

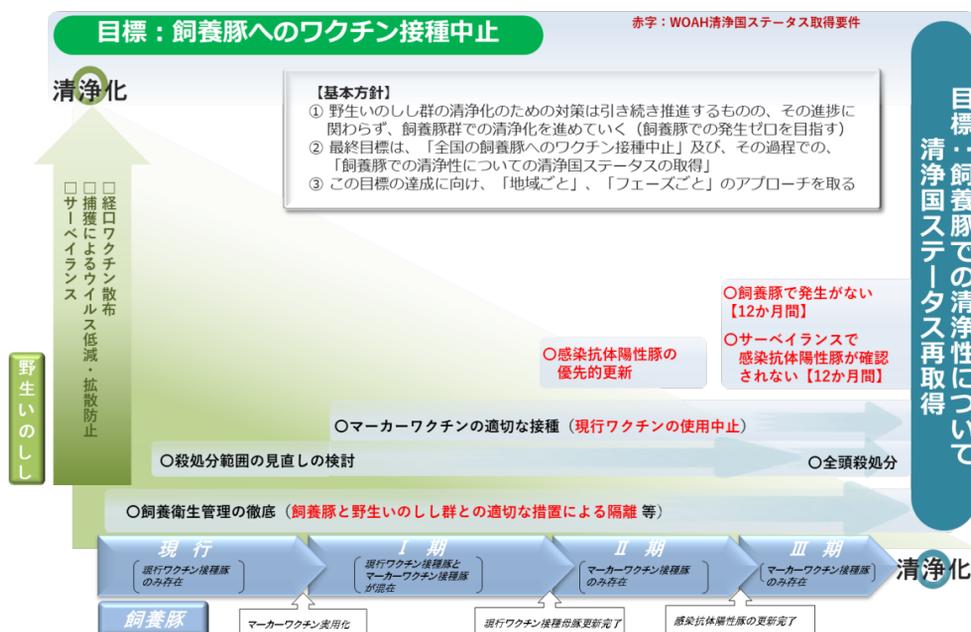


図1 豚熱の清浄化ロードマップのイメージ

(2) 植物防疫の推進

関東管内では、各都県において地域の実情に応じた総合防除の実施計画を策定している。総合防除計画のうち、サツマイモの大産地である茨城県及び千葉県では、農業者が遵守すべき事項として、サツマイモ基腐病に係る予防や防除に関する措置を定め、発生予防及び駆除、まん延防止対策を実施している。

また、農業者に対して総合防除の認知と推進を図るとともに、都道府県や農業者団体等が中心となる各地域で総合防除の普及を目的としたキャラバンを全国で開催している。

関東管内でも令和6年（2024年）10月にキャラバンを開催し、取組事例、新技術や課題の共有等を通じて気運の醸成を図った。

* [都道府県における総合防除計画の策定](#)

* [「総合防除の普及推進を図るための令和6年度全国キャラバン（関東農政局ブロック）」を開催しました](#)

(重要病害虫の特別防除)

クビアカツヤカミキリは、平成24年（2012年）に愛知県のサクラで初めて発見されて以来、令和7年（2025年）2月末までに15都府県で発生が確認されている。

関東管内では、平成25年（2013年）に埼玉県で発見されて以降、群馬県、東京都、栃木県、茨城県、神奈川県、千葉県の1都6県で発生が確認されており、調査や防除を実施している。

しかし、効果的な防除方法は確立されていないため、発生地域は徐々に拡大している。本虫はウメやモモなどの果樹園地のほか、街路樹や公園のサクラでも被害が顕在化しており、発生源での徹底した防除と拡散防止、未発生地域での初動対応の整備、発生時の迅速な対応など、地域全体で防除対策を講じる必要がある。

関東農政局では、果樹産地の農業者を中心に、自治体や生産者団体など、地域で防除に取り組む関係機関と連携し、クビアカツヤカミキリの発生調査、防除資材の導入、被害木の伐採・焼却、初動対応体制の整備などの取組について、消費・安全対策交付金を活用して支援しています。



用語の解説

* フラスとは、クビアカツヤカミキリの幼虫が木の内部を食害した際に排出する木くずや糞が混ざったものを指す。

(植物防疫法に基づく緊急防除)

① テンサイシストセンチュウ

平成29年(2017年)9月、長野県諏訪郡原村で、アブラナ属植物やホウレンソウなどを寄主植物とするテンサイシストセンチュウが国内で初めて確認された。

この線虫のまん延を防ぐため、平成30年4月から植物防疫法に基づき、寄主植物の作付け禁止や移動制限を行う緊急防除が開始された。令和4年(2022年)9月には、同県南佐久郡川上村および南牧村で本線虫が確認され、川上村1地区と南牧村2地区が防除区域に指定された。さらに、南牧村に隣接する山梨県北杜市でも新たに発生が確認されたことから、作付け自粛や土壌消毒などの防除対策を実施している。

関東農政局では、本省植物防疫課、名古屋植物防疫所、長野県と連携し、長野県が主催する現地説明会に参加して情報収集を行うとともに、防除区域内の農業者や関係団体が実施する緊急防除に要する経費を、消費・安全対策交付金で支援している。

テンサイシストセンチュウとは

学名：*Heterodera schachtii* Schmidt, 1871

英名：beet cyst nematode

分布

韓国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、ヨルダン、トルコ、ヨーロッパ、ロシア、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島等

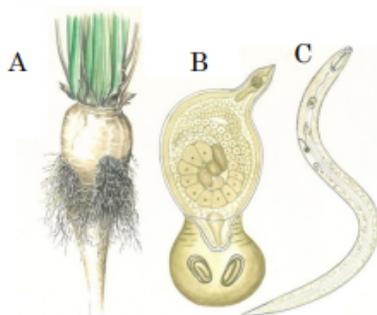


図 テンサイシストセンチュウ
A: ふだんそう属の被害根
B: 雌成虫 C: 幼虫

寄主植物

しょくようだいおう、だいこん、トマト、ほうれんそう、あぶらな属(野沢菜、カリフラワー、ブロッコリーなど)植物及びふだんそう属(てんさいなど)植物の生植物の地下部

被害

てんさいでは生育の遅れや黄化症状、地上部のしおれなどが見られ、枯死する場合もある。被害株の地下部はひげ根が異常に増え、奇形となり収量が著しく低下する。

人への影響

人畜には無害であり、本線虫が付着した野菜を食しても人の健康を害することはない。

② アリモドキゾウムシ

令和4年（2022年）10月、静岡県浜松市において、アサガオ属植物やサツマイモ属植物等を寄主植物とし、サツマイモ等に甚大な被害を及ぼすアリモドキゾウムシが確認された。植物防疫法に基づき、令和5年（2023年）3月から寄主植物の作付けの禁止及び移動を制限する緊急防除が開始された。

関東農政局では、テンサイシストセンチュウの緊急防除同様、関係機関と連携するとともに、緊急防除に要する経費について、消費・安全対策交付金で支援を行い、住民に対する緊急防除の周知、野生寄主植物除去などの防除対策の実施を徹底している。

この結果、アリモドキゾウムシ対策検討会議において、浜松市で発生したアリモドキゾウムシは根絶したとの判断は妥当とされたことから、令和6年（2024年）11月、緊急防除が解除されたのである。

アリモドキゾウムシとは

【分布】

東南アジア、アフリカ、北アメリカ、中南米、オーストラリア等（我が国では奄美諸島、沖縄諸島、小笠原諸島等）

【寄主植物】

アサガオ属植物、サツマイモ属植物、ヒルガオ属植物等

【形態・生態】

成虫は体長約6.5mm、幅約2.0mm。本種は年間を通じイモの中に卵から成虫まで各ステージのものがみられる。

【被害】

幼虫が塊根内に食入し孔道を作る。被害がひどいと塊根内部全体が孔道になり、黒変して悪臭を放ち、苦みを増し、収穫が困難となる。



図1 アリモドキゾウムシ（成虫）



図2 アリモドキゾウムシ（幼虫）

■ 現状の課題と政策の方向

主な輸出重点品目の取組状況・食品の輸出促進に向けた環境の整備

輸出重点品目であり、関東管内において全国収穫量の約4割を占める特産品であるイチゴについて、輸出のすそ野拡大を目的とした「関東GFPいちご生産者輸出フォーラム」を令和6年（2024年）10月に開催した。

フォーラムでは、海外市場や規制の動向、イチゴ輸出の優良事例を紹介するとともに、輸出先国・地域の基準・規制への対応や、傷みにくい包材の選定・国内物流の構築について、ワークショップ形式によるディスカッションを実施した。

農林水産省では、農林水産物・食品を輸出している産地のうち、（1）輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること、（2）一定の量又は金額の輸出実績があること、（3）サプライチェーンを構築し、継続的・安定的な輸出を行っていること、以上の全てを満たし、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定・公表している。令和6年（2024年）12月時点で全国で80産地が認定されている。



セミナーの様子



ワークショップの様子

■ 関東管内の取組状況

関東農政局においては、輸出産地・事業者の育成や支援を行うため、専門的な知見を持つ外部人材を「輸出産地サポーター」として配置し、輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地・事業者の伴走支援を実施している。

また、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の関東管内の会員（令和7年（2025年）3月末時点で1,397）の希望・レベルに応じたアドバイスや支援策の紹介を行っている。

さらに、関東農政局では、令和6年（2024年）8月8日に関東管内で認定されたフラッグシップ輸出産地に対する認定証授与式を実施した。



フラッグシップ輸出産地認定証授与式の様子

(1) 食品産業の競争力の強化

■ 現状の課題と政策の方向

令和3年度から、地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者がそれぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会的課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを持続的に創出する「地域食品産業連携プロジェクト」を推進している。

■ 関東管内の取組状況

関東管内の都県では、これらプラットフォームの活性化が進み、令和6年度までに51のビジネスを創出してきた。今後、地域食品産業連携プロジェクトの取組が定着することで、関東管内で数多くの新たなビジネスが創出され続けることが期待されている。

* [地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業](#)

用語の解説

「地域食品産業連携プロジェクト（LFP）」とは、Local / Food / Project の略称であり、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組である。

ローカルフードプロジェクト（LFP）とは

地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画するプラットフォームを形成し、地域の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する仕組み

目的

地域の農林水産物を地域産業の中で有効活用しながら、**社会課題解決と経済性の両立**を目指した**持続可能な新たなビジネスを創出する仕組みを構築**

仕組み

プラットフォームは、地域の食品産業を中心とした多様な関係者や業種の各主体が、それぞれの**知見、技術、販路などの経営資源を結集する場**
プラットフォームでは、地域の社会課題を共有して、**事業者間の協働を促進する**

効果

多様な事業者が**アイデアを出し合い**、それぞれの**知見や技術等を活かし、組み合わせながら、イノベーション(新しい何か)を生み出す**
その成果として、新たなビジネスを継続的に創出する

埼玉県がLFPで設置したプラットフォームに、農林水産業者、食品関連事業者、卸売・小売業、クラフトビール醸造業、大学等、様々なメンバーが参画し、「株式会社氷川ブリュワリー」を中心とした「クラフトビールプロジェクト」と、「株式会社味輝」を中心とした「米粉を使ったパスタとパスタソースを作るプロジェクト」の2つのプロジェクトを立ち上げた。



クラフトビール

「クラフトビールプロジェクト」では、埼玉県産ビール麦を活用し、埼玉県を代表する新ブランドの構築を目指しており、埼玉県内の大学の学生がラベルデザイン作成に参加した。「米粉を使ったパスタとパスタソースを作るプロジェクト」では、ビタミンやミネラルを保つソフトスチームという技術を活用して、パスタとパスタソースを開発し、埼玉県内の飲食店と連携を図りながら、海外輸出を目指している。



米粉パスタ&パスタソース

今後、埼玉県内でLFPプロジェクトによる新たな地域連携の形を展開することによって、埼玉県内事業者への成功事例の水平展開と埼玉県の魅力の再認識に貢献することが期待されている。

(2) 食品流通の合理化

■ 現状の課題と政策の方向

令和6年（2024年）4月からトラックドライバーの時間外労働に上限が適用され、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねない「物流の2024年問題」の影響が懸念されている中、食品の流通を確保していくためには、物流の効率化が不可欠である。

令和6年（2024年）5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」は、法律名が「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）に変更され、令和7年（2025年）4月から荷主・物流事業者に対する規制措置が新設されることとなった。

農林水産省では、中継輸送による長距離輸送の削減、標準仕様のパレットやトラック予約システムの導入による荷待ち・荷役時間の削減、共同輸送による積載効率向上・大口ロット化、鉄道・船舶へのモーダルシフトによるトラック輸送への依存度の軽減等の取組に対する支援を行い、農林水産物・食品の物流の生産性向上に取り組んでいる。

■ 関東管内の取組状況

関東農政局では、物流効率化法に基づく規制的措置等を周知するため、関係行政機関とともに説明会を開催する等の取組を行った。

【事例】 埼玉の持続可能な物流の確保に向けた共同宣言

令和6年（2024年）9月3日、埼玉県、関東農政局等の関係行政機関、荷主団体等の関係機関23団体・企業により、人手不足を克服し、持続可能な物流体制の構築に向けて関係者が連携して所要の取組を講じることにより、サプライチェーン全体の相互発展と消費者の利便性確保を図り、もって地域経済の発展と県民生活の向上に寄与することを目的として、埼玉の持続可能な物流の確保に向けた共同宣言を締結した。

<取組事項>

1. 物流の円滑化等に向けた取組

(1) 商慣行の見直し

- ・ 荷待ち、荷役時間の削減
- ・ 適切な納品リードタイムの確保
- ・ 「標準的な運賃」の活用、価格転嫁の円滑化に向けた相互理解・協議の推進
- ・ 契約の書面化

(2) 物流の効率化

- ・ 物流DXの推進
- ・ 標準化、共同配送、中継輸送等の推進
- ・ モーダルシフト等の推進

(3) 「ホワイト物流自主行動宣言」の推進

2. 物流業界の人材確保・定着に向けた取組

- ・ 法令遵守と労働環境の改善
- ・ 担い手確保に向けた業界の魅力発信
- ・ 多様な人材の活用とマッチング

3. 再配達の削減徹底に向けた取組

- ・ 置き配の推進、宅配ボックス
- ・ ロッカーの利用
- ・ 1回の配達で確実に受け渡しできる日時・場所の選択

4. その他、共同宣言の趣旨及び上記の取組事項



1. 食育の推進、地産地消の推進

■ 現状の課題と政策の方向

国産農林水産物が消費者や食品関連事業者に積極的に選択されるようにするためには、消費者と農業者・食品関連事業者等との交流を進め、消費者が我が国の食や農について理解し、それらに触れる機会を拡大することが必要である。また、次世代への和食文化の継承や、海外における和食の評価をさらに高めるための取組も重要となっている。

本節では、食育や地産地消の推進など、消費者と食・農のつながりを深めるための様々な取組を紹介する。

■ 関東管内の取組状況

(1) 食育の推進

食育推進の一環として、ターゲットとする各年齢層の関心に合わせ、栄養バランスに優れた食事や、地場産食材を活用した食事の紹介などの情報をSNS等で発信し、将来にわたって健康で持続可能な食生活を推進する。

(SNS (Instagram) を活用した食育の情報発信の取組)

関東農政局では、食育の情報をホームページやSNS (Instagram) を活用し、食育の大切さを発信している。具体的には、幅広い年齢層を対象としつつ、個別の情報発信ではターゲットに応じて、

- ① 若い世代が関心を持つ、管内を本拠地に活躍する野球・サッカー・ラグビーなどのスポーツチーム所属選手に取材し、食事の献立や食生活で心がけていること、農業に取り組む活動をInstagramで紹介した。
- ② 子どもや親世代が関心を持つ食・農業体験施設をホームページで紹介といった情報発信を行った。

特に、スポーツ選手の食事の献立情報は、食育に関心の薄い若年層が栄養バランスに優れた食事の重要性などに興味を持つよう、Instagramによる発信を実施した。さらに、食・農業体験施設の紹介では、親子で農産物の収穫体験を通じて農業に触れ、食育への興味・関心を高めることを目的に、農業体験やバランスの取れた食事体験ができる施設の情報を発信した。

* [食事の本棚](#)



（小・中学生への普及啓発活動）

関東農政局は、第4次食育推進基本計画において、環境と調和した持続可能な食料生産と、その消費に配慮した食育の推進を掲げている。この取組を進めるため、栃木県、神奈川県、千葉県及び東京都の小学校10校に出向き、合計556人の児童を対象に、「につぼん食べもの事情」と「食品の安全（食中毒）」をテーマに、クイズを取り入れた出前授業を実施した。併せて、児童の「食」や「環境」に関する意識を把握するため、アンケート調査を行った。その結果、授業を受けて興味を持った内容として、「食品ロスの話」が348名、「地球温暖化の話」が267名、「食料自給率の話」及び「食べ物の輸入の話」がいずれも180名であった（複数回答可）。

また、個別のコメントとして、「給食を残さず食べようと思った」「食品ロスに興味を持った」「なぜ地球温暖化が進むのか」「日本の食料自給率がとても低いと思った」「スーパーでの商品の手前どりなど、ちょっとしたことから始めてみようと思った」などがあつたほか、「もっと地球温暖化や食品ロスについて調べたい」というコメントもあつた。

こうした児童の「食」や「環境」に関する理解・関心をさらに広げるため、今後も普及活動を推進していくことが重要である。



【授業風景】 小学校の教室において、真剣に耳を傾ける児童たち

（2）消費者と農業者の関係強化

消費者と農業者の関係を強化するため、有機農業をはじめとする持続可能な農業生産の取組について、国民の理解と関心を高める普及啓発活動を推進する。

（持続可能な農業生産の取組に対する理解を深めることを目的としたセミナーを実施）

関東農政局では、消費者と農業者の関係強化を図るため、令和7年（2025年）2月22日、埼玉県さいたま市において、「未来へつなぐ食～食を明日へつなぐために『知ろう！』『行動しよう！』～」をテーマに、対面形式及びオンラインのハイブリッド方式によるセミナーを開催した（消費者の参加者：58名）。

農業者、流通業者、消費者がパネラーとなり、持続可能な食料を取り巻く状況や各段階での取組、課題などの発表、パネルディスカッションに加え、参加者とパネラーとの質疑応答を実施し、活発な意見交換が行われた。

パネルディスカッションでは、農業者から「有機農家って楽しい。畑にいるだけで癒される。食べものを通じて素敵な人に囲まれて幸せ。環境を大切に使う、謙虚に生きていきたい」、流通業者から「農業者も含め、全体で食料システムを支えることが大事」、消費者から「人間は地球に生かされている。さらに、いろいろな方とつながりたい。」などの意見が出され、有機農産物を取り巻く状況や課題の理解を深める良い啓発の機会となった。



【セミナー風景】対面形式及びオンラインのハイブリッド方式

* [「未来へつなぐ食～食を明日へつなぐために「知ろう!」「行動しよう!～」](#)

(ホームページ等を活用した消費者と農業者をつなげる取組)

関東農政局は、関東地方で体験できる農業・農村の魅力を紹介するため、特設サイト「ノウトコネクト」を令和6年(2024年)11月19日に開設した。具体的には、「～農とつながる、農都がつながる～」をキャッチコピーとし、都市と農村のつながりを促進する情報として、「買う」「見る」「食べる」「ふれる」「泊まる」「作る」の多様な選択肢から、直売所、道の駅、棚田、観光農園、農泊施設、市民農園などを紹介し、関心のある情報に迅速にアクセスできるよう工夫している。



* [ノウトコネクト](#)

■ 現状の課題と政策の方向

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害や地球温暖化、生産者の減少等による生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退、さらにSDGsや環境への対応強化等が迫られており、農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が急務である。

このため、農林水産省は令和3年（2021年）5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、革新的な技術・生産体系を順次開発し、社会実装することにより、令和32年（2050年）までに農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬や化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積拡大、食品製造業の労働生産性向上等を推進することとしている。

また、令和4年（2022年）7月には、戦略の実現に向けた「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」）が施行され、みどり戦略の実現に向けた基本理念等を定めるとともに、環境負荷低減を着実に取り進める枠組みが構築された。同年9月には、みどりの食料システム法に基づく国の基本方針、制度の対象となる事業活動を定める告示が制定・公表され、これを踏まえ、令和4年度中に関東10都県をはじめ全都道府県が市町村と共同して「基本計画」を作成した。

その中で、主に市町村が主導し、地域ぐるみで環境に優しい農林水産業に取り組む区域と内容を具体的に想定した特定区域も設定された。さらに、令和5年度からは、県による農業者の計画認定（みどり認定）が開始された。

■ 関東管内の取組状況

（1）みどり戦略の実現に向けた施策の展開

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、「みどりの食料システム戦略推進交付金」を措置し、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出を支援している。

関東農政局においても本交付金を活用し、化学肥料低減やスマート農業等に係る技術の検証を通じたグリーンな栽培体系への転換、有機農業産地づくり、バイオマス産地消対策、地域循環型エネルギーシステムの構築等、地域ぐるみのモデル的な取組を支援している。

また、環境負荷低減の取組としての見える化やJクレジット、令和6年年度から試行的に開始された「農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化（通称“みどりチェック”）」についても、管内で現地確認等の試行を行っている。特に、みどり戦略や「みえるらべる」の周知と推進については、令和6年度から、管内のJAやスーパーマーケットに対し、“みどりキャラバン”で推進を図っている。その他、都県のみどり戦略担当課長会議やみどり戦略担当者会議も開催し、畜産・林野・水産分野の担当者も参加して、みどり戦略を推進している。

さらに、消費者、特に若い世代への情報発信を進めるため、学生がみどり戦略に基づく取組を実践し表彰する「学生チャレンジ」を開始した。関東農政局では、若手職員により、InstagramやYouTubeを活用し、持続可能な生産者情報やフードロス対策などについて発信しているほか、農業を身体で感じる若手職員の研修として、未来につながる持続可能な農業の実現に取り組む農業者などを訪問し、農作業体験や意見交換を行う「関東農政局青空縁農隊プログラム」を実施するなど、「食ミラプロジェクト～食と環境を未来の子どもたちへ～」に取り組んでいる。

(2) みどり戦略に基づく取組の状況

① みどり認定の状況（令和7年（2025年）3月末現在）

都県等と連携しみどり認定を推進。

* 認定件数

茨城県	576	栃木県	1,118	群馬県	301	埼玉県	86	千葉県	134
東京都	0	神奈川県	134	山梨県	142	長野県	112	静岡県	350

【事例】 みどり認定 株式会社カントウ（群馬県前橋市）

株式会社カントウ（群馬県前橋市）



【生産概要】（令和6年9月時点）

採卵鶏（成鶏）6万羽

育成鶏 65万羽

【経営概要】

昭和29年創業（平成7年に「株式会社カントウ」に商号変更）

従業員：19名

代表者：代表取締役社長 井上義元

【販売概要】

中大雞販売、卵直売

■環境負荷低減の取組内容

- 鶏糞を原料として堆肥を生産する際、自動攪拌装置や密閉式強制通気攪拌発酵槽を活用した強制発酵を行うことで、温室効果ガスの排出を低減する。
- 飼料については、アミノ酸バランスを重視した配合飼料を給餌することで、家畜ふん尿中の窒素やリン等の環境負荷の原因となる物質の排出を低減する。

■みどり認定取得のきっかけ、よかったこと等

- 養鶏農家にとって鶏糞処理は、経営面・環境面等において大変重要な事業であるという認識から、適切な処理に努めてきた。近年では、より環境負荷を低減できるよう、最新型のロータリー式発酵装置を導入している。
- 飼料についても、以前から安全性等を追求してきたが、アミノ酸バランスを重視したアミノ酸調整飼料を導入することで、環境負荷低減につながっている。
- 県が発行した家保だよりでみどり認定（ぐんまエコファーマー認定）制度の存在を知り、かねてから実践してきた環境負荷低減の取組を評価してくれる制度だと思い、認定にチャレンジした。
- 認定取得を機に、自社が販売する生産物のブランド価値の向上やイメージアップに繋げていきたい。また今後は「持続可能性に配慮した鶏卵」の生産と販売に取り組んでいきたい。

② 特定区域設定の状況（令和7年（2025年）3月）

地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域（モデル地区）は、6県11区域で設定。

有機農業★
GHG削減★
先端技術の活用★



関東ブロック（11区域）

茨城県	石岡市★、常陸大宮市★
栃木県	塩谷町★、野木町★
千葉県	千葉市★、木更津市★
	成田市★、佐倉市★
山梨県	北杜市★
長野県	佐久市★
静岡県	藤枝市★

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

- 特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することが可能。
- 令和5年12月に茨城県常陸大宮市で、全国で初めて協定が締結され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

茨城県常陸大宮市の事例

- ・オーガニックビレッジ宣言をした茨城県常陸大宮市の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稻を栽培している16.3ha（132筆）において、全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結。
- ・協定には、有機栽培をする者が病虫害発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化を推進。



協定区域（16.3ha）



協定区域で収穫された米

（参考）有機農業を促進するための栽培管理協定

- ・みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、「有機農業に取り組む人」と「それ以外の農業に取り組む人」がお互いに安心して営農できるよう、地域で話し合ってお互いのルールを定め、農地の所有者が市町村長の認可を得て締結するもの。
- ・本協定は、土地の所有者が変わった場合にも有効。

③ みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算で措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまで、環境負荷低減と持続的発展を目指す取組が関東管内で97件実施された。

【グリーンな栽培体系への転換】

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、環境にやさしい栽培技術及びスマート農業技術を活用した省力化技術を取り入れた栽培体系への転換に向け、自治体や農業者で構成する協議会に対し、令和3年度補正予算から「グリーンな栽培体系への転換サポート事業」により支援している。

関東管内における令和6年度の実施件数は36件である。そのうち、天敵資材の活用やUV-Bの利用等による「化学農薬の低減」に取り組んだ件数は11件、局所施肥や土壌診断に基づく適正施肥等による「化学肥料の低減」に取り組んだ件数も11件である。

このほか、バイオ炭の利用、生分解性マルチの導入、ドローンや直進アシストトラクターの導入検証等の取組が実施された。



* グリーンな栽培体系

山梨県（県全域） 【グリーンな栽培体系への転換サポート】

【取組概要】

山梨県内の果樹園で発生する**剪定枝をバイオ炭化し、農地に施用**するほか、**不耕起草生栽培**を行うことにより、大気中への二酸化炭素の排出削減につながる**炭素貯留**の取組を検証し、県域へ広く普及する。

【品目】

果樹など

【取組目標】

○グリーンな栽培体系の取組面積：現状(R5)0.2ha 目標(R11)6.5ha

【今後の展開】

炭素貯留の取組によって生産した県産果実を新たなブランドとしてPRしながら、当該取組を**県内の多くの生産者に普及**することで、地球温暖化の抑制に貢献する。



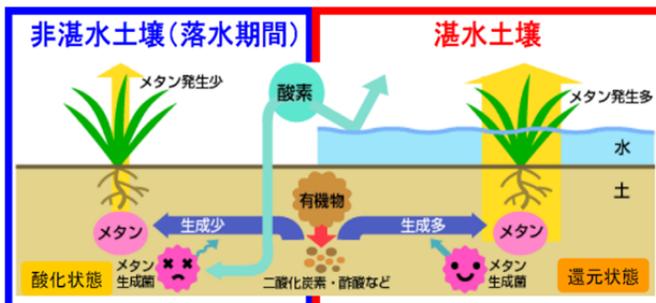
剪定枝を炭化したバイオ炭



不耕起草生栽培

④ J-クレジット制度

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼び込む取引を可能とする制度である。農業分野では、令和5年（2023年）4月に追加された「水稻栽培における中干し期間の延長」や、同年11月に追加された「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」を含め、六つの方法論が承認されている。



（例）水稻の中干し期間延長によるメタンの削減

水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成される。中干し期間を直近2か年の実施日数より7日間以上延長し（排水期間を長くする）、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能である。

関東管内では、特に株式会社フェイガー、GreenCarbon株式会社、（一社）日本クルベジ協会等が中心となり、プロジェクト型のJクレジットが各地で実施されている。

⑤ 見える化（みえるらべる）

みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めている。生産者の栽培情報に基づき、定量的に温室効果ガスの排出量と吸収量を算定し、削減への貢献度合いを星の数でわかりやすく表示している。

令和4年度、5年度の実証段階を経て、令和6年（2024年）3月に本格運用を開始し、生産者や事業者に対する算定支援や販売資材の提供を行っている。

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用量、バイオ炭の使用量、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じた星の数でわかりやすく表示します。
- 米については、生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。（登録番号付与730件、販売店舗等1,004か所 ※令和7年2月末時点）
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための展開ポイントとの連携を検討します。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献度を算定。

対象生産者の栽培方法での排出量(品目別) × 100 = 削減貢献率(%)

削減(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ 削減貢献率5%以上
★★ 10%以上
★★★ 20%以上

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

化学農薬-化学肥料の不使用	2点
化学農薬-化学肥料の削減(5割以上10割未満)	1点
冬灌漑水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚鱗の保護	1点
畦畔管理	1点

★ 毎割の得点1点
★★ 2点
★★★ 3点以上

消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象

95%が良い印象

5% 悪い印象
34% どちらでもない

N=297

取組者からは、
・既存の栽培データで簡単に算定ができた
・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

対象品目：23品目

米、トマト(産地別)、キュウリ(産地別)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト、いちご(産地別)、リンゴ、温州みかん(産地別)、ぶどう(産地別)、日本梨、もも、ばなしん、かんしょ、茶

* 農産物の環境負荷低減の取組「見える化」（みえるらべる）について

みえるらべるの推進のために、関東農政局主催で見える化セミナー、本省主催の関東地区ブロック見える化研修会も開催し、推進を図った。



11/11 本省主催研修会

消費者の環境配慮へのニーズに応え
食と環境を未来につなぐ！

**販売サイドから見た
「見える化」セミナー**

令和6年3月からの本格運用を開始した、「見える化（みえるらべる）」は、生産者の栽培情報や販売資材等に依り算定された温室効果ガスの数で表示する取組です。

本セミナーでは、販売サイドから見た「見える化」の取組について、関心を持っていただく機会や、取組内容を共有した研修会を開催いたします。

【プログラム内容】

- 制度説明
- 事例紹介

株式会社ヨーク堂
栃木県庁

2025年3月21日（金）14:00~15:30

※開催の可否は本県のホームページにてお知らせいたします。
開催しなかった場合は、お申し込みいただいたお申し込み料は返金いたしません。

農林水産省
関東農政局

3/21 セミナー

また、関東農政局独自の生産者向け、販売事業者向け、消費者向けのチラシを作成し、みどりキャラバン等での周知に活用し推進を図った。

消費者の皆様へ

見る・選べる
みえるらべる

★ ★ ★ 温室効果ガス削減
★ ★ ★ 生物多様性保全

みえるらべる
を手にとってみませんか？

「みえるらべる」は環境にやさしい農産物を「みて」「えらぶ」ことができます。
農業者の皆さんの未来につながる持続可能な農業の取組を応援しませんか。

たとえば、地域の慣行栽培に比べて…
・温室効果ガスを20%以上削減
・化学農薬・化学肥料を5割以上削減
＆ 冬期灌水(ふゆみずたんぼ)を実施！
など、農業者の取組に応じて★～★★★までの等級を表示しています

お問い合わせ 関東農政局生産部環境・技術課 みどりチーム
Tel: 048-740-0451 Email: mieruka.kanto@maff.go.jp

農林水産省
関東農政局

農業者の皆様へ

環境にやさしい農業を
みえるらべるで
表示してみませんか？

みえるらべる(環境負荷低減の見える化)とは、農業者の皆さんが栽培の際に実施している温室効果ガス削減や生物多様性保全の努力を、簡単な手続きで消費者に伝えることができるものです。

温室効果ガス削減への貢献		生物多様性保全への配慮	
栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。	削減貢献率(%)	取組一覧	※料による
100% 以上	★★★	化学農薬・化学肥料の不使用	2点
75% 以上	★★	化学農薬・化学肥料の削減(5割以上10割未満)	1点
50% 以上	★	冬期灌水	1点
25% 以上	☆	中干し遅灌または中止	1点
25% 未満	☆	江の設置等	1点
		魚鱗の保護	1点
		経路管理	1点
		畜産の廃止	2点
		その他	3点以上

～令和6年3月の本格運用開始以降、全国の多様な店舗で販売が始まっています～

農林水産省
関東農政局

販売事業者の皆様へ

みえるらべるで
環境負荷の低減に貢献しませんか？

見る・選べる
みえるらべる

★ ★ ★ 温室効果ガス削減
★ ★ ★ 生物多様性保全

みえるらべる(環境負荷低減の見える化)とは、温室効果ガス削減や生物多様性保全に取り組む農業者の努力を量で表示する取組です。消費者の方々はみえるらべるが表示された農産物を購入することで、環境負荷の低減に貢献することができます。

目標: 温室効果ガス削減率によって定めた削減率以上の削減された農産物の購入により、購入しとが可能な、または、今後購入しとが可能な農産物です。(上記3品目)

削減率	削減された農産物の購入量(kg)
20%	45.0
40%	27.0
60%	18.0
80%	9.0

対象品目: 計24品目
米、トウモロコシ(農産物・施設)、もろこし(農産物・施設)、なす(農産物・施設)、ほうろん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(農産物・施設)、ブロッコリー(農産物・施設)、ピーマン(農産物・施設)、ぶどう(農産物・施設)、日本なし、もも、ばいりしよ、かんよ、茶

お問い合わせ 関東農政局生産部環境・技術課 みどりチーム
Tel: 048-740-0451 Email: mieruka.kanto@maff.go.jp

農林水産省
関東農政局

関東管内では6月の地方局での本格受付以降、令和6年度末時点で64件の事業者が見える化の登録を完了しており、品目ベースで計170件が見える化されている。

【事例】 関東管内の見える化 石山製茶工場（茨城県）

石山製茶工場では農薬を極力使用せず栽培している。お茶の栽培において化学農薬・化学肥料の低減に取り組み、みえるらべる星3つを取得し、自社や地域の道の駅にて通年で販売している。



農林水産省が実施している
環境負荷低減の「見える化」で**星3つ**取得！

★ ★ ★ 温室効果ガス削減

石山製茶工場

明治四年より六代続く茶農家で、栽培・製造・販売まで一貫して行っております。

農業は極力使用せず、持続可能な農業のため手間暇を惜まず栽培しています。

地球温暖化の原因の
温室効果ガスの削減に貢献



⑥ 農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）

農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「みどりチェック」を導入している。令和9年度の本格運用を目標に、令和6年度から事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施している。令和7年度以降は、報告・確認を試行実施する予定である。



⑦ みどり戦略学生チャレンジ

農林水産省では、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等の個人・グループを対象とした「みどり戦略学生チャレンジ」を実施し、学生がみどり戦略に基づく取組を実践する機会を提供するとともに、学生による優れた取組を全国及び各地方農政局管内で表彰している。

令和6年度のみどり戦略学生チャレンジ関東ブロック大会では、高校の部はさいたま市立大宮国際中等教育学校、大学・専門学校の部は立正大学が関東農政局長賞を受賞した。



表彰式

段ボールコンポストプロジェクト

さいたま市立大宮国際中等教育学校

代表：堀田美希
メンバー：有田雄起、伊藤真、田原真、渡邊希、立花航也、尾見隆、原田拓哉、坂本祥、高野悠、丸野有希

取り組みのきっかけ

明確な目標を掲げて取り組む。自らで約122kgの食品ロスが出た。さらに大量の食品ロスが毎年の恒例行事でも、1日あたり約2kgを発生している。(10/16/2024)

学校の環境意識の高まり。特に理科の授業で、「資源循環に関する取り組み」が、家庭での実践に繋がるとして、学校でも取り組むべきだと考え、食品ロス削減活動として取り組むことができないか、試みることにした。

そこで、段ボールコンポストを使って野菜の堆肥づくりを推進することで、環境意識の高まりを促し、家庭での実践にも繋がると考え、「4.環境とやさしい食糧生産の推進」の拡大や教育の推進、再資源化と見直し。

プロジェクトの目標

全体で、年間約4t、1日約20kgのごみ削減
【1】年間約4tのごみ削減率を達成する
【2】年間約20kgのごみ削減率を達成する

人々や地域のつながりを生みだし、取り組みをより持続可能なものにする

活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】
活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】
活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】

活動計画

1. 段ボールコンポストの準備
2. 段ボールコンポストの設置
3. 段ボールコンポストの管理
4. 段ボールコンポストの回収
5. 段ボールコンポストの再利用

活動の成果

活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】
活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】
活動したさいたま市立宮城が段ボールコンポストに協力する【活動】

Z世代が考える！「未来の食と農」教育プロジェクト

01 取り組みの目的

本プロジェクトは、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

02-i アウトリーチの方法

アウトリーチ活動は、学校内外で行われ、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

02-ii アウトリーチのテーマと概要

本プロジェクトは、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

03 アウトリーチを受けた小学生の気づきと興味

小学生は、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

04 小学生が今後の課題として感じたこと

小学生は、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

05 考察と課題

小学生は、食と農業に関する知識、技能を習得し、食と農業の重要性を認識し、食と農業の持続可能な発展に貢献することを目的とする。

関東農政局長賞（高校の部）

学校名：さいたま市立大宮国際中等教育学校

取組名：段ボールコンポストプロジェクト

取組概要：

給食調理時に発生する野菜くずを段ボールコンポストでたい肥化し、そのたい肥を給食用野菜の栽培に活用することで、資源循環を目指した取組である。さらに、小学生にも使いやすい段ボールコンポストの開発に取り組んだ。

関東農政局長賞（大学・専門学校の部）

学校名：立正大学 NESラボステーション

取組名：Z世代が考える！「未来の食と農」教育プロジェクト

取組概要：

大学生が農業現場を訪問し、農家等との交流を通じて食や農業に関する課題を調査した。把握した課題を基に出発授業を実施し、小学生に食や農業の重要性を教えることで、関心と理解を深める取組である。

参加してくれた学生たちの取組はこちらをクリック



* 令和6年度みどり戦略学生チャレンジ関東ブロック大会

⑧ 食ミラプロジェクト

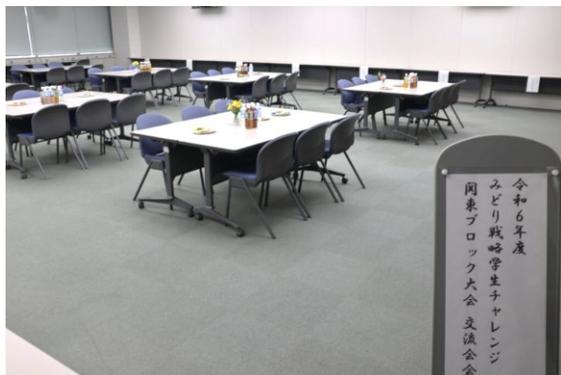
関東農政局では、若者世代への情報発信を目的として、令和5（2023）年度に若手職員による「食ミラプロジェクト～食と環境を未来の子どもたちへ～」を発足した。

本プロジェクトでは、みどり戦略学生チャレンジの情報発信、農林水産省YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF」によるフードロス対策動画の配信、食ミラInstagramでの持続可能な取組を行う生産者やそれを支える店舗の紹介、さらに若手職員が農作業体験と意見交換を行う「青空縁農隊」などを実施している。

（ア）みどり戦略学生チャレンジに係る情報発信等

令和6年度のみどり戦略学生チャレンジには、全国で約400件、関東農政局管内では約60件の参加登録があった。関東農政局では、関東ブロック大会に参加した学生の取組をホームページや食ミラInstagramで周知し、消費者等へのみどり戦略に対する理解増進を図った。

令和7年（2025年）3月4日には、食ミラプロジェクト学チャレ班が企画・運営を担当し、本チャレンジにおいて優れた取組を行った受賞者の表彰式を開催した。関東農政局長賞及び関東農政局特別賞受賞者への賞状授与を行った後、交流会を実施し、参加学生同士の交流の機会を提供した。



交流会風景

(イ) BUZZ MAFF、食ミラInstagram、青空縁農隊、食ミラワークショップ

令和5年度から活動を開始したBUZZ MAFF「駆け抜けて関東」では、Z世代等をターゲットとし、フードロス対策をテーマにした料理動画を中心に、令和7年（2025）年3月までに24本の動画を配信した。

令和6年度に、「食事の本棚」Instagramと統合する形で、食ミラInstagramを開設した。子育て世代等をターゲットとし、持続可能な取組を行う生産者や事業者、それを支えるお店等を紹介している。令和7年（2025年）3月末時点でフォロワーは700名超、62本の投稿である。

若手職員が持続可能な農業等を肌で感じ、業務に活かすことを目的として、令和5年度から「青空縁農隊プログラム」を開始した。第1回は令和6年（2024年）6月に「さいたま有機都市計画（埼玉県さいたま市）」、第2回は同年6月に「上州百姓米達磨（群馬県藤岡市）」、第3回は令和6年（2024年）9月に「株式会社えか自然農場」を訪問し、農作業体験と意見交換を行った。

関東農政局の若手職員が大学等を訪問し、みどりの食料システム戦略等について講義を行うとともに、グループ討議を行う「食ミラワークショップ」を立ち上げた。令和6年度3月までに東京都下及び群馬県下で計2回開催した。



青空縁農隊（上州百姓米達磨）



青空縁農隊（えか自然農場）



未来につながる食のバトン勉強会



食ミラワークショップ（高崎健康福祉大学）



(1) 有機農業の拡大に向けた施策の展開

■ 現状の課題と政策の方向

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化する中、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組や、それらを広げるための環境整備を推進している。

また、有機農業の面積拡大に向け、地域ぐるみで生産から消費まで一貫して取り組む「オーガニックビレッジ」を令和7年（2025年）までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地で産地づくりを推進している。令和3年度補正予算から「みどりの食料システム戦略推進総合対策」により支援を開始し、令和6年度末までに45道府県131市町村が取り組んでいる。

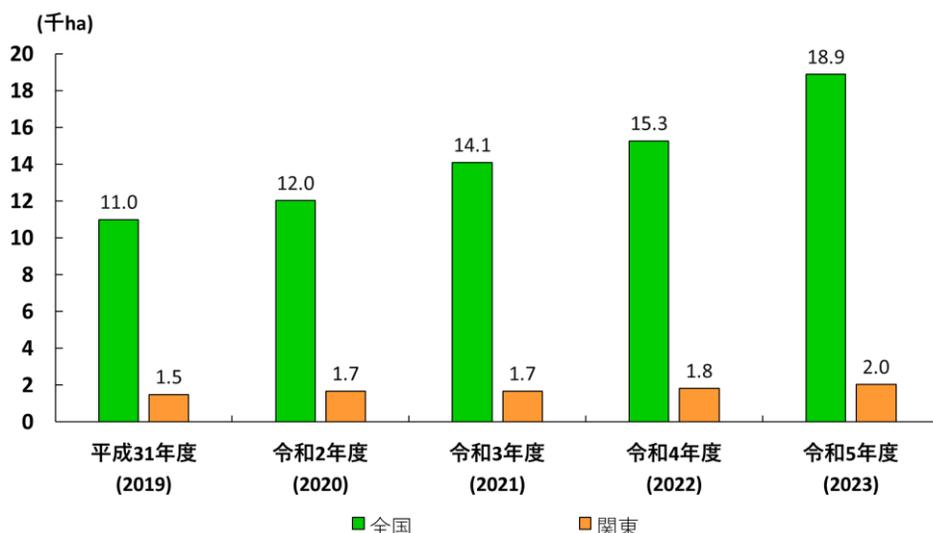
このほか、気候変動の影響による農産物の高温障害が深刻化する中、気象庁や研究機関と連携し、技術指導通知や勉強会の開催を通じて情報提供を行っている。

■ 関東管内の取組状況

関東の有機JAS認証ほ場（野菜、米など）の面積は、令和6年（2024年）3月31日現在で2,253haである。都県別に見ると、茨城県、千葉県、静岡県の3県で関東全体の約58%を占めている。

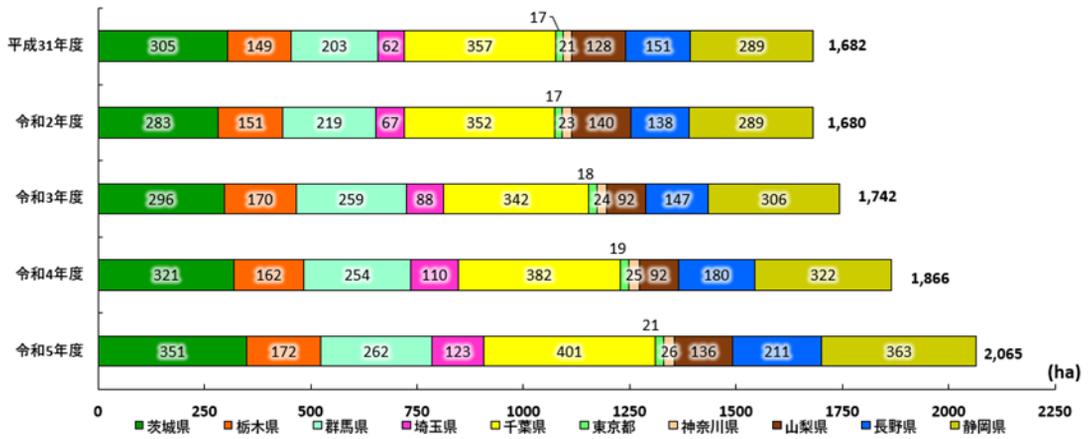
関東管内では、令和6年度において35市町が「有機農業産地づくり推進事業」（みどりの食料システム戦略推進交付金）を活用し、有機農業の生産から消費まで一貫した取組を進めている。これらの取組は、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみのオーガニックビレッジ創出を目指すものである。

【図表14-1-1】有機JAS認証ほ場面積の推移（全国・関東）



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、各年度末現在

【図表14-1-2】有機JAS認証ほ場面積の推移（県別）



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、各年度末現在

【事例】 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村による取組（静岡県藤枝市）

令和4～6年度 有機農業産地づくり推進事業実施地区

令和6年度 有機農業産地づくり推進事業（飛躍的な拡大産地の創出）実施地区

生産概要（令和4年度）および成果目標（令和9年度、令和11年度）

・有機農業の取組面積

58.23ha（令和4年度） → 75.29ha（令和9年度） → 86.29ha（令和11年度）

・主な栽培品目

茶、水稲

・有機農業に取り組む農業者数

23名（法人含む）（令和4年度） → 29名（令和9年度） → 31名（令和11年度）

取組のポイント（令和6年度）

・生産

有機農産物の海外輸出への支援を行う。

スマート農業機器導入に対する支援を行う。

有機稲作研究会による栽培技術体系の確立に向けた取組を実施する。



・流通・加工・消費

全市立小中学校および幼児教育・保育施設への有機農産物の提供を実施する。

市内のイベントで有機農業のPRや有機農産物等の販売会を実施する。

市や協議会の取組内容および有機農産物取扱店舗を掲載したPR冊子を作成する。

年度	対象	作物	提供量
令和4年度	市内小中学校（一部）	茶	28kg
令和5年度	全市立小中学校（27校）※40回	茶	243kg
	幼児教育・保育施設（任意）	米	3,780kg
令和6年度	全市立小中学校（27校）※40回	茶	230kg
	幼児教育・保育施設（任意）	米	6,300kg
	全市立小中学校（27校）※5食生産者5人（2人増）		



(2) 環境保全型農業の推進

■ 現状の課題と政策の方向

ア 環境保全型農業直接支払

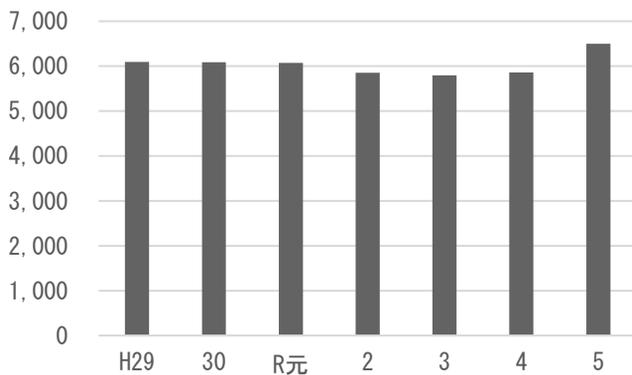
環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した土づくり等の取組に対して、環境保全型農業直接支払交付金による支援を行い、持続的な農業生産を推進。

■ 関東管内の取組状況

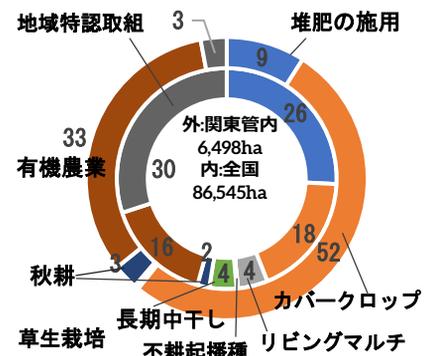
関東管内の令和5年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は6,498haで、前年度に比べ10.9%増加、交付件数においては514件で、前年度に比べ4.7%増加した。

支援対象取組別にみると、カバークロープが52%、有機農業が33%を占める。これらが占める割合は全国の実施面積に比べ高い。

【図表14-2-1】 環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の推移



【図表14-1-2】 支援対象取組別の実施面積割合



* [環境保全型農業関連情報](#)



**【事例】 環境保全型農業直接支払交付金の取組
(山梨県(韮崎市、笛吹市、甲斐市等))**

草生栽培(果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組)

○ **実施状況**

環境保全型農業直接支払交付金が創設される以前から、県の特産品であるブドウやモモの栽培が盛んな果樹地帯において草生栽培の取組が広く実施されている。

新たな地域の参画や既存取組者との連携により、取組の普及を図ったこと、地域特認取組として、生物多様性保全効果の高い交信攪乱剤と組み合わせた草生栽培を令和3度から実施したことにより、令和3年度の実施面積 46.76ha から令和5年度 63.76ha まで拡大した。

草生栽培の取組については、農業者の高齢化等の影響もあり、微減から横ばい傾向であるものの、取組を継続している。

○ **地域におけるその他の取組**

部会単位で取組を実施している産地においては、草生栽培や減農薬栽培の取組を基に「みどり認定」の取得を進めており、今後はPRにも活用するなど地域ブランド戦略の強化を目指している。

また、取組者の中には、果樹園で発生する剪定枝を炭にして土壌に貯留するなどの取組により、「4パーミル・イニシアチブ農産物認証」を取得し、有利販売につなげる動きもある。

* 「4パーミル・イニシアチブ」とは、世界の土壌表層の炭素量を年間4パーミル増加させることができれば、人間の経済活動などによって増加する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方であり、農業分野から脱炭素社会の実現を目指す取組である。



(3) 持続可能な食品産業への転換

■ 現状の課題と政策の方向

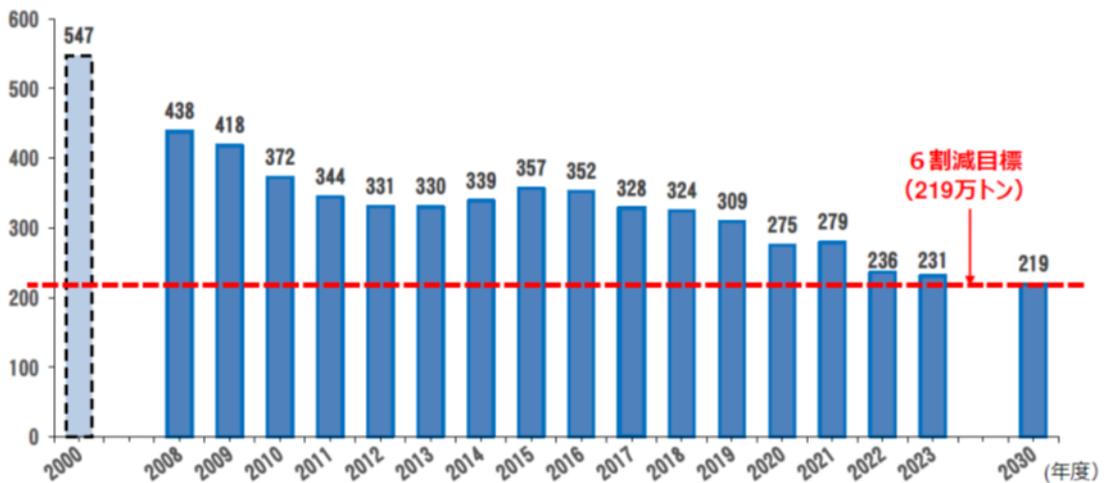
令和7年（2025年）3月、農林水産省は環境省とともに、令和12年度までに事業系食品ロスを平成12年度比で60%削減とする新たな削減目標や、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な事業者が連携してサプライチェーン全体で発生抑制やリサイクルの取組をさらに拡大する方策を定めた、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく新たな基本方針を策定した。

一方で、食品廃棄物等多量発生事業者（年間発生量100トン以上の事業者）の食品廃棄物の再生利用実施割合では、再生利用等（再生利用、減量、熱回収）は91%と高い水準となっている。

今後は食品廃棄物等多量発生事業者以外の事業者に対しても、食品廃棄物等の発生抑制の取組や、基本方針において業態ごとに設定されている目標に沿った食品循環資源の再生利用等の促進を図っていく

【図表14-3-1】 事業系食品ロスの推移

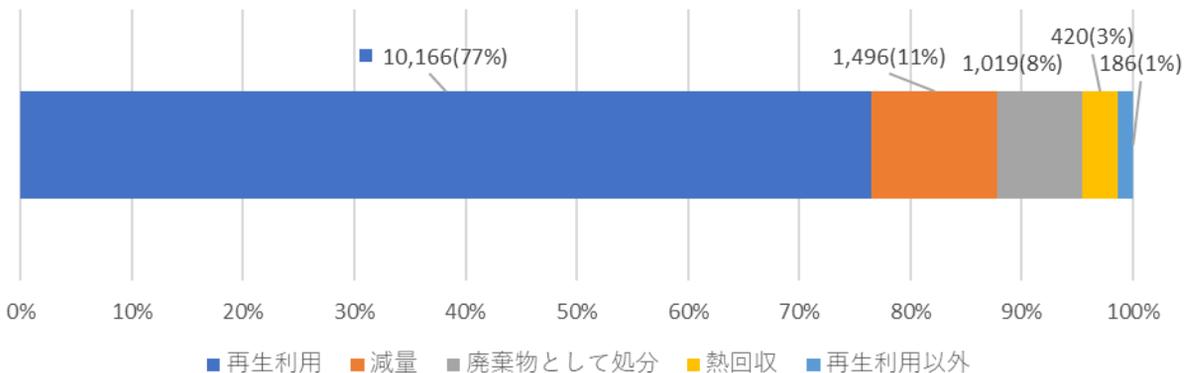
事業系食品ロス量（万トン）



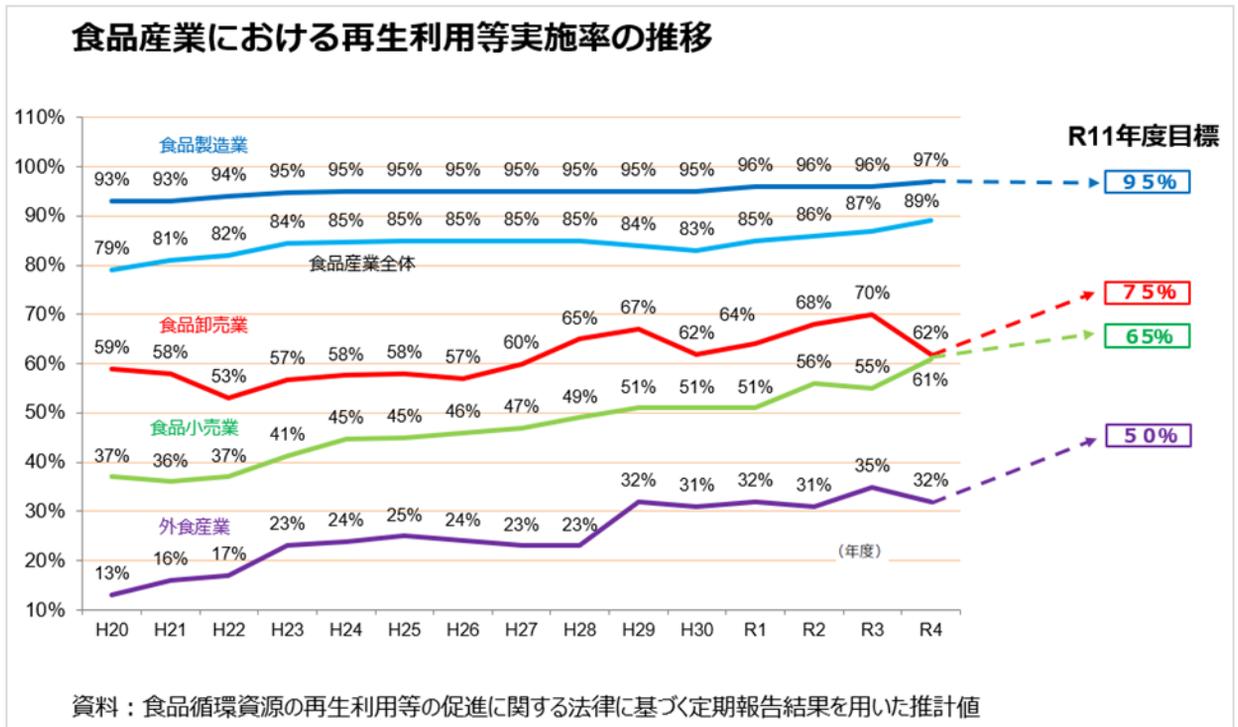
資料：事業系食品ロス量の推移

【図表14-3-2】 食品廃棄物の再生利用実施割合

食品廃棄物の再生利用実施割合（年間、千t）



資料：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく令和5年度定期報告より抜粋



■ 関東管内の取組状況

・食品ロス削減のための消費者啓発に取り組む小売・外食事業者及び地方自治体の公表

農林水産省では、令和6年（2024年）10月の食品ロス削減月間に合わせ、ポスターなど普及啓発資材を活用して消費者に対する食品ロス削減のための啓発活動を行う小売・外食事業者や、事業者へ食品ロス削減の普及啓発を呼びかける地方自治体を募集した。

その結果、55事業者、43自治体（関東管内では12事業者、7自治体）より応募があり、応募者の一覧表を公表し、小売・外食事業者や地方での食品ロス削減の機運を高めるとともに、「てまえどり」の呼びかけを含めた消費者への啓発を促進した。

・季節食品のロス削減

農林水産省では、食品ロス削減推進法を踏まえて、予約販売等の季節食品の需要に見合った販売を食品小売業者に呼びかけている。

令和7年（2025年）の節分の日に向けて、農林水産省等の提供する啓発資材を活用して恵方巻きのロス削減に取り組む事業者や、需要に見合った販売などの恵方巻きのロス削減に向けた取組を行う事業者を募集した結果、最終的に100事業者（関東管内では22事業者）から応募があり、取組事業者の一覧表を公表するとともに、応募のあった事業者の中から10事業者の取組事例を公表した。（関東管内では株式会社ランドロームジャパンの取組事例を公表）

【事例】 恵方巻ロス削減に向けた取組の紹介 株式会社ランドロームジャパン（千葉県船橋市）



令和7年（2025年）の主な取組内容

1. 農林水産省が提供するPR資材で、お客様に予約購入の呼びかけを行う。
(パンフレット、ECネットショップ、SNS、店頭ポスター、デジタルサイネージ等
で使用する)
2. 予約販売の強化を実施する。
 - ・店頭とECネットショップにてご予約を承る。
 - ・早期予約特典として本体価格から8%の値引きを行う。
 - ・店頭ポスターや店内デジタルサイネージ等にて、予約販売を広く告知し、事前の
ご予約を呼びかける。
3. 昨年の個店別販売実績と、節分が2月2日となることを考慮し、計画数量を調整
する。
4. 昨年の個店別販売実績をもとに、ハーフサイズ等の品揃えを追加する。
5. 昨年の時間帯別販売データを個店別に確認しながら販売計画を立案し、当日の天
候や販売状況を見ながら製造数量を調整する。



予約販売の取組について（詳細1・2）

- ・ 12月1日から予約を開始する。ご予約のメリット（早期予約特典価格のご案内、売
り切れの心配なし、食品ロス削減への取り組み）をアピールすることで、予約獲得へ
の取り組みを実施する。
- ・ 予約販売をアピールするため、さまざまなPR（店舗にて工夫を凝らした予約ブース、
折込チラシ、ホームページ、SNS、店内放送、店内デジタルサイネージ）を活用す
る。

ご予約パンフレット

ECネットショップのご予約画面



節分関連ブースにてご予約案内



ご予約パンフレットを複数個所へ設置



当日販売の取組について（詳細 3・4・5）

- ・定番の太巻き以外にも、ハーフサイズや中巻きセット、新商品（丸ごとエビフライ巻き、九州産豚ヒレカツ巻き）を導入し、食べ切りサイズの提案や、生ものが苦手なお客様でも節分を楽しめる選択肢を増やす。
- ・昨年の時間別販売データを見ながら販売計画を立案し、当日の天候（関東でも降雪の予報あり）や店舗での販売状況を確認しながら製造計画を調整する。



2月2日、節分当日の売り場の様子。ハーフサイズの売り場面積を拡張

出典：農林水産省サイト

(4) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

■ 現状の課題と政策の方向

加工・流通段階では、データやAIの活用による流通の合理化や、食品製造・加工、小売、外食の労働生産性の向上等が課題となっている。電子タグを活用した商品・物流データの連携や需給予測システムの構築、ロボットを活用した加工・調理の自動化・非接触化により、流通・加工の効率化とともに、食品ロスの削減を目指すこととしている。

農林水産省では、ロボット、AI、IoT等の先端技術の導入支援や、その技術の橋渡し役となるシステムインテグレーター（SIer）との接点づくりの促進を図ることにより、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品産業の生産性向上を推進している。

■ 関東管内の取組状況

「関東農政局は、規格外農産物の有効活用や食品ロス削減、デジタル技術を活用した物流の効率化などを通じて、ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの構築を推進しています。」

【事例】 持続可能な加工・流通システムの確立 製造工程で使用する水の使用量削減、既存設備の効率化を推進（千葉県）

飲料製造を中核事業とする受託充填会社では、製造時に使用する水のリユース・リデュース・リサイクルに最も力を入れて取り組んでいる。飲料製造には大量の水を使用し、削減効果が得られやすいことから、令和4年度に取組を開始した。

飲料の原水には井戸水と市水を使用し、製造時に使用する濾過・殺菌された水の循環、再利用システムの導入による水使用量の削減を積極的に進めている。

製品1リットルを造るために使用した水の量を表す給水原単位は、令和4年度に4.29（1リットルの製品を造るために4.29リットルの水を使用）であったが、令和3年度は4.04まで低下した。令和4年度には4.00を目標としている。

また、直近1～2年では、既存設備の効率化も進めており、コージェネレーションシステム（発電時に排出される廃熱を回収し、暖房や熱源などに利用する仕組み）やヒートポンプ（空気中の熱エネルギーを集め、暖房などに使用する技術）の導入、配管レイアウトの最適化など、様々な改善を実施している。

下表のとおり、CO₂削減や電力使用量の削減により、エネルギーコストの低減に寄与している。

省エネ活動			
年度	項目	実施状況	改善量 / 年
2022年	LED化・食堂冷蔵庫・冷凍庫更新・ポンプ更新	済	59,120kWh
	省エネパトロール	済	LNG:11,700kg 4,361kWh
2023年	コージェネアップレート	済	268t-CO ₂ 45,173 千 kWh
	LED化	済	51,261kWh
	ヒートポンプ設備循環式回収（2022年改良）	済	LNG: 81t
2024年	省エネパトロール	済	LNG:10,183kg 44,464kWh
	LED化（新館側蛍光灯）	進行中	544,014kWh
	省エネパトロール	進行中	LNG:437kg 13,351kWh
-	-	-	-

2022年-2023年対比
原単位の改善により

水 : 1,400万円改善
電気 : 5,100万円改善
燃料 : 1,400万円改善
(蒸気)

(5) 食品ロスの削減の推進

■ 現状の課題と政策の方向

まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスを削減するため、食品企業の製造工程で発生する規格外品などの未利用食品の寄附を受け、福祉施設等へ無料で提供するフードバンク活動を有効に活用していくことが必要である。

農林水産省では、食品ロス削減を図る一つの手段として、企業による食品寄附の促進を支援している。

また、食品ロス削減の一環として、国の災害用備蓄食品について、入れ替えにより災害用備蓄食品としての役割を終えたものについて、原則としてフードバンク団体等へ提供している。

■ 関東管内の取組状況

関東管内で役割を終えた災害用備蓄食品について、下記のとおり関東管内のフードバンク団体へ提供した。

提供（保管）場所	提供品目	賞味期限	個数
関東農政局茨城県拠点	レトルトパックごはん	令和6年（2024年）7月	300食
印旛沼二期農業水利事業所	さんま味噌煮缶詰	令和6年（2024年）12月	336食
〃	レトルトパックごはん	令和7年（2025年）5月	160食
〃	缶入りパン	令和7年（2025年）3月	96食
〃	保存水（2ℓ）	令和7年（2025年）5月	36本

* [国の災害用備蓄食品ポータルサイト](#)（農林水産省）



(6) 高温障害への対応

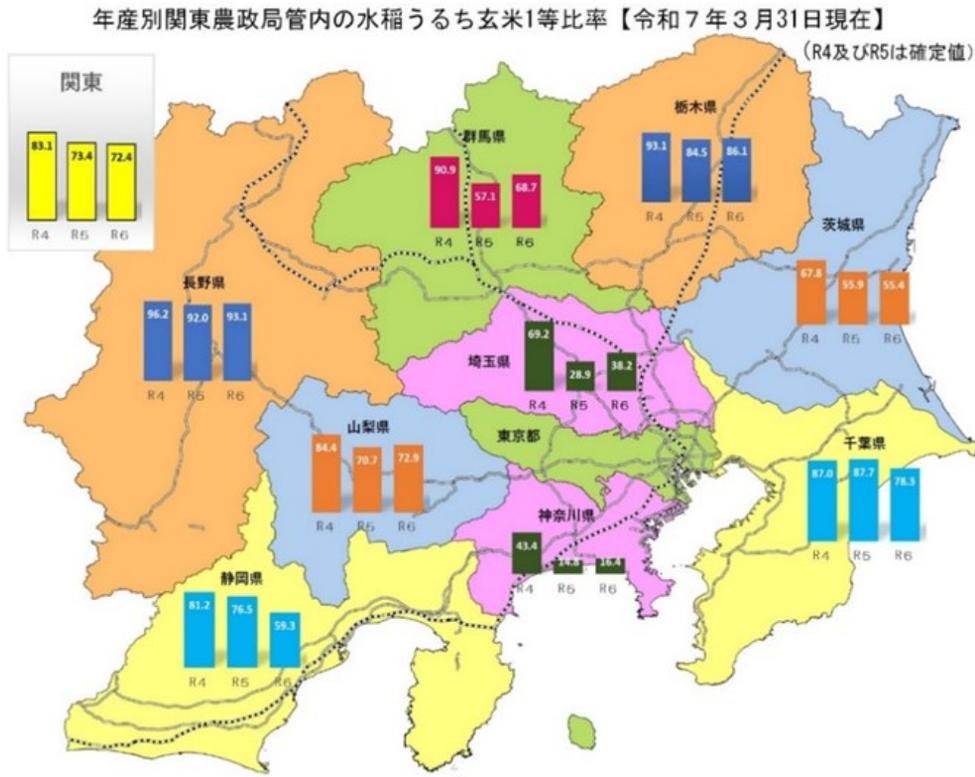
■ 現状の課題と政策の方向

近年の気候変動の影響により、水稻における高温障害による品質低下が発生している。令和5年産水稻うるち玄米の1等比率は全国的に令和4年産と比べて低く、特に北陸農政局管内の新潟県では著しく低い状況であった。

令和6年産については、東北や北陸の1等比率が持ち直したことにより、全国平均は75.9%と概ね平年並となった。しかし、関東農政局管内では、高温障害（主に基部未熟、背白粒及び腹白粒）やカメムシ等による着色粒の影響により品質が低下した。

さらに、豪雨の影響で適期刈取りができず、刈遅れによる品質低下も見られた結果、水稻うるち玄米の1等比率は72.4%となり、全国平均より3.5ポイント低い状況である。

気候変動による農作物の高温被害は深刻化しており、今後も高温条件に対応した栽培技術の確立と情報提供の強化が必要である。



* 米穀の農産物検査結果等

■ 関東管内の取組状況

関東農政局では、関係機関と連携し、生産現場への情報提供と対策の促進を図るため、以下のWEB勉強会・会議を開催した。



1. 農作物等の高温対策WEB勉強会（令和6年8月開催）

目的：農業現場における高温対策の理解を深めること

参加者：約270名（生産者、都県・市町村職員、JA職員等）

内容：

- ・「気候変動への対応と私たちの暮らし」（環境省 関東地方環境事務所）
- ・「最新の季節予報について」（気象庁 東京管区气象台）
- ・「栃木県農産物生産における気候変動適応ガイドについて」（栃木県）

2. 高温条件に対応した水稲作WEB会議（令和7年（2025年）1月開催）

目的：令和7年産に向けた水稲の高温対策を支援すること

参加者：約380名（生産者、行政機関、JA関係者等）

内容：

- ・「近年の温暖化傾向と令和5・6年度猛暑年の特徴、水稲作への影響」（農研機構）
- ・「斑点米カメムシ類の被害と防除法」（農研機構）
- ・「各都県における高温対策の取組」（関係自治体）



■ 現状の課題と政策の方向

農業者の減少や高齢化、農村集落機能の低下が進行する中、農村は食料の安定供給と多面的機能を担う基盤である。

しかし、限界集落では人材不足が深刻化し、農地の維持が困難な事例が見られる。土地改良事業を実施する際には、整備後に農地として維持できない土地が生じないように、粗放的利用や林地化も含め、地域で事前に徹底した議論を行うことが重要である。

政策の方向としては、農村に多様な人が住み続けられるよう、所得と雇用機会、生活インフラの確保を図るとともに、土地改良区や多面的機能支払活動組織の体制整備・強化を推進し、地域協働力を発揮することが求められる。

■ 関東管内の取組状況

日本型直接支払の実施

<多面的機能支払い>

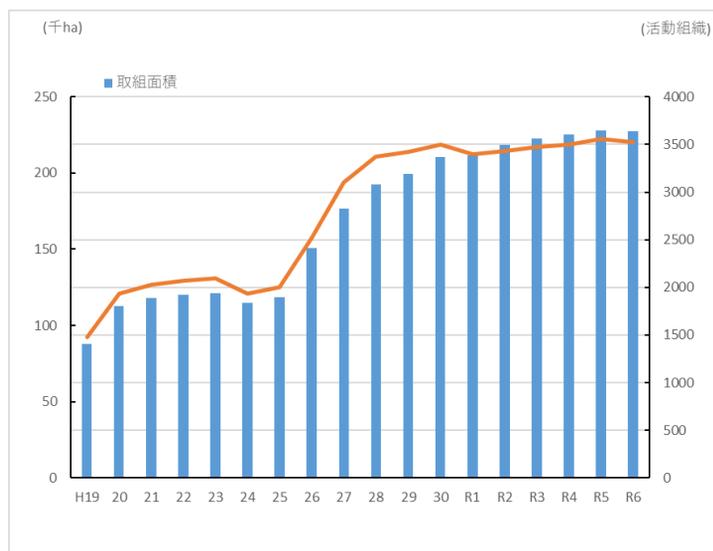
農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、国は多面的機能支払交付金により、地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援している。

過疎化や高齢化の進行に伴い活動の継続が困難な組織に対しては、組織の広域化による事務負担の軽減等の対策を推進している。

令和6年度の関東管内の取組面積は、22.7万haで前年度に比べ0.8千ha減少し、取組組織は、3,527組織で前年度に比べ29組織減少した。

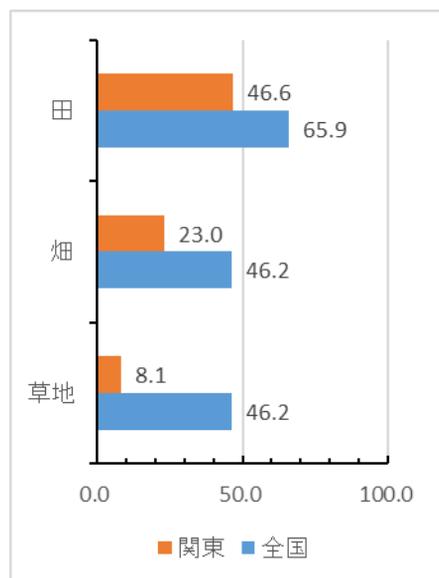
また、関東管内の一部県において、地域人材の創出を図るため、農村との連携・協働を企業や大学等へ呼びかけるマッチング支援の取組が始まっている。

【図表15-1-1】 関東管内多面的機能支払交付金実施状況
農地維持交付金



資料：農林水産省調べ

地目別のカバー率
(令和6年(2024年))



【概要】

- 小谷村は北アルプスの白馬乗鞍岳の麓、標高600～800mに位置し、扇状地形の農地と姫川を挟んだ点在農地を含む典型的な山間農業地域である。
 - 令和3年度に村内にある8集落のうち7集落で組織の広域化を図り、広域協定活動組織を設立した。
 - 都市農村交流を推進するとともに、広域化により集落間の協力体制が進み、村全体で共同活動に取り組んでいる。
- 《認定農用地面積100.1ha（田96.0ha、畑4.1ha）》

活動開始前の状況や課題

- 特定農山村・振興山村・過疎の指定を受けており、高齢化が進み担い手不足に悩んでいる地域でもあり、農村環境の維持・保全が懸念されていました。



草刈り作業

取組内容

- 農業者、地域住民協働で年12回程度総出で、農道や農地周り、水路の草刈り作業を実施している。また、農道の砂利敷きや舗装など地元の直営施工で実施しています。
- 村総出で鳥獣害防止柵を設置し下草刈りなどの維持管理を実施しています。



農道の舗装



鳥獣害防止柵の設置作業

取組の効果

- 福祉施設と連携して遊休農地へ作物を作付けしています。
- 棚田オーナー制度により棚田の維持管理を行うとともに収穫した米から地元の日本酒を製造するなど、集落間で連携し様々な取組を実施し、農地の維持に貢献しています。



福祉施設と連携した作物の定植



棚田オーナー制度による稲刈り

小谷村



【地区の概要】

- ・取組面積：100.1ha
（田96.0ha、畑4.1ha）
- ・資源量：開水路 31.5km
農道 37.2km
- ・構成員：農事組合法人、東京農業大学、自治会
- ・交付金：約7.8百万円
（農地維持支払 資源向上支払（共同、長寿命化））

■ 現状の課題と政策の方向

農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマスや営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーを創出し、地域内で活用することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減等に貢献することを目指している。

また、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった課題の解決に寄与するものとして、先導地域を核に地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを農林漁業関連施設等で循環利用する資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

■ 関東管内の取組状況

(1) バイオマスの利活用の推進

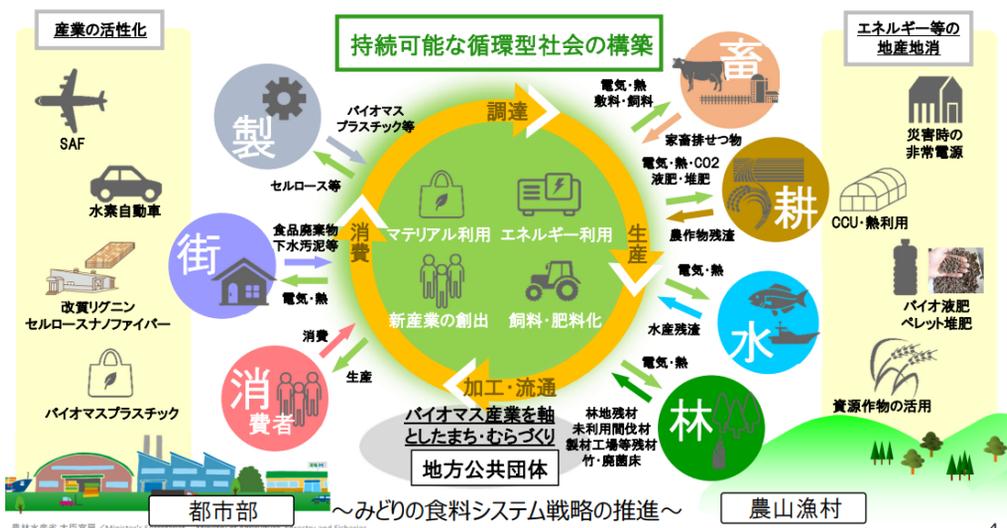
カーボンニュートラル特性を持つバイオマスを電気・熱、燃料、肥料等へ変換し活用することで、温室効果ガス低減、化石燃料使用量削減等の環境負荷低減活動や、化学肥料使用量削減による有機農業の拡大に貢献するとともに、農山漁村の活性化や循環型社会の形成といった我が国の課題解決に寄与するものであり、その導入及び拡大を加速化することが強く求められている。

(取組の概要)

みどりの食料システム戦略をはじめ、関係府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の連携の下、バイオマス産業都市の選定・支援などの施策を通じてバイオマスの活用を推進している。

用語の解説（農林水産省所掌の定義）

農林水産省におけるバイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を示す概念で、動植物に由来する有機物資源（化石資源を除いたもの）である。



【事例】 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進（神奈川県）

株式会社Jバイオフードリサイクルでは、飲食店等から排出される食品廃棄物を活用し、メタン発酵バイオガス発電及び発酵残渣の肥料利用に取り組んでいる。メタン発酵バイオガス発電から発生する発酵残渣は、普通肥料（バイオ液肥「はまのしずく」、バイオ固形肥料「はまみのり」）として農林水産省に登録し、販売を行っている。

また、バイオ液肥を圃場にて実証散布し、慣行栽培との生育状況や収量の比較を行ったほか、最適な散布方法の検討、病害抑制効果の検証等を行った結果、生育及び収量に大きな差がないことを確認した。

さらに、バイオ液肥等で栽培した農作物のブランド化を目指し、野菜シールを作成して農家に提供するなど、一般消費者への普及啓発活動を行っている。



【事例】 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進（神奈川県）

NTT東日本グループの株式会社ビオストックは、従前より高崎市の委託事業として給食残渣のリサイクル（堆肥化）を行ってきたが、新たに同敷地内にバイオガスプラントを建設し、再生可能エネルギーを創出する施設へリニューアルを進めている（令和6年度竣工予定）である。

原料は市内で発生する給食残渣と食品廃棄物を予定しており、自施設や地域での電力利用及び堆肥の製造により、地産地消型の資源循環システムの構築を図るものである。



■ 現状の課題と政策の方向

農泊は農山漁村の所得向上や地域活性化の重要な柱であるが、現状では宿泊施設や受入体制の整備不足、地域資源の魅力発信力の弱さ、担い手不足などが課題である。また、訪日外国人旅行者の誘致に向けた情報発信や多言語対応も十分とは言えない。このため、政策の方向として、国は農山漁村振興交付金（農泊推進型）により、農泊をビジネスとして実施するための体制構築や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組を支援する。さらに、企業や大学との連携による人材確保、ICTを活用した予約・決済システムの導入など、持続可能な農泊モデルの形成を推進することが求められる。

■ 関東管内の取組状況

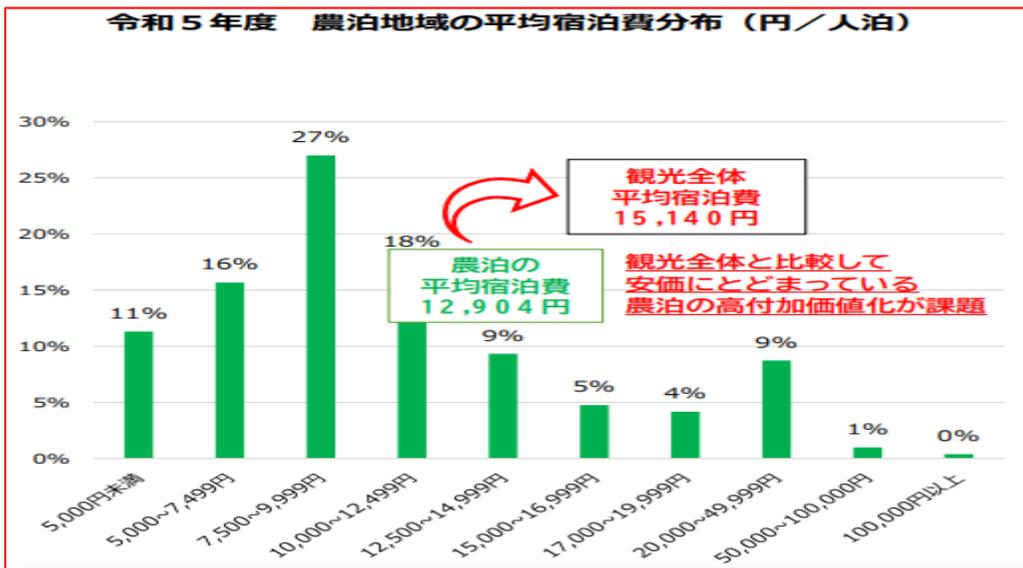
国は、農泊をビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流を促進することで、農山漁村における所得向上と地域の活性化を図ることを目的として、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）により、農泊の実施体制の整備、観光関係者と連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、取組に必要な人材育成、古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設の整備などを支援している。

関東管内では、平成29年度から令和6年度末までの8年間に、農山漁村振興交付金（農泊推進型）により138地区を採択し、「農泊地域」と位置付けている。農泊地域における1泊あたりの平均宿泊費は1万2千円であり、観光旅行全体の1万5千円に比べ安価にとどまっている。

このため、農泊地域への誘客による消費拡大を図るため、農泊の高付加価値化が課題となっている。



【図表17-1-1】 高付加価値化の課題



資料：農林水産省令和6年（2024年）「農泊をめぐる状況について」

地域資源を活用し、観光・交流の魅力や経済的価値を創出する農泊の取組が、ビジネスとして継続し、農山漁村へ国内外の観光客を呼び込めるよう、多様化するニーズに対応できる実施体制の整備や高付加価値な観光コンテンツの開発などを引き続き支援するものである。

ここでいう価値とは、農山漁村ならではの自然景観、農業体験、伝統文化、食文化などを魅力ある観光コンテンツとして提供する観光価値、宿泊や体験を通じた収益や農林水産物の消費拡大による経済的価値、さらに地域ブランド価値を指すものである。

また、活用可能な関係省庁の補助事業や人材育成のためのセミナー等の情報提供を行うとともに、農泊地域が連携して課題解決に取り組むための都県単位のネットワーク構築を推進するものである。

用語の解説

「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことである。地域資源を観光コンテンツとして活用し、訪日外国人旅行者を含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る。

- * [農泊の推進について](#)（農林水産省）
- * [農山漁村振興交付金](#)（農林水産省）



■ 現状の課題と政策の方向

中山間地域は食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地などの条件不利性に加え、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地の発生、鳥獣被害の増加など厳しい状況に置かれている。このため、将来に向けて農業生産活動を維持するための取組を推進する必要がある。

国は、高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、農業・農村が有する水源涵養機能や洪水防止機能などの多面的機能を確保するため、「中山間地域等直接支払交付金」により農業生産活動を維持する取組を支援している。

また、「中山間地農業ルネッサンス事業」により、地域コミュニティによる農地等の資源維持・継承に向けた意欲ある農業者の取組を総合的に支援し、美しく活力ある農山村の実現を推進している。

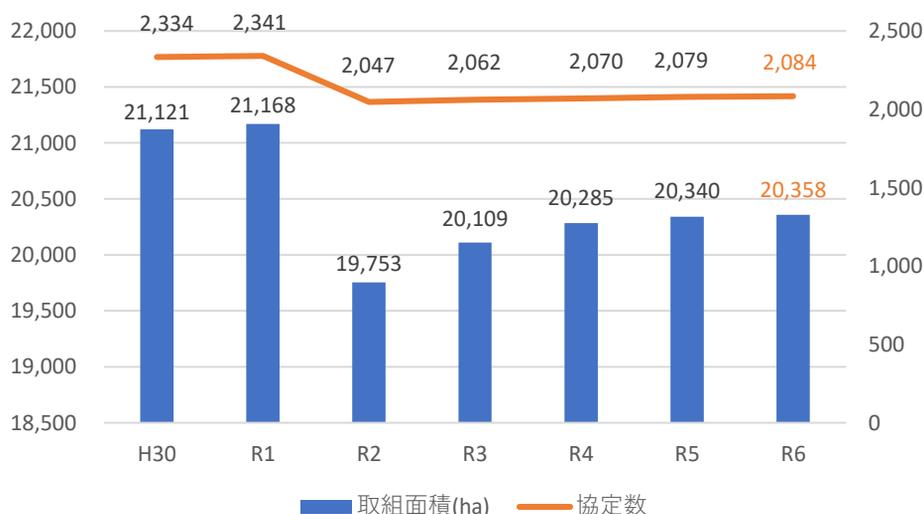
■ 関東管内の取組状況

中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度については、令和2年度より第5期対策が開始されている。令和7年（2025年）3月現在、関東管内の171市町村で2,084協定（集落協定2,054、個別協定30）が締結され、2万358ha（集落協定1万9,847ha、個別協定511ha）の農用地で、農地の法面管理、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈及び景観作物の作付などの取組が実施されている。

第5期対策の5年目（第5期対策の最終年であり、令和7年度より第6期対策が開始され、前年度に比べ、協定数では0.2%の増加、取組面積では0.1%の増加となった。

【図表18-1-1】 関東管内の中山間地域等直接支払制度の実施状況



* [中山間地域等直接支払制度](#)

* [中山間地農業ルネッサンス事業](#)（農林水産省）

◆ 集落協定の統合を契機とした若手農業者を中心とした体制整備
【静岡県浜松市春野町 砂川集落協定】

○ 概要

静岡県浜松市の中北部に位置し、市街地から約42km、隣接市から約40kmの山間部にある集落であり、中山間地域等直接支払制度に係る集落協定参加者の対象農地ではすべて茶を栽培している。

活動開始当初は高齢化率が30%台であったが、現在は46%を超えており、傾斜地にある茶畑での作業は特に重労働であるため、今後茶畑の維持が困難になることが地域の不安であった。

また、従前は小規模なまとまりで集落協定を締結していたが、協定ごとに年齢構成や事務処理能力に差があり、高齢化により重労働や事務処理が障害となり、個々の協定では活動継続が困難な状況にあった。このため、平成27年度（第4期対策期間）にまず4つの集落協定を統合し、その後、第5期対策（令和2年度～令和6年度）において追加で2つの集落協定を統合した。

【面積：17.3ha、参加者：10人、協定開始：平成12年～】



茶園を見下ろす風景



傾斜地の茶園その1

○ 成果

集落協定の統合等により、協定事務の一元化が行われ、事務処理の負担軽減が図られていることから、若手農業者を中心とした体制で協定の事務を実施している。

この若手農業者は、肥料の年間設計や共同購入、GAP（農業生産工程管理）の取組を現場に浸透させるほか、営農相談に応じるなど、多方面で活躍している。

さらに、高齢者が所有する茶畑2haを若手農業者に集約し、管理を委託するとともに、共同で法面の草刈り等を実施している。

有機JAS認証の茶生産を目指す若手農業者への農地集約化については、協議や信頼関係の構築、農地管理の委託、共同作業の継続などの取組により、高齢農業者からも理解が得られている。現在、茶商向け販売では当初60kgであった有機紅茶が448kgまで増加しており、他の協定参加者にも声をかけ、有機生葉を有機紅茶用として譲り受け、生産量が増加している状況である。



新しい茶園整備状況



傾斜地の茶園その2

* [その他の取組事例](#)（農林水産省）

■ 現状の課題と政策の方向

関東管内の野生鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、農業現場では営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になるなど、農業従事者や捕獲従事者の高齢化が進む中、農山村に深刻な影響を及ぼしている。

関東管内では、住民参加による地域ぐるみの鳥獣対策など効果を上げている取組の横展開を通じて、効果的な被害防止対策の普及を図るとともに、広域的で効率的・効果的な取組を支援している。

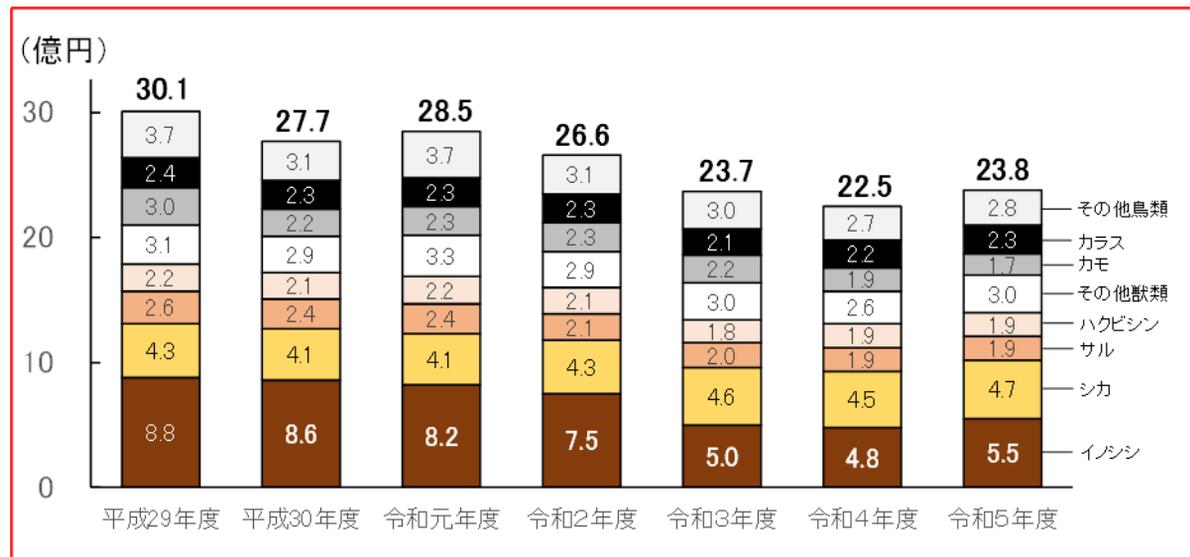
また、捕獲された鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利活用することにより、農村の所得向上につなげる取組を推進している。

■ 関東管内の取組状況

(1) 鳥獣被害対策等の推進

関東管内における令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は約23.8億円であり、前年度に比べ1.3億円（5.8%）増加している。鳥獣種類別では、イノシシ、シカ等の獣類による被害が約7割、カラス、カモ等の鳥類被害が約3割を占めている。

【図表19-1-1】 野生鳥獣による農作物被害額の推移（関東管内）



資料：関東農政局調べ

* [農作物被害状況](#)（農林水産省）



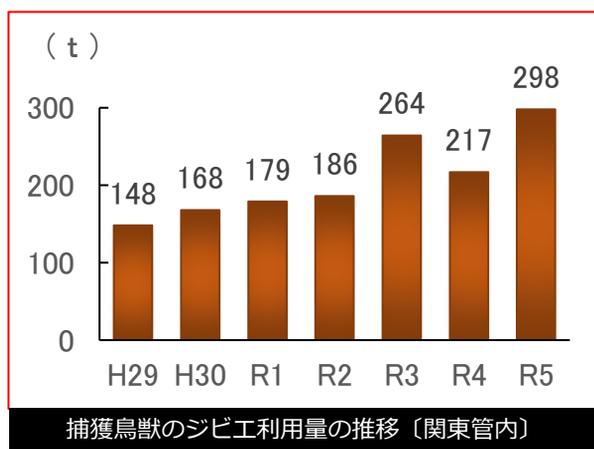
(2) ジビエ利活用の拡大

【コラム】 捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組

令和5年度の関東管内のジビエ利用量は298tであり、平成29年度の約2倍となった。

関東管内では、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながったモデル地区として、長野市において処理加工施設の整備を行い、令和元年度から稼働を開始している。

また、農林水産省では、ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、「国産ジビエ認証制度*」を制定している。関東管内では、「信州富士見高原ファーム（長野県富士見町）」、「長野市ジビエ加工センター（長野県長野市）」、「伊豆市食肉加工センター（イズシカ問屋）（静岡県伊豆市）」、「丹波山村ジビエ肉処理加工施設（山梨県丹波山村）」、「朝霧高原ジビエ（静岡県富士宮市）」、「オーガニックブリッジ（千葉県木更津市）」、「ジビエ工房茂原（千葉県茂原市）」、「桜東風sakuragochi 皆野ジビエ加工場（埼玉県皆野町）」、「富士吉田市立富士山ジビエセンター（山梨県富士吉田市）」の9施設が認証されている。



資料：[野生鳥獣資源利用実態調査](#)

* [ジビエ利用の推進について](#)（農林水産省）

用語の解説

* 国産ジビエ認証制度は、国が定めた衛生管理基準に適合した処理施設を認証し、安全・安心なジビエ肉を提供する仕組みである。



(1) 棚田の振興

■ 現状の課題と政策の方向

我が国の棚田は、農産物の供給、水源の涵養に加え、良好な景観を形成する等の多面的機能を有しているが、その保全には多くの人手を要することから、担い手の減少等により荒廃の危機に直面している。

このため、令和元年（2019年）8月に施行され、令和7年（2025年）3月改正により延長された「棚田地域振興法」により、多様な主体が参画する指定棚田地域振興協議会による棚田を核とした地域振興の取組を、関係府省庁横断で総合的に支援している。

関東農政局では、同法に基づく国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の支援を実施している。

■ 関東管内の取組状況

関東管内では、令和7年（2025年）3月末時点で6県52地域が指定棚田に指定されており、そのうち21協議会が指定棚田地域振興活動計画の認定を受けている。

関東管内には3,267箇所（千枚田）の棚田が存在し、全国の6.0%を占め、長野県及び栃木県に多い。

関東農政局では、本局職員及び各都県拠点の地方参事官を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、関係都県及び市町村と連携して棚田地域の振興のための支援を行っている。このほか、関東農政局「消費者の部屋」及び埼玉県男女共同参画推進センター交流サロンにおいて、令和6年（2024年）10月に長野県上田市で開催された「第29回全国棚田（千枚田）サミットin上田」や「つなぐ棚田遺産」に関する特別展示を実施し、棚田地域の魅力をPRした。



埼玉県男女共同参画推進センター交流サロンにおける特別展示

各棚田地域では、棚田の保全活動だけでなく、小学生体験学習の受入体制の整備、棚田を活用したキャンプや各種イベントの開催、高齢者の生活支援等を行っている。

また、国の事業以外にもクラウドファンディングや民間資金を活用して活動を行っている。具体的な取組事例として、例えば、地域の農業者とNPO法人が連携した棚田の維持・保全や農業体験、自然体験などを通じ、生物多様性に富んだ農村の原風景を次世代につなぐための活動や、生物多様性の保全活動、大学と連携した自然調査を実施して「棚田の生き物図鑑」を発刊するなどの活動（神奈川県：名古屋の棚田群）が挙げられる。

また、棚田で作ったお米から作った日本酒に付加価値を与え、地域産業に貢献している取組（長野県：稲倉の棚田など）も多くみられる。

用語の解説

「棚田」とは、傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるものである。農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産である。

よこね田んぼ（長野県飯田市）



(2) 多様な機能を有する都市農業の振興

■ 現状の課題と政策の方向

都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験の場や災害時の避難場所の提供など、都市住民の良好な生活環境の保全にも寄与しており、その推進を図ることが必要である。

【政策の方向】

都市農業の安定的な継続のため、都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する施策等の推進のほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による新たな制度の普及・啓発に加え、農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）による住民と共生する農業経営の実現や都市農業の情報発信、都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備等を支援する。

■ 関東管内の取組状況

関東管内における本法律に基づく令和5年度末の事業計画認定等の状況は、借りた生産緑地で自ら耕作する事業を行うものが5都県55市区で386件となっており、これは全国の約6割である。

また、借りた生産緑地で市民農園（貸し農園）を開設するものは5都県33市区で7,349区画となっており、全国の約7割を占めている。さらに、令和6年度には農山漁村振興交付金を活用し、マルシェ等の開催による都市農業の情報発信を行った団体が1団体、都市部の空闲地等を活用した農的空間の創出に取り組んだ団体が2団体、有機農業等の普及に取り組んだ団体が1団体である。

【図表20-2-1】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等の状況（令和5年度末）

① 借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合

② 借りた都市農地で市民農園（貸し農園）を開設する場合

都県名	市区数	事業計画の認定状況	
		件数	面積 (㎡)
埼玉県	6	11	38,340
千葉県	8	18	39,537
東京都	30	310	538,329
神奈川県	10	45	74,619
静岡県	1	2	4,923
関東計	55	386	695,748
全国計	89	604	993,859

都県名	市区数	特定都市農地貸付けの承認状況		
		件数	面積 (㎡)	農園区画数
埼玉県	5	8	12,104	755
千葉県	4	5	17,064	692
東京都	17	36	56,655	4,272
神奈川県	6	14	21,511	1,394
静岡県	1	3	2,914	236
関東計	33	66	110,248	7,349
全国計	52	121	173,672	10,892

【図表20-2-2】 農山漁村振興交付金（都市農業共生推進等地域支援事業）実施状況（令和6年度）

事業実施主体名	取組地域	実施年度	取組メニュー
農と親しみ江東区の共生社会を考える協議会	東京都江東区	R05～R06	【都市農地創設支援型】 農的空間の創出
株式会社ネイバースファーム	東京都日野市、国立市	R05～R06	【地域支援型】 マルシェ等の開催
ローカルフードサイクリング株式会社	東京都渋谷区、江東区、調布市 福岡県福岡市	R06～R07	【モデル支援型】 有機農業等の普及
学校法人日本社会事業大学	東京都清瀬市	R06～R07	【都市農地創出支援型】 農的空間の創出

- * [都市農業について](#)（農林水産省）
- * [農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）の概要](#)（農林水産省）
- * [都市農地の貸借がしやすくなります](#)（農林水産省）



◆ ワインづくりを通して、都市農業の魅力を発信！
【東京ワイナリー 越後屋 美和さん：東京都練馬区】

○ 概要

東京ワイナリーは、西武池袋線「大泉学園駅」より徒歩10分に立地している。

東京の農業を元気にしたいとの思いから、平成26年（2014年）に東京23区初のワイナリーを設立し、設立2年後からは練馬区内の6件の農家にブドウ栽培を依頼し、自らも手伝う形で関わりながら、栽培されたブドウを買い取り、練馬産ワインの製造を始めた。

醸造用ブドウを17種類栽培し、30～40種類のワインを製造し、ワイナリーの店舗やオンラインショップ、小売店等で販売している。

経営面積は31a（全て生産緑地）であり、耕作しきれない生産緑地の所有農家から相談を受け、令和元年（2019年）に都市農地貸借円滑化法を活用し、農地の貸借を実現した。

○ 取組の特徴

・ワインづくりを通して東京農業、東京野菜の魅力を広めるため、立ち上げ当初から地域とのつながりを重視し、区内農家や飲食店等と協働して「ねりまワインプロジェクト」に取り組んでいる。

・同プロジェクトでは、醸造用ブドウの栽培技術を学びたい人向けのクラブ活動「栽培くらぶ」、ブドウ栽培からワイン醸造までの作業を手伝っていただく「ねりまワインファームメイト」を常時募集しており、現在約1,000名の登録がある。

・ワインの搾りかすは近隣の農家に堆肥として利用されており、練馬区で生産が盛んなブルーベリー畑への施用に適している。

・今後は、練馬産ブドウの収量を増やすこと、後継者の育成にも力を入れていくことを目標とし、将来的にはワイナリーや農家レストラン等の施設を畑に隣接した場所に設けることで、ワインをきっかけとした地域づくりに貢献したいと考えている。

※東京ワイナリーのHPは、[こちら](#)を参照



東京ワイナリーの越後屋さん



自社園場「Tetto」

■ 現状の課題と政策の方向

近年は日本各地で地震や大雨等による大規模な自然災害が発生する頻度が高まっており、我が国の農林水産業では、農作物や農地・農業用施設等に甚大な被害が発生している。

自然災害が頻発化・激甚化する中、被害を最小化していくためには、農業水利施設等の防災・減災対策を講ずる必要がある。このため、農業・農村分野では、国土強靱化施策のうち、特に重点的かつ、集中的に講ずるべき対策として「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月閣議決定）」に基づき「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」等を実施している。

（近年は地震や大雨等による被害が継続的に発生）

「平成28年（2016年）熊本地震」、「平成30年（2018年）北海道胆振東部地震」、「令和元年（2019年）東日本台風」、「令和6年（2024年）能登半島地震」を始めとして、近年、日本各地で地震や大雨等による大規模な自然災害が発生している。

関東農政局管内においては、令和元年（2019年）東日本台風により、長野県の千曲川が決壊してリンゴや米などの農作物のほか、農地・農業用施設の被害が発生した。また、令和4年（2022年）台風第14号・第15号により、静岡県のカキ園やわさび田などに被害が発生した。



令和元年（2019年）東日本台風に伴う河川決壊
（長野県長野市）



令和元年（2019年）東日本台風に伴う 樹園地被害
（長野県中野市）



令和4年（2022年）台風第14号・第15号に伴う茶園被害
（静岡県袋井市）

■ 関東管内の取組状況

（1）農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

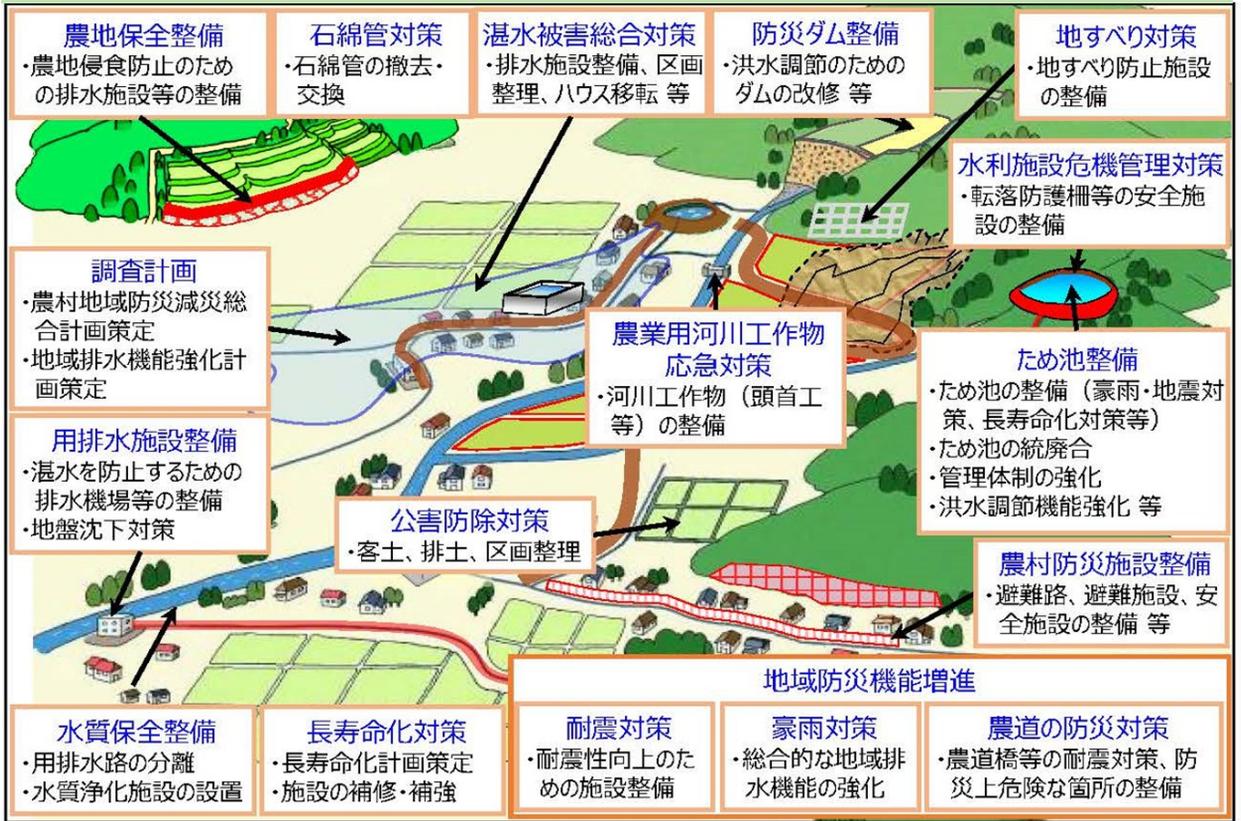
（取組の概要）

令和6年度に関東農政局管内で実施中の「農村地域防災減災事業＊」の実施地区数は280地区となっており、主な事業内容は、農業用ため池整備、用排水施設整備、農地保全整備、農業用河川工作物応急対策、地すべり対策などである。

用語の解説

「＊農村地域防災減災事業」とは、地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進する事業である。

〈 農村地域防災減災事業のイメージ 〉



（２）防災重点農業用ため池の防災工事等の推進

農業用ため池は、全国に約15万か所存在しており、そのうち、決壊等により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある「防災重点農業用ため池*」は、令和7年（2025年）3月末時点で、全国に約5万2千か所存在する。

こうした中、自然災害リスクの高まりを受けて、平成31年（2019年）に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）、令和2年（2020年）に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号）が施行されており、これらの法に基づき農業用ため池の適切な管理保全や防災重点農業用ため池の防災工事等を推進している。

関東農政局管内の防災重点農業用ため池は、令和7（2025年）3月末時点で2,250か所*であり、令和6年度において、そのうち約100か所の防災重点農業用ため池について農村地域防災減災事業等で防災工事等を実施している。



用語の解説

「防災重点農業用ため池」とは、決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池であり、具体的な基準としては、①ため池から100m未満の浸水区域に住宅等があるもの、②ため池から100～500mの浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの、③ため池から500m以上の浸水区域内に住宅等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの、④地形条件、住宅等との位置関係、管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めたものである。

用語の解説

関東農政局管内防災重点農業用ため池数：2,250箇所（2025年3月末時点）
茨城県 36、栃木県 177、群馬県 195、埼玉県 245、千葉県 383
東京都 7、神奈川県 2、山梨県 89、長野県 678、静岡県 438

【事例】農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）の取組状況

【静岡県牧之原市 ため池群 坂口谷川（さぐちやがわ）地区】（R5事業完了）

農業用ため池の決壊等による下流域への被害を未然に防止するため、洪水吐の流下能力が不足している農業用ため池を改修。

○ 地区の現状

二ノ谷池は、明治時代に築造された農業用ため池であり、洪水吐の流下能力が不足しており、大雨時に洪水が堤体を越流、決壊することで、下流の農地、家屋等に甚大な被害を及ぼすことが懸念されていた。



堤頂から池敷内



洪水吐整備前



放水路整備前



堤体下流から全景



洪水吐整備後



放水路整備後

○ 事業による効果

令和4年度までに農業用ため池の洪水吐と放水路の整備を行ったことで、令和4年（2022年）台風第15号に伴う大雨で発生した洪水を安全に流下させることができ、ため池の決壊による下流の農地、家屋等への被害を防止した。

卷末参考

1 令和6（2024）年度表彰受賞者等のリスト（関東管内）

第63回 農林水産祭

【天皇杯】

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者（敬称省略）
長野県	下伊那郡 松川町	多角化経営	令和5年度全国優良経営体表彰	株式会社なかひら農場 代表 中平 義則

【内閣総理大臣賞】

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者（敬称省略）
群馬県	前橋市	畜産	第53回日本農業賞	須藤 晃 須藤 淳子

【日本農林漁業振興会会長賞】

都県	市町村	部門	表彰行事	受賞者（敬称省略）
長野県	松本市	多角化経営	第53回日本農業賞	株式会社かまくらや 代表 藤本 孝介
茨城県	石岡市	むらづくり	第46回豊かなむらづくり全国表彰事業	特定非営利活動法人アグリやさ と 代表 柴山 進

* [令和6年度（第63回）農林水産祭天皇杯等の選賞について](#)（農林水産省）

第9回 食育活動表彰

【農林水産大臣賞】

都県	部門	受賞者（敬称省略）
神奈川県	教育関係者・事業者部門	養牛部（神奈川県立相原高等学校）

【消費・安全局長賞】

都県	部門	受賞者（敬称省略）
静岡県	ボランティア部門	伊豆市健康づくり食生活推進協議会
神奈川県	ボランティア部門	横須賀地区栄養士連絡協議会
千葉県	ボランティア部門	富津市食生活改善サポーターの会
東京都	教育関係者・事業者部門	NESラボステーション（立正大学法学部 社会学・教育学ゼミナール）
東京都	教育関係者・事業者部門	東京都農業協同組合中央会
東京都	企業の部	ハウス食品グループ本社株式会社
東京都	企業の部	カルビー株式会社
東京都	企業の部	株式会社雨風太陽

* [第9回 食育活動表彰 結果](#)（農林水産省）

未来につながる持続可能な農業推進コンクール

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
長野県	南佐久郡南牧村	GAP部門	長野八ヶ岳農業協同組合

【農産局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	伊勢崎市	GAP部門	株式会社国太郎

* [令和6年度「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」受賞者](#)（農林水産省）

【関東農政局長賞】

都県	市町村	受賞者	10a当たり単収 (kg/10a)	地域基準単収との差 (kg/10a)
茨城県	下妻市	鈴木 秀史	715	+170

* [「令和6年度飼料用米多収日本一 関東農政局長賞」受賞者の取組概要](#)

農山漁村女性活躍表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	大田原市	女性地域社会参画部門 （組織）	大田原市農業委員会 代表 荒井 一夫
栃木県	那珂川町	若手女性チャレンジ部 門	小林 千歩

【経営局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
埼玉県	秩父市	女性地域社会参画部門 （個人）	横田 友

【農山漁村男女共同参画推進協議会長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
山梨県	南アルプス市	女性地域社会参画部門 （組織）	山梨きら星ネット 代表 齊藤 眞知子
千葉県	富里市	女性活躍経営体部門	株式会社 アグリシアJAPAN 代表 津田 乃梨子・津田 壮一郎
埼玉県	さいたま市	若手女性チャレンジ部	合同会社 十色 代表 サカール 祥子

* [令和6年度 農山漁村女性活躍表彰 受賞個人・団体 活動概要](#)（農林水産省）

輸出に取り組む優良事業者表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	取扱品目	受賞者（敬称省略）
静岡県	静岡市	有機栽培茶	株式会社カクニ茶藤
東京都	港区	食肉	スターゼン株式会社

【輸出・国際局長賞】

都県	市町村	取扱品目	受賞者（敬称省略）
静岡県	御前崎市	鯉節、削り節、抹茶	丸啓鯉節株式会社

* [令和6年度輸出に取り組む優良事業者表彰」受賞者](#)（農林水産省）

全国優良経営体表彰

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	前橋市	経営改善部門	株式会社桜井畜産 代表 桜井 克真

【経営局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
静岡県	三島市	経営改善部門	高木 洋

【全国担い手育成総合支援協議会会長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	日光市	経営改善部門	有限会社ジオルディカワムラ
栃木県	大田原市	経営改善部門	岩城 善広
栃木県	足利市	経営改善部門	株式会社鶴田ファーミング
埼玉県	東松山市	経営改善部門	森田 義政
千葉県	大網白里市	経営改善部門	農事組合法人南横川ライスセンター
群馬県	前橋市	担い手づくり （ア）部門	有限会社三輪農園
東京都	あきる野市	販売革新部門	東京和牛株式会社

* [令和6年度 全国優良経営体表彰](#)（農林水産省）

第12回 「食品産業もったいない大賞」

【農林水産省大臣官房長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
山梨県	上野原市	株式会社流行

【食品産業もったいない大賞審査委員会審査委員長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
静岡県	静岡市	ヨシケイ開発株式会社

* [第12回 食品産業もったいない大賞](#)（農林水産省）

豊かなむらづくり全国表彰事業

【日本農林漁業振興会会長賞・農林水産大臣賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
茨城県	石岡市	特定非営利活動法人アグリやさと

【農林水産大臣賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
栃木県	大田原市	大田原とうがらしの郷づくり推進協議会
静岡県	浜松市	特定非営利活動法人こいねみさくぼ

【関東農政局長賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
埼玉県	深谷市	ふかや西部野菜協議会青壮年部

* [豊かなむらづくり全国表彰事業](#)

【関東農政局長賞最優秀賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
栃木県	芳賀町	芳賀町多面的機能支払交付金活動協議会
千葉県	匝瑳市	匝瑳里地里山保全会
長野県	小谷村	小谷村環境保全組合

【関東農政局長賞優秀賞】

都県	市町村	受賞者（敬称省略）
茨城県	つくばみらい市	下島環境保全会
群馬県	藤岡市	下栗須地域環境保全協議会
埼玉県	鳩山町	大豆戸地区農地・水保全管理活動組織
山梨県	北杜市	西沢堰地域資源保全会
静岡県	富士市	今神倶楽部

* [関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰](#)

ディスカバー農山漁村（むら）の宝

【第11回選定】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
群馬県	沼田市・片品村	優秀賞 コミュニティ・地産地消部門 特別賞	群馬県立尾瀬高等学校
山梨県	見延町	ビジネス・イノベーション部門	あけぼの農園株式会社

【関東農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」優良事例選定地区】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	那珂川町	コミュニティ・地産地消部門	小砂village協議会
群馬県	沼田市	コミュニティ・地産地消部門	薄根地域ふるさと創生推進協議会
栃木県	大田原市	ビジネス・イノベーション部門	那須ナチュラルチーズ研究会
東京都	新宿区	ビジネス・イノベーション部門	株式会社テーブルカンパニー 発酵温浴nifu
神奈川県	横須賀市	個人部門	菊子 晃平

* [ディスカバー農山漁村（むら）の宝](#)（農林水産省）

* [ディスカバー農山漁村（むら）の宝](#)（関東農政局）

【全国大会：大臣官房長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
茨城県	ひたちなか市 水戸市	高校の部	茨城県立海洋高等学校 茨城県立水戸農業高等学校
長野県	箕輪村	高校の部	長野県上伊那農業高等学校

【関東農政局長賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
埼玉県	さいたま市	高校の部	さいたま市立大宮国際中等教育学校 龍田 美郁ほか
埼玉県	熊谷市	大学の部	立正大学NESラボステーション

【関東農政局 特別賞】

都県	市町村	部門	受賞者（敬称省略）
栃木県	那須塩原市	高校の部	栃木県立那須拓陽高等学校農業経営科
栃木県	宇都宮市	高校の部	栃木県宇都宮白楊高等学校食品科学科食品製造分会プロジェクトチーム
千葉県	成田市	高校の部	千葉県立下総高等学校園芸科野菜専攻
長野県	箕輪村	高校の部	長野県上伊那農業高等学校 巢山弘樹ほか
長野県	安曇野市	高校の部	長野県南安曇農業高等学校生物工学科微生物活用コース
茨城県	茨城町	大学の部	茨城県立農業大学校 田上将也ほか
埼玉県	坂戸市	大学の部	女子栄養大学 杉山日南、金澤七海
埼玉県	新座市	大学の部	十文字学園女子大学高大連携「食の未来を創る」プロジェクト
東京都	三鷹市	大学の部	国際基督教大学ICU環境チーム
東京都	世田谷区	大学の部	東京農業大学 浅川真菜

* [第1回みどり戦略学生チャレンジの結果](#)（農林水産省）

* [令和6年度みどり戦略学生チャレンジ関東ブロック大会](#)

2 農業遺産の認定地域等のリスト（関東管内）

（1）農業遺産の認定地域

【世界農業遺産】

地域	農林水産業システム	認定年
静岡県掛川周辺地域	静岡の茶草場農法（しずおかのちゃぐさばのうほう）	平成25年 （2013年）
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成30年 （2018年）
山梨県峡東地域	峡東地域の扇状地に適応した果樹システム	令和4年 （2022年）
埼玉県武蔵野地域	武蔵野の落ち葉堆肥農法	令和5年 （2023年）

【日本農業遺産】

地域	農林水産業システム	認定年
埼玉県武蔵野地域	武蔵野の落ち葉堆肥農法	平成29年 (2017年)
山梨県峡東地域	峡東地域の扇状地に適応した果樹システム	平成29年 (2017年)
静岡県わさび栽培地域	静岡水わさびの伝統栽培	平成29年 (2017年)
埼玉県比企丘陵地域	比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム	令和5年 (2023年)

* [世界農業遺産・日本農業遺産](#)

(1) 世界かんがい施設遺産

都県	市町村	かんがい施設名	登録年
茨城県	北茨城市	十石堀（じゅっこくぼり）	令和元年 (2019年)
栃木県	那須塩原市	那須疏水（なすそすい）	平成29年 (2017年)
群馬県	甘楽町	雄川堰（おがわけき）	平成26年 (2014年)
群馬県	高崎市	長野堰用水（ながのせきようすい）	平成28年 (2016年)
群馬県	前橋市ほか	天狗岩用水（てんぐいわようすい）	令和2年 (2020年)
埼玉県	行田市ほか	見沼代用水（みぬまだいようすい）	令和元年 (2019年)
埼玉県	本庄市ほか	備前渠用水路（びぜんきょようすいろ）	令和2年 (2020年)
山梨県	北杜市	村山六ヶ村堰疏水（むらやまろっかむらせぎそすい）	平成28年 (2016年)
長野県	茅野市	滝之湯堰・大河原堰（たきのゆせぎ・おおかわらせぎ）	平成28年 (2016年)
長野県	佐久市	五郎兵衛用水（ごろべえようすい）	平成30年 (2018年)
長野県	松本市、安曇野市	拾ヶ堰（じっかせぎ）	平成28年 (2016年)
静岡県	裾野市ほか	深良用水（ふからようすい）	平成26年 (2014年)
静岡県	三島市	源兵衛川（げんべえがわ）	平成28年 (2016年)
静岡県	沼津市	香貫用水（かぬきようすい）	令和4年 (2022年)
静岡県	磐田市	寺谷用水（てらだによようすい）	令和4年 (2022年)
静岡県	長泉町	本宿用水（ほんじゅくようすい）	令和5年 (2023年)
静岡県	富士宮市	北山用水（きたやまようすい）	令和5年 (2023年)

* [関東農政局管内の世界かんがい施設遺産](#)

(3) SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) 認定地域

都県	地域	地域の食	認定年
栃木県	大田原市	けんちん汁、しもつかれ	令和2年 (2020年)
埼玉県	秩父地域	ずりあげうどん、川魚料理	平成30年 (2018年)
長野県	小諸市	おにかけそば	令和元年 (2019年)
長野県	白馬村	そば料理	平成30年 (2018年)
長野県	山ノ内町	りんご、そば	令和元年 (2019年)
長野県	伊那市	そば、昆虫食	令和4年 (2022年)
長野県	佐久地域	鯉料理	令和4年 (2022年)
静岡県	浜松・浜名湖地域	うなぎ、海の幸	平成29年 (2017年)
静岡県	大井川地域	お茶、日本酒、焼津ミナミマグロ	令和2年 (2020年)

* [SAVOR JAPAN](#)

* [2025農業マップ](#)

3 地理的表示 (GI) の登録状況 (関東管内)

登録番号	名称	生産地	登録日
6	江戸崎かぼちゃ	茨城県	平成27年 (2015年) 12月22日
13	市田柿	長野県	平成28年 (2016年) 7月12日
18	三島馬鈴薯	静岡県	平成28年 (2016年) 10月12日
34	すんき	長野県	平成29年 (2017年) 5月26日
35	新里ねぎ	栃木県	平成29年 (2017年) 5月26日
36	田子の浦しらす	静岡県	平成29年 (2017年) 6月23日
38	飯沼栗	茨城県	平成29年 (2017年) 6月23日
59	水戸の柔甘ねぎ	茨城県	平成30年 (2018年) 2月7日
71	奥久慈しゃも	茨城県	平成30年 (2018年) 12月27日
77	東京しゃも	東京都	令和元年 (2019年) 5月8日
103	西浦みかん寿太郎	静岡県	令和2年 (2020年) 11月18日
119	あけぼの大豆	山梨県	令和4年 (2022年) 3月31日
130	深蒸し菊川茶、菊川深蒸し茶	静岡県	令和5年 (2023年) 3月31日
131	行方かんしょ	茨城県	令和5年 (2023年) 3月31日
136	鹿沼在来そば	栃木県	令和5年 (2023年) 7月20日
163	高山きゅうり	群馬県	令和7年 (2025年) 3月18日

* [地理的表示 \(GI\) 保護制度](#)

4 指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画（関東管内）

県名	現市町村名	指定地域数	協議会数
栃木県	那珂川町	3地域	1協議会
群馬県	沼田市	1地域	1協議会
千葉県	鴨川市	2地域	1協議会
山梨県	富士川町	1地域	—
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市、千曲市、辰野町、売木村、麻績村、白馬村、小谷村、山ノ内町、野沢温泉村、飯山市、飯島町、栄村、中川村、原村、松川村	41地域	15協議会 (中野市、山ノ内町、野沢温泉村、中川村、原村除く)
静岡県	松崎町、菊川市、浜松市	4地域	3協議会
6県	25市町村	52地域	21協議会

* 指定棚田地域は、昭和25（1950）年2月1日時点の市町村区域（旧市町村）

* 指定棚田地域振興活動計画は、指定棚田地域において設立された地域協議会により作成され認定を受けたもの。
なお、地域協議会は、複数の指定棚田地域をまたがる等柔軟に組織することが可能。

5 「つなぐ棚田資産～ふるさとの誇りを未来へ～（関東管内）

都県	市町村	棚田名	認定団体（敬称省略）
栃木県	茂木町	入郷石畑の棚田	入郷棚田保全協議会
栃木県	那珂川町	小砂の棚田	小砂village協議会
群馬県	沼田市	石墨棚田	薄根地域ふるさと創生推進協議会
埼玉県	横瀬町	寺坂棚田	寺坂棚田保存会
千葉県	鴨川市	大山千枚田	特定非営利活動法人 大山千枚田保存会
千葉県	鴨川市	川代柿ノ木代棚田	川代集落
神奈川県	秦野市	名古木の棚田群	NPO法人自然塾丹沢ドン会と農業者の会
山梨県	富士川町	平林の棚田	中山間地域等直接支払平林集落協定
山梨県	富士川町	春米（つきよね）の棚田	中山間地域等直接支払春米集落協定
長野県	上田市	稲倉の棚田	稲倉の棚田地域振興協議会
長野県	伊那市	山室の棚田	山室集落協定
長野県	伊那市	中尾の棚田	中尾集落協定
長野県	白馬村	青鬼の棚田	青鬼集落協定
長野県	小谷村	小谷村棚田群	小谷村棚田地域振興協議会
長野県	千曲市	姨捨の棚田	千曲市棚田保全推進会議
長野県	飯田市	よこね田んぼ	よこね田んぼ保全委員会
長野県	飯山市	福島棚田	福島棚田振興協議会
長野県	長野市	根越下沖の棚田	根越下沖集落協定
長野県	長野市	栃倉の棚田	伊折の棚田を守る会
長野県	長野市	大西の棚田	棚田田んぼの会
長野県	長野市	田沢沖の棚田	田沢沖集落協定
長野県	中川村	飯沼の棚田	飯沼の棚田保全協議会
長野県	麻績村	市野川棚田	市野川集落協定
長野県	野沢温泉村	野沢沖の棚田	地縁団体法人 野沢組 前坂水田管理組合
静岡県	松崎町	石部棚田	石部棚田振興協議会
静岡県	伊豆市	荒原の棚田	長野集落協定
静岡県	伊豆市	茅野の棚田	茅野集落協定（はちくぼ会）
静岡県	富士宮市	平成棚田	ふじのくに美しく品格のある邑 白糸の里
静岡県	菊川市	千框棚田	NPO法人せんがまち棚田倶楽部
静岡県	浜松市	白檀の棚田	里山元気もりもり隊
静岡県	浜松市	久留女木の棚田	久留女木里山の会、竜宮小僧の会
静岡県	浜松市	大栗安の棚田	大栗安棚田倶楽部
静岡県	沼津市	北山の棚田	北山の棚田耕作者一同

【おわりに・・・】

関東地域の食料・農業・農村は、気候変動や人口減少、国際情勢の変化など、さまざまな課題に直面しています。しかし、これらは新たな可能性を切り拓く契機でもあります。スマート農業や環境に配慮した生産、地域資源を活かした新しいビジネスモデルなど、未来に向けた挑戦はすでに始まっています。

今後も関東農政局は、生産者・消費者・企業・地域社会と連携し、持続可能で強靱な食料システムの構築を目指します。未来の農業・農村が、次世代に誇れる豊かな地域となるよう、共に歩みを進めていきましょう。



(注) 本文の記載は、原則として令和7（2025）年3月末現在のもの。

— 編集・発行 農林水産省関東農政局 企画調整室 —

〒330-9722

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-600-0600（代表）内線 3106（企画調整室）

ダイヤルイン 048-740-0310

[関東農政局 Webページ](#)

[関東食料・農業・農村をめぐる事情 Webページ](#)